

# 第5次

# 与那原町総合計画

基本構想【2019年→2028年】

前期基本計画【2019年→2023年】



「みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原」  
～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～



2019 (平成31) 年4月

沖縄県 与那原町



# 第5次与那原町総合計画

基本構想（2019～2028）  
前期基本計画（2019～2023）

# 与那原町 町歌

昭和 56 年 6 月 1 日 制定

作詞 野田猛良 作曲 城間 繁

一、

朝陽に映える 上の森  
中城湾の 風すがし  
あける町並み すこやかに  
希望ほほえみ 夢が呼ぶ  
あ、清新の 与那原町

二、

大綱曳きの 意気通り  
高さ文化を はぐくみつ  
伸びる産業 建設の  
音青空に こだまする  
見よ躍進の 与那原町

三、

伝統つぎて はらからの  
和と団結の あるところ  
自治のいしずえ ゆるぎなく  
理想の行手 ひらけゆく  
お、栄光の 与那原町

下記サイトより与那原町の紹介をみることができます

🔍 検索

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/youkoso/donnamachi/syoukai/index.html>



# みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原 ～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～

## 第5次与那原町総合計画の策定にあたって

私たち与那原町は、1949（昭和24）年4月に旧大里村（現南城市）より分離し、町政施行を開始して今年で70年を迎えます。

これまでの先人達のご尽力で、現在の人口は、町政施行当時の約5,800人から20,000人に迫り、沖縄本島南部の東海岸における中心地として飛躍的な発展を遂げてきました。

本町は、このたび、2019（平成31）年度から10年間の総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた**基本構想**とその基本構想を実現するために今後5年間の施策の基本的方向および体系を示した**前期基本計画**で構成した「第5次与那原町総合計画」を策定しました。

策定にあたっては、「町民との協働でまちづくり・地域づくりを創りあげていくという目標」のもと、住民会議やワークショップ、アンケートなどから、本町の現状や課題の抽出、町民のニーズを取りまとめた意見をいただきました。

さらに、有識者からなる総合計画審議会では、大所高所の立場から議論を重ねていただき、町議会においても、与那原町議会基本条例に基づく委員会が開催され、貴重な意見や提言をいただきました。

第5次与那原町総合計画は、与那原町民であることに誇りを持ち、明るく、豊かで住みやすく明るい未来をつくるため、町民のまちづくりに対する強い思いが詰まった計画となっております。

計画の中では、『みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原』～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～をまちの将来像とし、将来像達成のために「みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり」や「笑顔あふれるやさしいまち」などの6つの基本目標と「ひとづくり・地域づくり」、「子育て環境づくり」、「環境保全・循環型社会」、「観光」など、31項目の主要施策を掲げました。

また、今回の総合計画から、新たな取り組みとして、「大型MICE施設」、「子どもの貧困対策」、「生涯健康づくりの推進」の3つの項目を全町（庁）体制で推進すべき重要施策として位置付けました。

最後に町政施行70年の節目に策定した第5次与那原町総合計画に盛り込まれた内容を着実に実行し、町民一人ひとりが幸せを実感できるよう、今後とも、まちづくり・地域づくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2019（平成31）年4月  
与那原町長 照屋 勉



# 目次 CONTENTS

## 第1編 はじめに 1

### 第1章 計画の策定にあたって 2

- 1. 総合計画の位置づけ 2
- 2. 計画の構成と期間 2
- 3. 与那原町の概況 3

### 第2章 計画策定においてふまえるべき視点 8

- 1. まちづくりへの町民のニーズ 8

## 第2編 基本構想 11

### 第1章 まちづくりの基本理念 12

### 第2章 将来像とまちづくりの基本目標 13

- 1. 将来像 13
- 2. まちづくりの基本目標 14
- 3. 全町(庁)体制で推進すべき重要施策 20
- 4. 将来の推計人口 21

### 第3章 土地利用構想 23

## 第3編 前期基本計画 25

### 第1章 施策体系 27

### 第2章 基本目標別施策 30

#### 基本目標1 みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が<sup>つな</sup>がる新しいまちづくり 33

- 1-① 人づくり・地域づくり 34
- 1-② 自律・自立するまち 36
- 1-③ 情報の共有・共鳴で築くまち 38
- 1-④ 行財政運営 40

#### 基本目標2 「いちゃりばちよーでー」平和の心で<sup>つな</sup>がる教育文化のまち 43

- 2-① 学校教育の充実 44
- 2-② 家庭教育の定着 48
- 2-③ 青少年健全育成 50
- 2-④ 地域交流と支援体制 52
- 2-⑤ 心と体を育むスポーツ環境づくり 55
- 2-⑥ 文化の保全・継承 57

基本目標3 笑顔あふれるやさしいまち

61

- 3-① 子育て環境づくり 62
- 3-② 地域福祉・生活困窮者福祉 65
- 3-③ 障がい者(児)福祉 68
- 3-④ 高齢者福祉 71

基本目標4 快適に暮らせる美しいまち

73

- 4-① 市街地の整備・活用 74
- 4-② 道路環境の整備 76
- 4-③ 交通環境の充実 78
- 4-④ 計画的な土地利用の推進 81
- 4-⑤ 上水道 84
- 4-⑥ 下水道 86
- 4-⑦ 公園・緑地の推進 88
- 4-⑧ 住宅施策 90
- 4-⑨ 公共施設マネジメント 92

基本目標5 「ひと」と「人」が<sup>つな</sup>がる安心・安全なエコタウン

95

- 5-① 消防・救急 96
- 5-② 防災・減災 98
- 5-③ 防犯・交通安全 101
- 5-④ 環境保全・循環型社会 103

基本目標6 伝統を継承し未来に<sup>つな</sup>げる産業のまち

107

- 6-① 農林水産業の振興 108
- 6-② 商工業 110
- 6-③ 観光 112
- 6-④ 雇用促進・就業支援 115

第3章 全町(庁)体制で推進すべき重要施策 . . . . . 117

重要施策① 大型 MICE 施設

118

重要施策② 子どもの貧困対策

122

重要施策③ 生涯健康づくりの推進

125

## 資料編

1. 与那原町総合計画の変遷	130
2. 与那原町総合計画策定条例	133
3. 第5次与那原町総合計画策定基本方針	134
4. 与那原町総合計画策定スキーム	138
5. 第5次与那原町総合計画策定経緯	139
6. 第5次与那原町総合計画策定住民会議設置規則	142
7. 与那原町総合計画審議会設置規則	145
8. 与那原町総合計画策定委員会規程	147
9. 第5次与那原町総合計画の策定について（住民会議への諮問）	149
10. 第5次与那原町総合計画の策定について（審議会への諮問）	150
11. 第5次与那原町総合計画の策定について（住民会議からの答申）	151
12. 第5次与那原町総合計画の策定について（審議会からの答申）	162
13. 第5次与那原町総合計画策定住民会議名簿	163
14. 与那原町総合計画審議会名簿	165
15. 与那原町総合計画策定委員会名簿	166
16. 第5次与那原町総合計画事務局名簿	166
17. 第4次与那原町総合計画評価（概要）	167
18. 与那原町総合計画策定に係る町民ワークショップ開催概要	183
19. 第5次与那原町総合計画住民アンケート調査実施概要	188

# 第1編 はじめに

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 総合計画の位置づけ
2. 計画の構成と期間
3. 与那原町の概況

## 第2章 計画策定においてふまえるべき視点

1. まちづくりへの住民のニーズ



与那原町のイメージキャラクター「つなひきかちゃん」  
紹介ページ P29

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 総合計画の位置づけ

### ① 総合計画とは

総合計画とは、本町の最上位の計画であり将来における町のあるべき姿やこれから進むべき方向についての基本方針を定めたものです。

これまでの総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づいて策定されていましたが、法律の改正で法的な策定義務がなくなったことに伴い、町では、与那原町総合計画策定条例を制定し、今後のまちづくりの将来像を定める目的で新たな総合計画を策定しました。

### ② 総合計画の位置づけ

総合計画は、与那原町のまちづくりにおいて全ての基本となる計画です。

私たち町民が、安心・安全で快適に暮らしていくためには、教育・文化、子育て・健康福祉、社会基盤、生活・環境保全、観光・産業振興など、さまざまな分野の施策を進めていかなければなりません。

総合計画は、その施策を具体的に進めていくためにまちづくりの方向性を定めた計画で町が実施する事業は、この総合計画をもとに進めていくこととなっています。

## 2. 計画の構成と期間

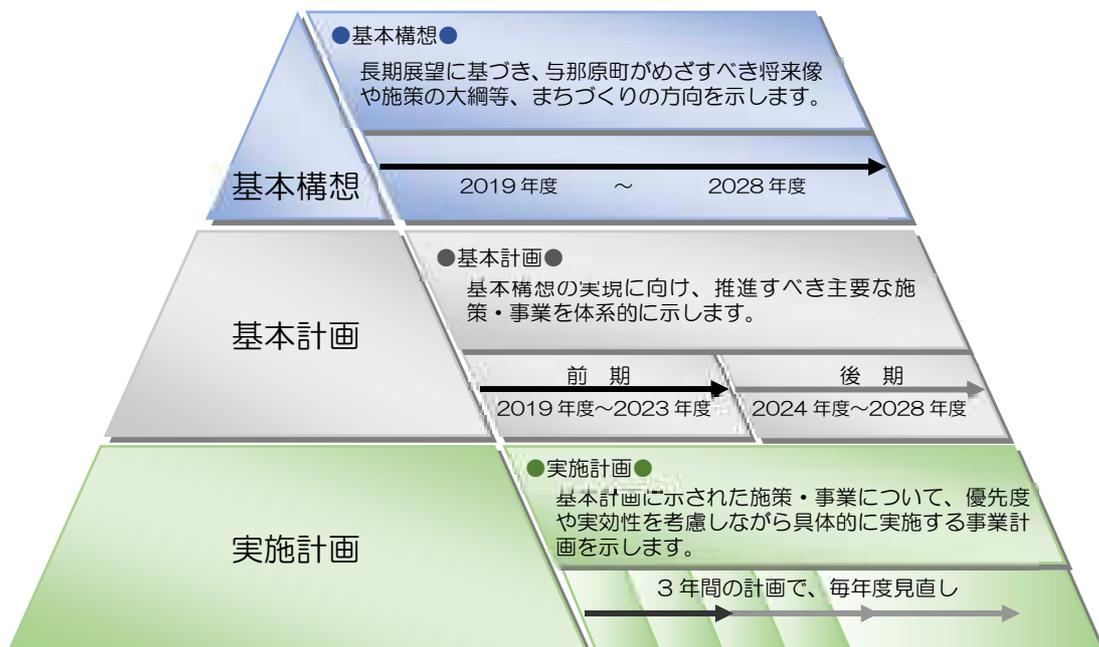
### ① 計画の構成と期間

第5次与那原町総合計画は、基本構想・基本計画で構成されています。

基本構想は総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的なまちづくりを行うために定める基本的な構想をいい、期間は2019年度から2028年度までの10年間とします。

基本計画は基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいい、期間は、2019年度から2023年度までの5年を前期基本計画、2024年度から2028年度までの5年を後期基本計画として位置づけています。

また、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める実施計画を毎年度策定します。実施計画の計画期間については、基本計画開始年度に3年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化や住民ニーズの対応も検討しつつ、毎年度見直しを行うこととします。

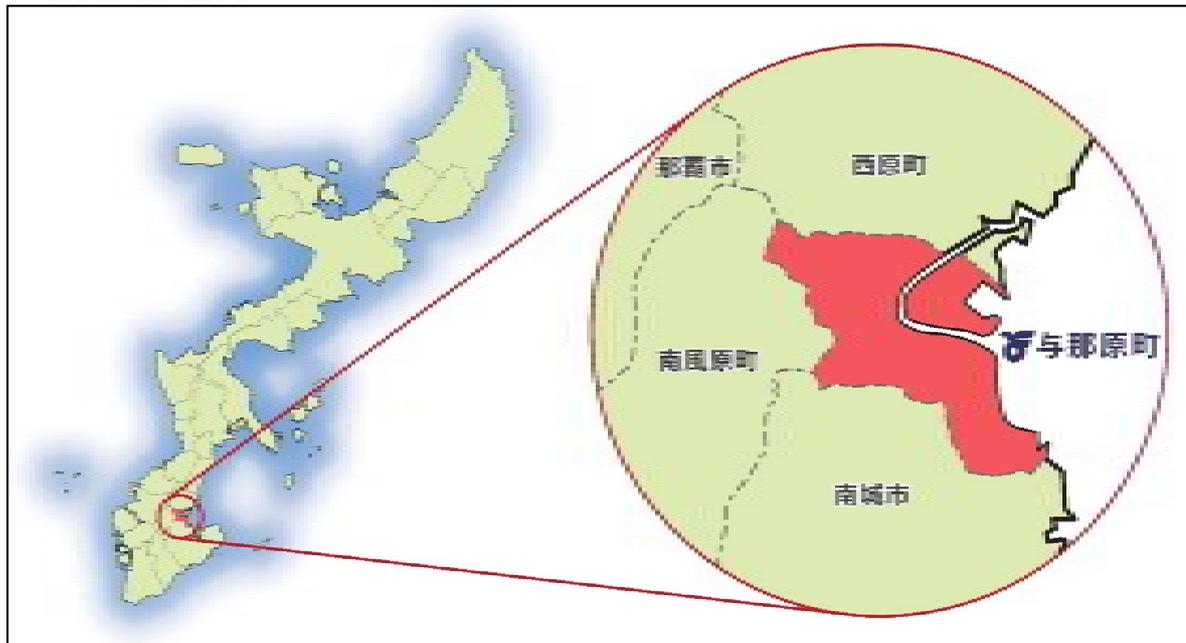


### 3. 与那原町の概況

#### ① 位置、地勢

与那原町は、沖縄本島南部地域の東海岸に位置し、県都那覇市から東へ約9kmの地点にあり、南に南城市、西に南風原町、北に西原町の1市2町に隣接しており、町全体が那覇広域都市計画区域に指定されています。面積は、5.18 km<sup>2</sup>と本島内でも最も小さな面積で、東西方向に約4.3km、南北方向に約2.1kmの長方形をなしています。

#### ■与那原町位置図



本町の地形は、さまざまな歴史の舞台となった北西の「運玉森（標高 158.1m）」や東南に位置する「雨乞森（標高 132.6m）」の小高い丘陵の森に抱かれ、豊富な海洋資源がある中城湾の海岸線へ向けて平坦地がなだらかに広がっています。

#### ■与那原町地勢図



## ② 沿革

与那原町の歴史は古く、沖縄最古の歌謡集「おもろそうし」の中に「ヨナハル」や「ヨナハバマ」（与那原浜）の名で登場して始まります。

与那原の地名は、かつて海岸地であったところの名称であるといわれ、先史時代の面影は、きわめて静かで白い砂浜が続く入江を前にした浦辺の仙境であったと思われます。古代の与那原人が最初に住み着いたところは、上与那原であったといわれています。当時の与那原は、海に近く漁労に便利で水も豊富だったため、自然に人が住み着き、集落ができたと考えられています。

明治 12 年、廃藩置県の施行後に与那原は大里間切に組み入れられ、明治 41 年の市町村制により大里村の一字となります。大正 3 年には、那覇一与那原間に沖縄県で初めての軽便鉄道が開通し、与那原は、島尻郡や中頭郡を連結する産業経済の大動脈となり、活況を呈しました。

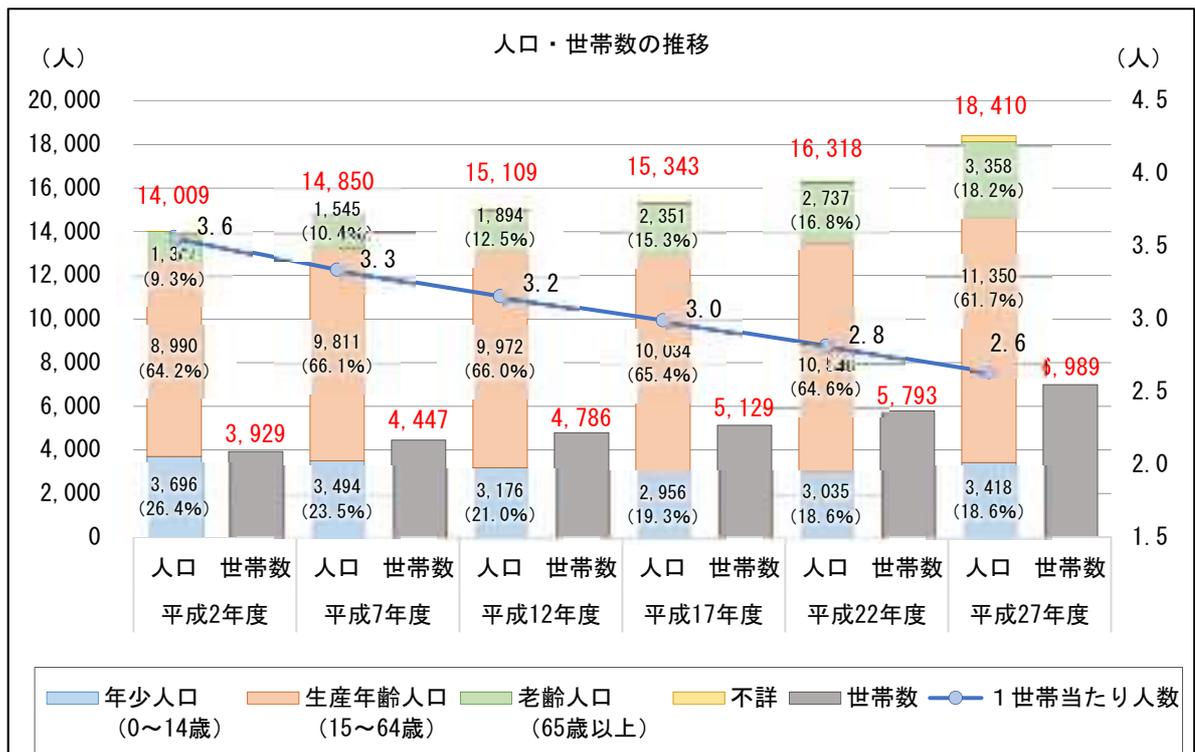
分町問題は、昭和 3 年頃から持ち上がり、昭和 19 年町制実現を目前にして戦争のため中断されましたが、戦後、再び分町の気運が高まり昭和 24 年 3 月 31 日大里村より分離し、同年 4 月 1 日町制を施行しました。終戦から昭和 47 年 5 月 15 日の祖国復帰までの 27 年間、沖縄の施政権は米国政府の支配下におかれましたが、与那原町自らのエネルギーで徐々に復興の道を歩み続け、今日の与那原町をつくりあげました。

## ③ 人口構造

国勢調査からの与那原町の人口・世帯数をみると、2015（平成 27）年度現在で 18,410 人、6,989 世帯となっています。1990（平成 2）年度から 2015（平成 27）年度の推移をみると、一貫して人口・世帯数とも増加傾向にあります。

特に 2010（平成 22）年度から 2015（平成 27）年度にかけての人口や世帯数の増加が目立っていますが、1 世帯当たり人数については 1995（平成 7）年度以降、少子高齢化や核家族化などの影響で、減少傾向にあり 2015（平成 27）年度では 2.6 人となっています。

### ■人口・世帯数の推移



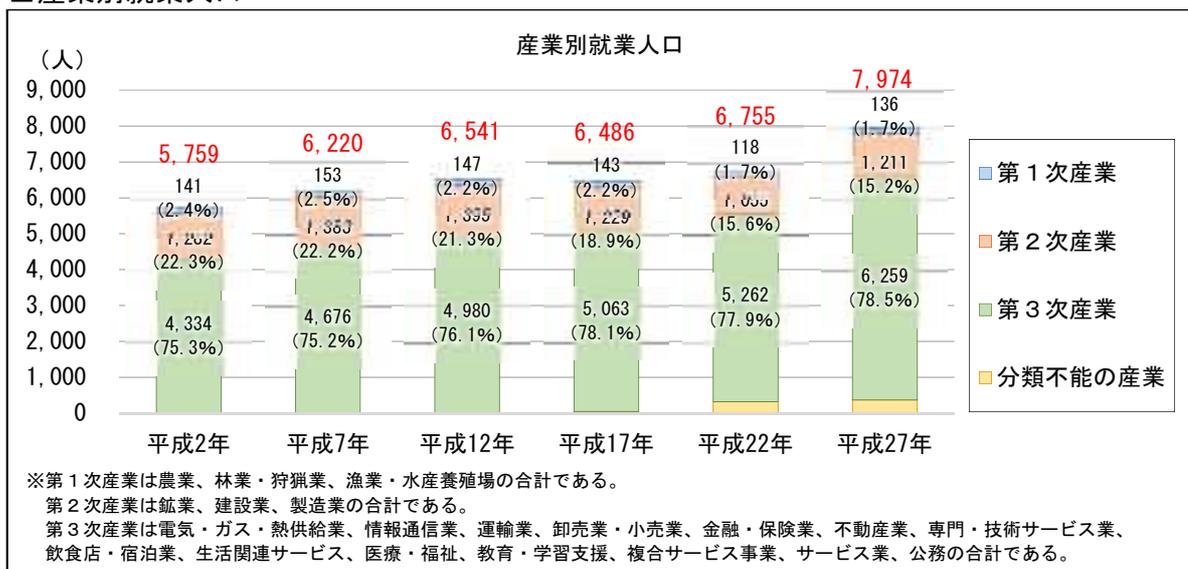
#### ④ 産業構造

与那原町の産業別就業人口をみると、第1次産業については、1995（平成7）年、第2次産業については2000（平成12）年から一貫して減少傾向にあり、第3次産業に関しては1990（平成2）年より増加傾向にあります。

本町の産業別市町村内総生産額※1の推移をみると、第1次産業や第2次産業は増減を繰り返しながらも全体的には増加傾向にあり、第3次産業は2006（平成18）年度以降、増加傾向にあります。

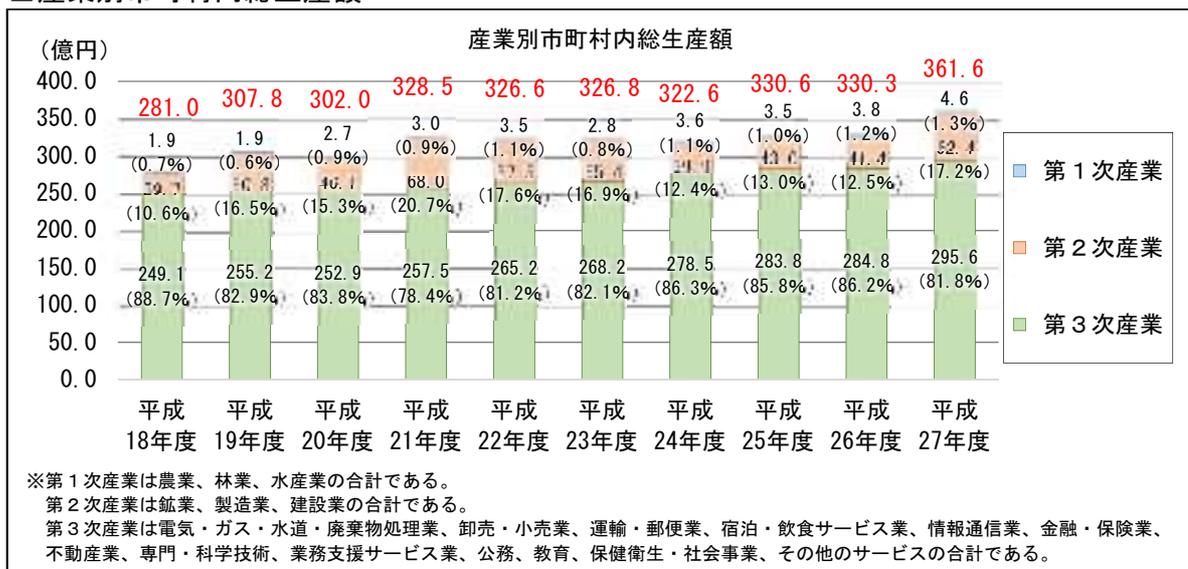
産業別市町村内総生産額の合計は、これまで300億円台前後で推移してきましたが、2015（平成27）年度に大きく増加し約361億6,000万円となっており、10年前の2008（平成18）年度と比較すると約80億円増加しています。

##### ■産業別就業人口



資料：国勢調査

##### ■産業別市町村内総生産額



資料：沖縄県市町村所得（沖縄県企画部統計課企画分析班）

※1 産業別市町村内総生産額（付加価値額）：産業別市町村内総生産額（付加価値額）＝市町村内算出額－中間投資額  
 1年間に市町村内で行われた各経済活動分の生産活動によって生み出された価値（付加価値）を産業別に示したものの。市町村内算出額（各市町村で行われている農業、製造業、サービス業など生産活動の総額）から中間投資額（生産の過程で投資された原材料や光熱費など）を差し引くと産業別市町村内総生産額（付加価値額）となる。

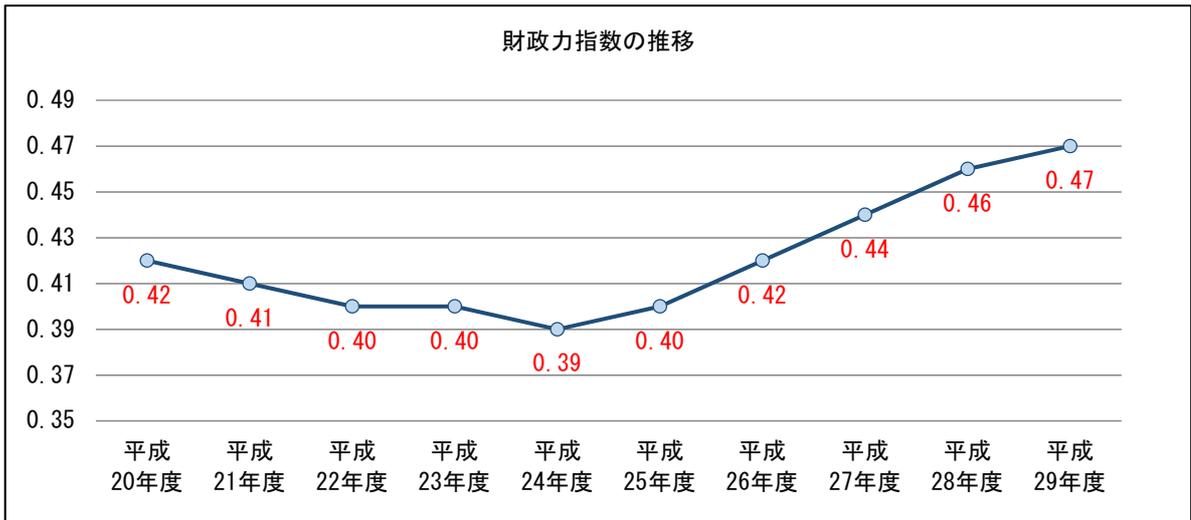
## ⑤ 財政の状況

与那原町の財政力指数<sup>※2</sup>については、2012（平成 24）年度の0.39以降、年々上昇傾向にあり、2016（平成 28）年度の決算においては、0.46で県内 41 市町村中 15 位となっています。

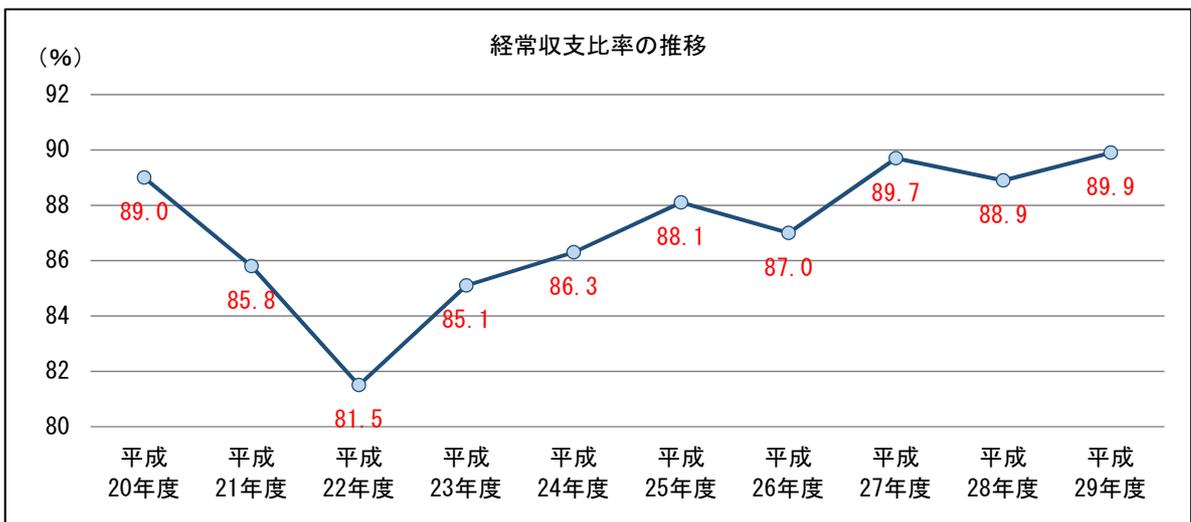
財政構造の弾力性を示す経常収支比率<sup>※3</sup>については、2017（平成 29）年度においては、89.9%と上昇傾向にあり財政の硬直化がみられます。

地方債<sup>※4</sup>（借入金）の現在高は、2014（平成 26）年度をピークに年々減少傾向にあり、一人当たりの現在高も減少傾向にあります。

### ■財政力指数の推移



### ■経常収支比率の推移

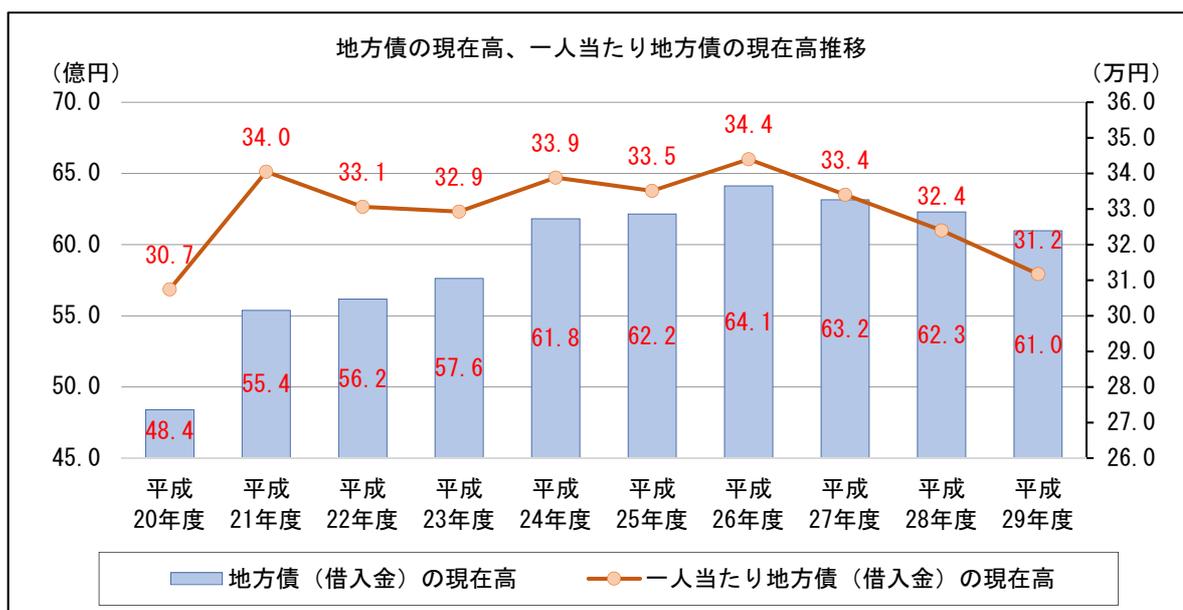


※2 財政力指数：自治体の財政力の強弱を図る指標。国からの地方交付税（普通交付税）への依存度を示している。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、1 を超える自治体は普通交付税が交付されない。

※3 経常収支比率：経常的な収入に対し、経常的な支出がどの程度あるかということを示す指標。家庭で置き換えると、毎月の給料を家賃や食費などの毎月かかる経費にどの程度あてているかに該当する。一般的に 70～80%が適正といわれている。

※4 地方債：地方債は、いわゆる借金のこと。家計でいえば住宅ローンのイメージである。庁舎などの新たな公共施設の建設や公園や道路の整備など、財政上大きな負担になる場合に地方債を活用する。地方債を発行する際は大きな財政負担となることがほとんどである。例えば、公共施設の建設等の場合は、現在の世代（住民）だけでなく、将来の世代も使用することが一般的であることから、借金を長期で返済することは現代の世代だけでなく、将来の世代にも負担してもらうということ。

■地方債の現在高、一人当たり地方債の現在高推移



## 第2章 計画策定においてふまえるべき視点

### まちづくりへの町民のニーズ

本計画の策定にあたり、町民のまちづくりに関する意識を把握するため町民アンケートを実施した結果、次のような回答がありました。

#### ■町民アンケートの実施要領

調査対象：与那原町在住の15歳以上の男女（行政区別無作為抽出）

調査方法：アンケート調査票を郵送にて配布・回収

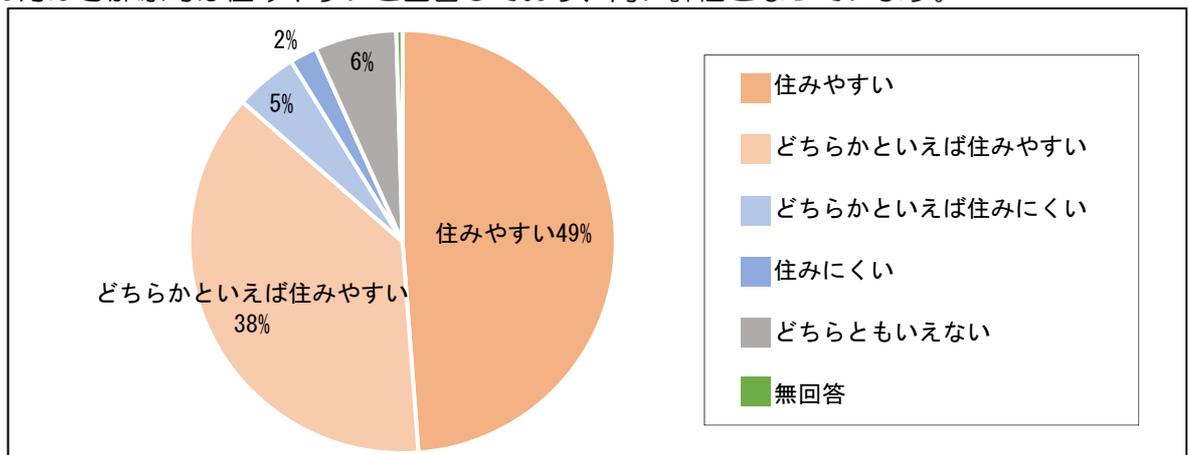
調査期間：平成29年2月9日（金）～2月28日（水）

配布数：3,057通

回収数：629通（回収率：20.6%）

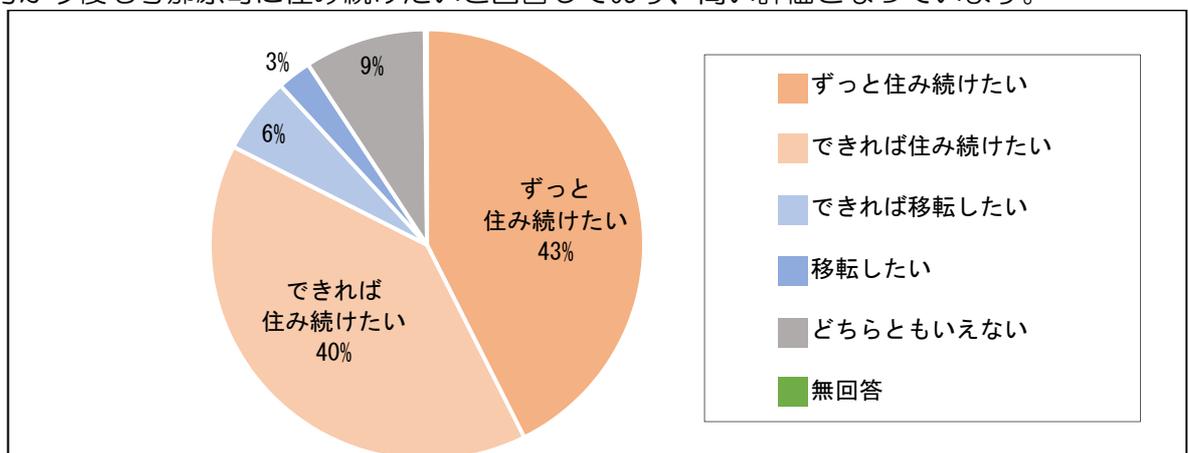
#### ① 現在の与那原町の住みやすさ

「住みやすい（49%）」と「どちらかといえば住みやすい（38%）」を合わせて、87%の方が与那原町は住みやすいと回答しており、高い評価となっています。



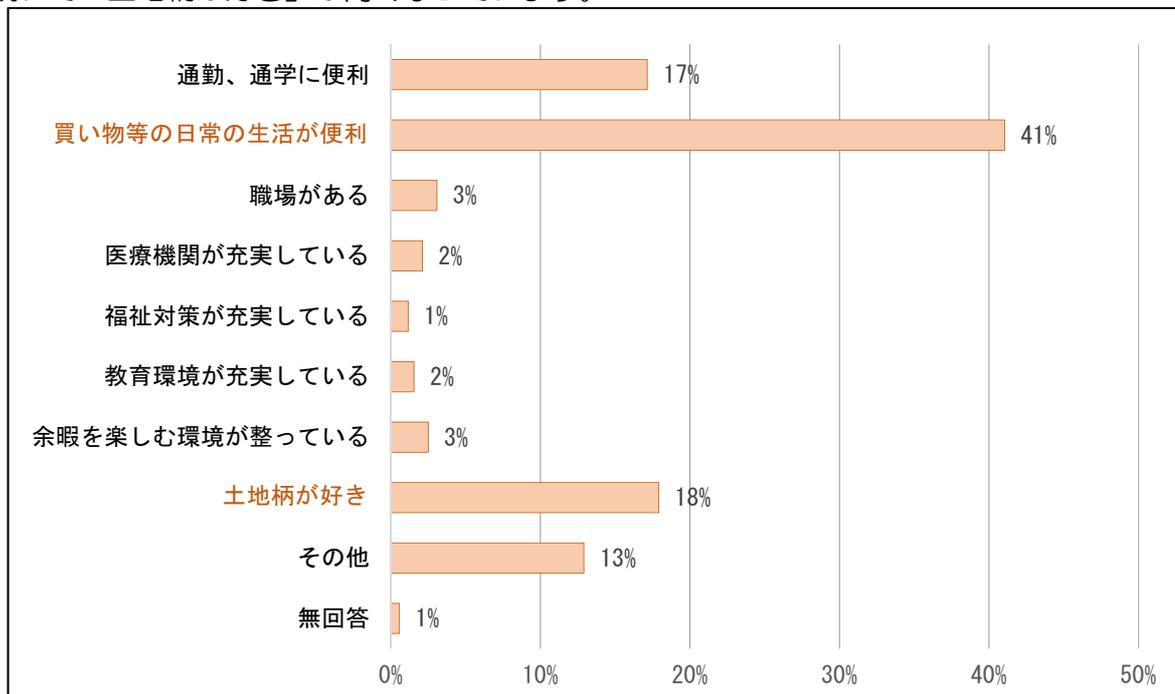
#### ② 今後の与那原町での居住の意向

「ずっと住み続けたい（43%）」と「できれば住み続けたい（40%）」を合せて、83%の方が今後も与那原町に住み続けたいと回答しており、高い評価となっています。



## ③ 今後も与那原町に住み続けたい理由

今後も与那原町に住み続けたい理由として、「買い物等の日常の生活が便利」が最も高く、続いて「土地柄が好き」が高くなっています。

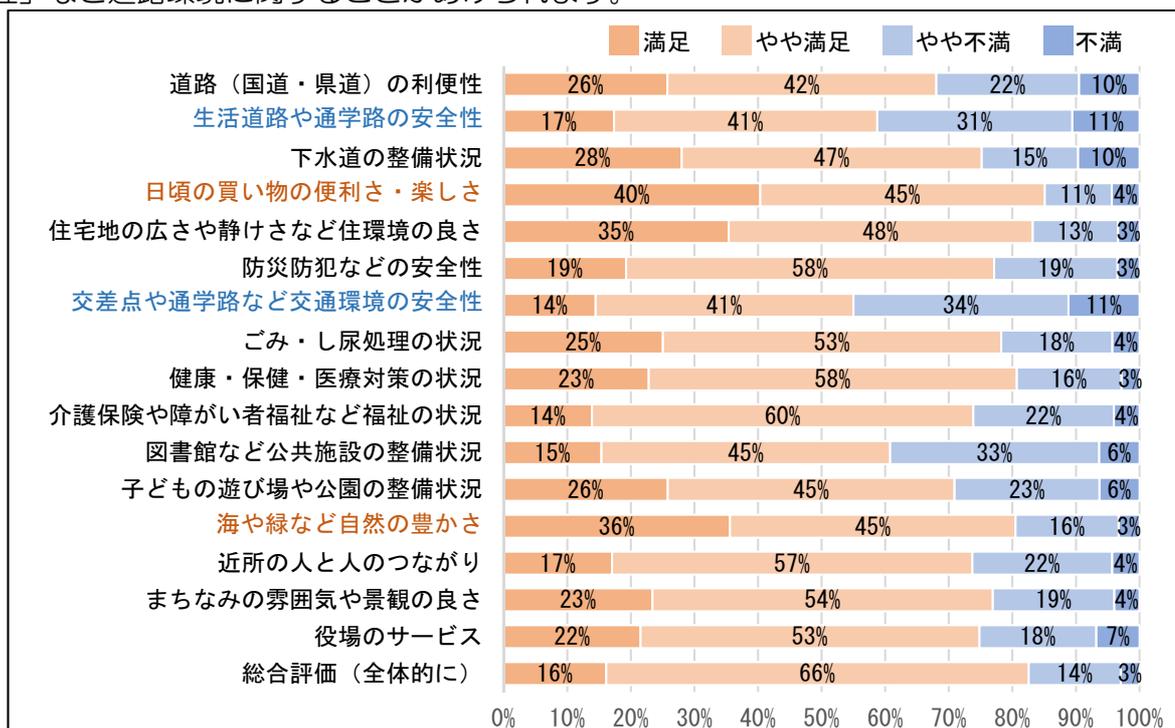


## ④ 地域の環境について

総合評価（全体）は、「満足」と「やや満足」を合わせると80%以上となります。

満足度が高い項目は、「日頃の買い物の便利さ・楽しさ」「海や緑など自然の豊かさ」などとなっています。

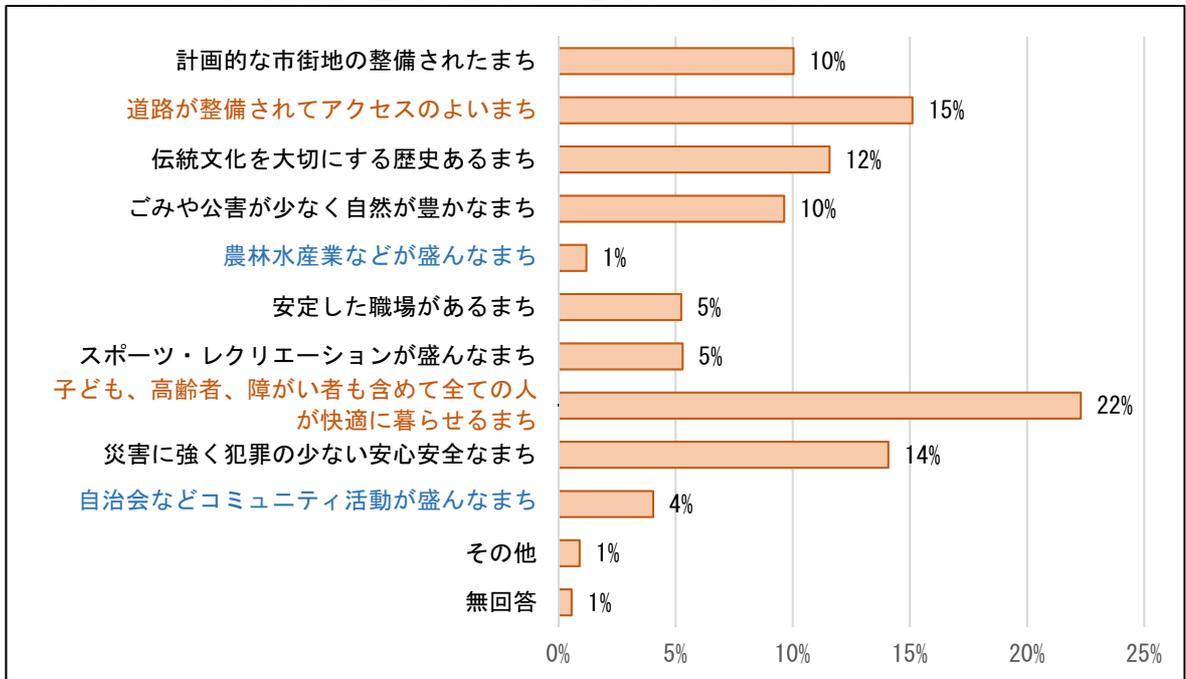
不満度が高い項目は、「交差点や通学路など交通環境の安全性」「生活道路や通学路の安全性」など道路環境に関することがあげられます。



## ⑤ まちづくりの方向性

今後のまちづくりの方向性として、「子ども、高齢者、障がい者も含めて全ての人が快適に暮らせるまち」が最も高く、続いて「道路が整備されてアクセスのよいまち」が高くなっています。

「その他」、「無回答」を除いては「農林水産業などが盛んなまち」が最も低く、続いて「自治会などコミュニティ活動の盛んなまち」が低くなっています。



## ⑥ 与那原町で大切にしたい、残したい 活用していきたい場所・モノ・行事

与那原町で大切にしたい、残したい 活用していきたい場所・モノ・行事などで多く挙げられた意見としては以下の内容となっています。

与那原大綱曳	山と海、自然
東浜水路	運玉森・雨乞森
赤瓦	軽便与那原駅舎・線路
ひじき	当添ハーリー
公園（与那古浜公園、シーサー公園、与那原公園 など）	
通り・商店街（オリオン通り、えびす通り など）	
文化財（メヌカー、親川、御殿山、久葉堂 など）・御嶽・拝所	

# 第2編 基本構想

## 第1章 まちづくりの基本理念

---

## 第2章 将来像とまちづくりの基本目標

---

1. 将来像
2. まちづくりの基本目標
3. 全町（庁）体制で推進すべき重要施策
4. 将来の推計人口

## 第3章 土地利用構想

---



# 第1章 まちづくりの基本理念

与那原町は、まちの理想像を掲げ、まちづくりのための行動目標を示すことや町民の生活を快いものにするための努力目標を示す目的で、与那原町町民憲章を定めています。

第5次与那原町総合計画では、町民憲章を「まちづくりの基本理念」として位置づけています。

## 町民憲章

私たちは、朝陽に映える与那原町民であることに誇りをもち、明るく、豊かで、住みよい町をつくるため、みんなで次のことを実行しよう。

- みんなでつくろう みどり豊かな美しいまちを
- みんなでそだてよう 奉仕するところと福祉のまちを
- みんなでめざそう 平和で明るい健康なまちを
- みんなできずこう かおり高い文化のまちを
- みんなでのばそう 活気あふれる産業のまちを



町花木：デイゴ



町木：リュウキュウコクタン



町花：ハイビスカス



町魚：ヨナバルマジク

## 第2章 将来像とまちづくりの基本目標

### 1. 将来像

将来像は、第5次与那原町総合計画により目指すべき10年後のまちの姿を描いたものです。

与那原町では、これまで交通の要衝、商業のまちとして栄え、多くの先人によって培われてきた歴史と文化を継承発展させてきました。

さらに、「中城湾港マリン・タウン・プロジェクト」により東海岸の拠点としてますます発展を遂げています。

第5次与那原町総合計画においても、**平和と伝統**、**歴史・文化**を継承発展させ、**未来へ繋げていく**とともに、**新しい未来**に向けて、**町民が一丸**となって、**誰もが笑顔で明るく**、**コンパクトであるまち**の特性を活かしながら、**活気と魅力あふれる美しいまちづくり**を目指していくため、本町の将来像を以下の通り掲げ、その実現に向けて取り組んでいきます。

### 与那原町の将来像

つく  
みんなで創ろう

かっき  
活気あふれる

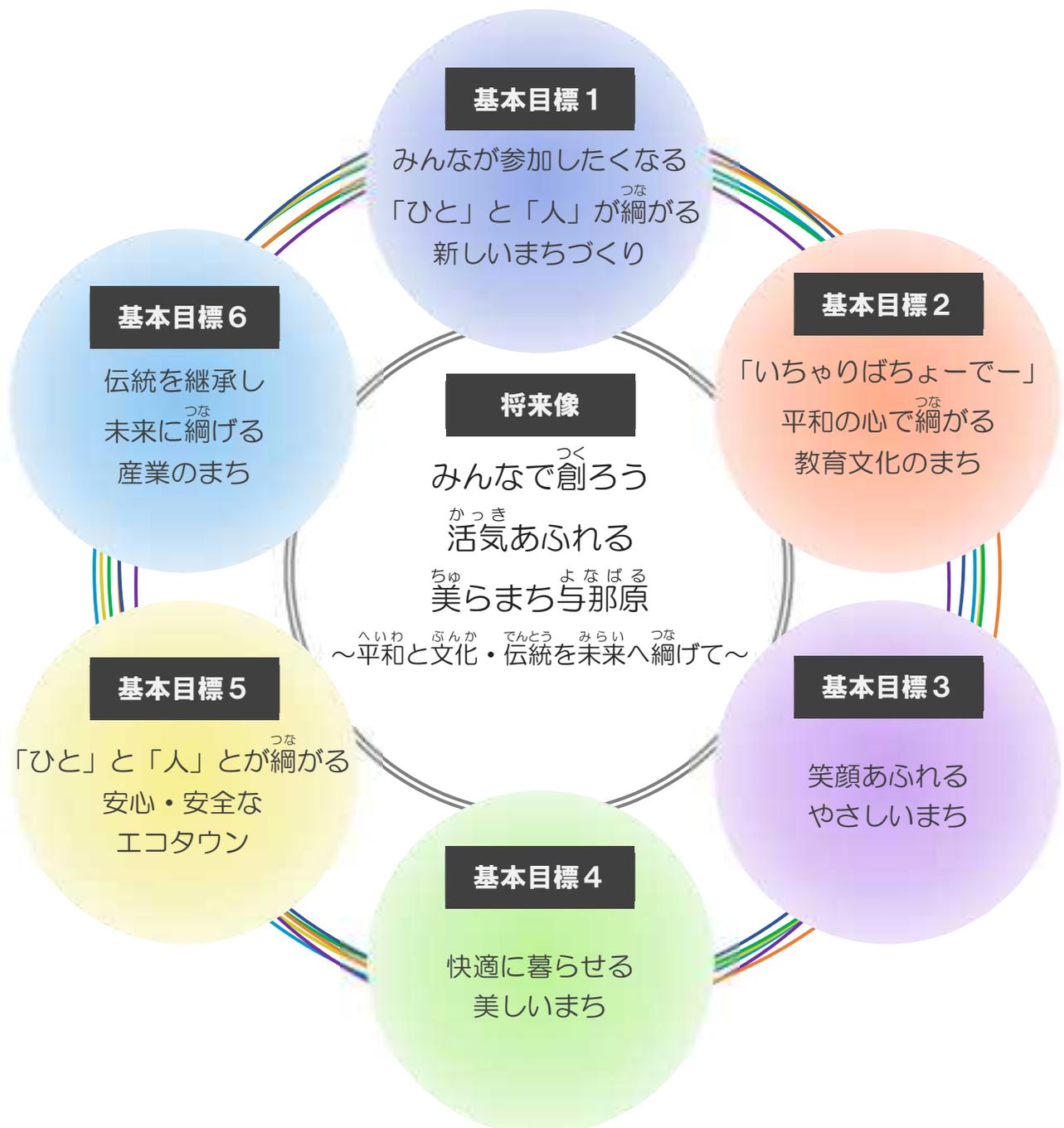
ちゅ よなばる  
美らまち与那原

へいわ ぶんか でんとう みらい つな  
～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～

注：本総合計画では、目次、見出し、基本目標、名称、題名及びテーマ等で使用されている「つな」については町民の誇りと象徴である「与那原大綱曳」を継承発展させていくため「綱」を使用している。

## 2. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念及び将来像を実現するために、次の6つのまちづくりの基本目標を設定します。各基本目標にはそれぞれ、めざす姿と推進する施策を定めています。



注：“ひと”と“人”が繋がる”で“ひと”と“人”で表現を変えているのは、さまざまな人がいてその人たちをつなげていくという思いを表現している。

## ① みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱<sup>つな</sup>がる新しいまちづくり

### ○施策分野「人づくり・地域づくり」

子どもから大人までが、繋がる環境づくりを目指します。そのために地域内のコミュニケーションを深め、その充実を推進します。

地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのために地域の活動の拠点となる公民館などの整備と自治会への加入を推進します。

### ○施策分野「自律・自立するまち」・「情報の共有・共鳴で築くまち」

住民と行政が互いに尊重し、住民一人ひとりが問題意識をもち、誰もがまちづくりに参画しやすい環境の構築を目指します。そのために住民が行政情報や観光情報を得やすい環境を構築し、メディアリテラシー<sup>※5</sup>の育成を推進します。



### ○施策分野「行財政運営」

多様化する行政ニーズに対応したサービスの提供を目指します。そのために役場以外での証明書発行や開庁時間の延長、納税者の利便性向上を図るための納付方法等を検討し、行政サービスの充実を推進します。また、租税教育・啓発活動の充実を図ることで自主財源を確保し、健全な財政運営に努めます。

## ② 「いちやりばちよーでー<sup>つな</sup>※6」平和の心で綱<sup>つな</sup>がる教育文化のまち

### ○施策分野「学校教育の充実」

子どもたちが「確かな学力」を身につけられるような環境づくりを目指します。そのために教師の指導力向上、ICT機器の活用と、家庭と学校に関する学習課題を共有し、学齢毎に応じた家庭学習時間の確保を推進します。

保育士、教諭、教師の指導力の更なる向上と「確かな学力」の定着を目指します。そのために教育環境の整備充実や「保、幼、小、中」さらには、高校や大学との連携を推進します。



※5 メディアリテラシー：さまざまなメディアにアクセスし、情報を読み解き活用しコミュニケーションを図る能力。

※6 いちやりばちよーでー：沖縄に古くから伝わることわざで「一度出逢ったら皆兄弟」の意味。

○施策分野「家庭教育の定着」

家庭学習の定着を目指します。そのために学校教育や家庭教育に関する情報の積極的な発信・共有を推進します。

○施策分野「青少年健全育成」

心身ともにたくましい子どもたちの育成を目指します。そのために学校・家庭・地域や関係機関の連携協力を推進します。

○施策分野「地域交流と支援体制」

全ての町民がいつでも学び交流できる環境づくり、拠点づくりを目指します。そのためにコミュニティセンターや公民館、図書館などを拠点とし、生涯学習の充実を図るとともに、新たな交流拠点施設の整備などにより地域コミュニティの充実などを推進します。

○施策分野「心と体を育むスポーツ環境づくり」

心身の充実した人材の育成を目指します。そのために学校・家庭・地域などの関係機関が連携協力し、安心して安全な生活環境の維持、スポーツ環境の充実を推進します。

町民が健康で明るくスポーツができる環境づくりを目指します。そのために、関係機関と連携を図るとともに、住民が気軽に参加できるような各種教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの充実を推進します。

○施策分野「文化の保全・継承」

先人達の築いてきた文化を保全し、その歴史・文化を次世代へ継承していけるまちを目指します。そのために文化教育の充実を推進します。

町民が先人の伝統文化を大切にし、継承し、次の世代へと繋げていく環境づくりを目指します。そのために与那原大綱曳などの町の伝統文化や文化財を継承・発展させる仕組みづくりとして人材育成や環境整備を推進します。

### ③ 笑顔あふれるやさしいまち

○施策分野「子育て環境づくり」

安心して子育てができる地域づくりを目指します。そのために保育・幼児教育などの環境整備、ひとり親支援、虐待防止対策の充実を図るなど児童福祉施策の取り組みを推進します。

○施策分野「地域福祉・生活困窮者福祉」

町民皆で支えあう地域づくりを目指します。そのために福祉人材育成、各種団体支援を図るなど町民皆で支えあう仕組みづくりと地域福祉の担い手づくりを推進します。



#### ○施策分野「障がい者（児）福祉」

障がい者（児）が自主的な活動と自立した生活を送ることができる地域づくりを目指します。そのために障がい者（児）理解の促進と支援制度の充実を図り、障がい福祉を推進します。

#### ○施策分野「高齢者福祉」

高齢者が住み慣れた環境で快適に過ごすことのできる地域づくりを目指します。そのために生きがいづくり、各種教室などの充実を図り、町民皆で支えあう仕組みづくりを推進します。

### ④ 快適に暮らせる美しいまち

#### ○施策分野「市街地の整備・活用」

市街地の活性化や限られた土地を有効的に活用した新たな都市基盤整備を目指します。そのために魅力ある新たな都市空間の創出や水辺空間の魅力向上を推進します。

#### ○施策分野「道路環境の整備」

車・自転車・歩行者などが、安心で安全に利用でき、周辺のまち並みと調和した快適な道路環境の確保を目指します。そのために道路ネットワークの構築、安全で快適な道路環境の整備、計画的な維持管理と長寿命化を推進します。

#### ○施策分野「交通環境の充実」

過度に自動車へ依存しない誰もが快適に移動できる交通環境や公共交通を含む多様な移動手段の利便性向上を目指します。そのために新たな公共交通を含めた公共交通の充実、交通に対する意識改革、与那原町地域総合交通戦略などの交通関連計画を推進します。



#### ○施策分野「計画的な土地利用の推進」

魅力ある土地利用や統一感のあるまちづくりを目指します。そのために都市計画制度を活用した機能性の高い都市空間の形成、本町の魅力的な地域特性を活かした景観形成、国土利用計画に基づいた土地利用を推進します。

#### ○施策分野「上水道」

安心で安全な水道水の安定供給を目指します。そのために老朽化する上水道施設の計画的な整備や非常時・災害に備えた整備、漏水防止対策、定期的な水質検査に基づいた水道水の安定供給を推進します。

#### ○施策分野「下水道」

健康で快適な生活のための下水道整備、公共水域の水質保全や生命・財産を守るための浸水地域の解消を目指します。そのために快適に水と親しめる空間を創出できる下水道整備や集中豪雨などから生命・財産を守るための浸水対策を推進します。

#### ○施策分野「公園・緑地の推進」

ふれあいと賑わいのある緑豊かな環境形成や地域が誇りと愛着を持てるまちづくりを目指します。そのために公園の新設・区域拡大や街路樹などの整備、公共公益施設整備など賑わいを創出する公園の整備を推進します。

#### ○施策分野「住宅政策」

住宅困窮者などに配慮した町営住宅の支援や町民が安心・安全で快適に暮らせる住環境の整備を目指します。そのために施設の予防保全的な管理を行い住宅リフォームやバリアフリーに配慮した住環境の整備を推進します。

#### ○施策分野「公共施設マネジメント」

効率的な施設管理などによる財政負担の軽減と、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した安心安全な施設を目指します。また、すべての住民にひらかれ親しまれる未来へ繋がるやさしい公共施設の整備を目指します。

そのために各種施設の更新時期を踏まえた個別施設計画の策定等効率的な施設管理を推進するとともに、公共施設の集約化や、計画等の更新に努め、安心・安全な公共施設の整備を推進します。

## ⑤ 「ひと」と「人」とが<sup>つな</sup>綱がる安心・安全なエコタウン

#### ○施策分野「消防・救急」

町民の生命や財産を守るため、消防・救急・援助体制の充実強化を目指します。そのために消防・救急・援助体制の強化や消防団員の更なる充実を図り、迅速に対応できる仕組みづくりを推進します。

#### ○施策分野「防災・減災」

自らを守る「自助」お互いに助けあう「共助」の意識を高め、地域で助けあう仕組みづくりを目指します。そのために町民などへ災害時の避難所や避難経路の周知を図ることや防災訓練を行うことで町民の防災意識向上を推進します。



#### ○施策分野「防犯・交通安全」

町民が安心して安全に暮らせるまちを目指します。そのために地域一体となった町内パトロールの実施や犯罪の未然防止、早期発見・解決を図るための住民

のプライバシーに配慮しながら防犯カメラの設置を推進します。また関係団体と連携し、市民の交通安全ルールや交通マナーの向上に努めます。

#### ○施策分野「環境保全・循環型社会」

自然環境を保全し、市民が住みやすいまちづくりを目指します。そのために自然環境保全に努め、野犬、野良猫、ハブ、害虫対策などの環境衛生対策に努め、危険空家対策や個人墓地の無秩序な散在化による景観や生活環境の悪化を防ぐための取り組みを推進します。また、循環型社会形成に向けて、ごみの減量化やリサイクル強化、温室効果ガスの削減に努めます。

## ⑥ 伝統を継承し未来に<sup>つな</sup>綱げる産業のまち

#### ○施策分野「農林水産業の振興」

農用地の保全や遊休農地の活用、農業後継者や新規就農者の育成、地元食材の積極的な活用による地産地消を目指します。そのために農地中間管理機構などを利用した農地の利用促進、新規就農者の確保と担い手の育成、地産地消の推進と環境にやさしい農業を推進します。

安定した漁業経営の確立、獲る水産業とあわせて、育てる水産業の展開を目指します。そのために人材育成や後継者確保の支援、特産品の新メニュー開発などの消費者拡大、水産資源確保のための稚魚の放流を推進します。



#### ○施策分野「商工業」

活気ある商店街や経営の安定化、窯業の積極的な活用によるさらなる振興を目指します。そのために空き店舗や空き地を有効活用した活気ある商店街づくり、後継者不足の解消など経営安定化の支援、伝統ある窯業を絶やさぬための技術継承や後継者の育成と窯業製品の積極的な活用で特色あるまち並みの形成を推進します。

#### ○施策分野「観光」

本町の地域特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、観光地としてのブランド構築を目指します。そのために「大綱曳」、「水路」、「MICE」の3つの重点施策、与那原町観光実施計画に基づいた計画的な観光振興、魅力的な観光メニューの創出や地域特性を活かした新たな観光資源の発掘を推進します。

#### ○施策分野「雇用促進・就業支援」

就業しやすい労働環境や就業意識の向上を目指します。そのために求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消、職場体験学習や社会人講話などで就業意識の向上支援を推進します。

### 3. 全町（庁）体制で推進すべき重要施策

第5次与那原町総合計画では、6つの基本目標を定めていますが、本町の現状、課題、町民からのニーズ等を踏まえた策定プロセスの中で、次の3つの施策については、分野毎ではなく横断的に取り組んでいく「全町（庁）体制で推進すべき重要施策」として位置づけています。

#### ① 大型 MICE 施設

大型 MICE 施設と関連した誰もが訪れたい魅力ある周辺環境整備と東海岸地域の風土と特色を生かした観光リゾート地の形成を目指します。そのために周辺環境整備や来訪者にやさしい観光の取り組みを推進します。

広域移動の需要増加への対応など渋滞のない円滑な交通環境の構築を目指します。そのために施設周辺の大規模渋滞対策の取り組みを推進します。

観光防災の観点から、国内外の来訪者が安心して訪れることができる環境づくりを目指します。そのために救急・防災・防犯対策の取り組みを推進します。

ゴミのないきれいなまちを目指します。事業所系ごみの増加が予測されるため、南部広域行政組合と連携を図るなど環境対策への取り組みを推進します。



（出典：沖縄県大型 MICE 施設整備基本計画）

#### ② 子どもの貧困対策

社会の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望をもって成長していける社会を目指します。そのために妊娠期から切れ目のない支援や就学支援、就労・生活支援の取り組みを推進します。



#### ③ 生涯健康づくりの推進

日々を楽しく健康で長生きできるまちづくりを目指します。そのために健康意識の向上促進、母子、学童期の健康づくり、壮年期・高齢期の健康づくり、感染症予防対策、健康づくりの拠点施設の整備などライフステージに応じた取り組みを推進します。



## 4. 将来の推計人口

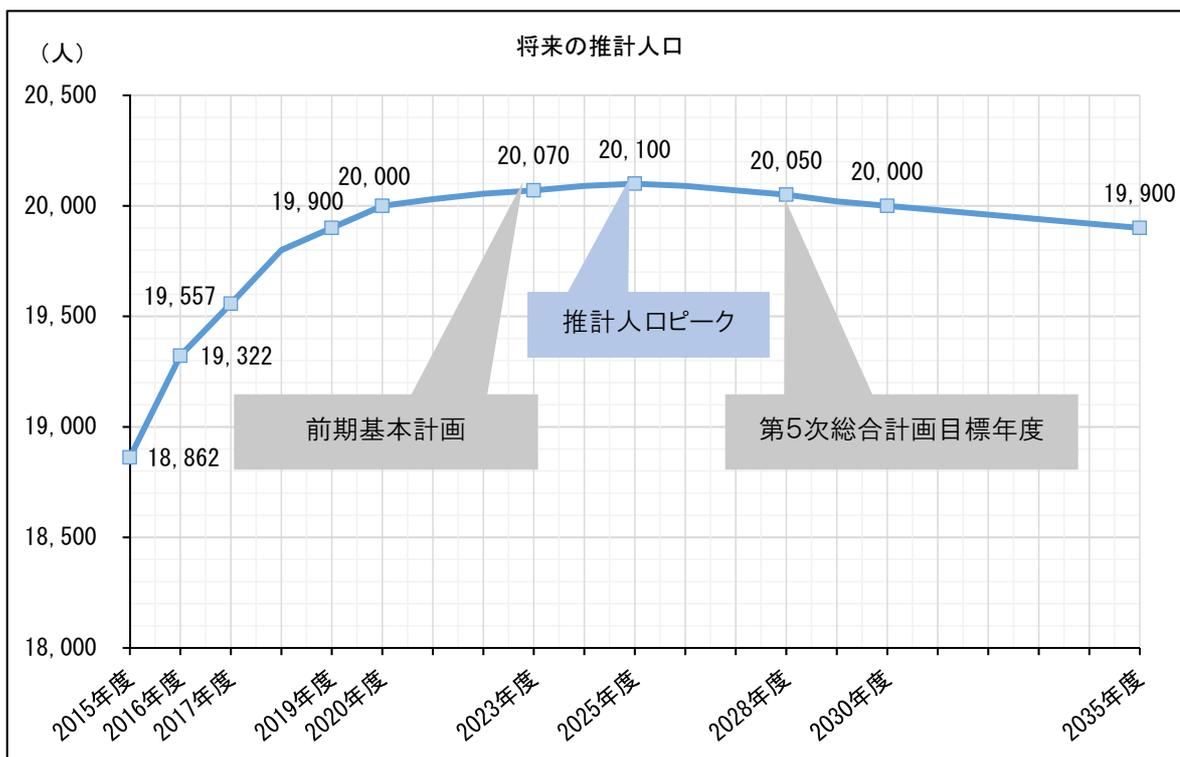
与那原町の人口は年々伸び続けており、特に2010年度から2015年度までは東浜地区の影響により人口増加が著しくなっています。推計では2025年度がピークで20,100人となり、その後は減少すると予測されます。

前期基本計画の計画期間2023年度に20,070人、基本構想の計画期間2028年度には20,050人となる見込みです。

### 将来の推計人口 20,100人（2025年度）

#### ■将来人口推計

年度	住民基本台帳の実測値			推計値						
	2015年度	2016年度	2017年度	2019年度	2020年度	2023年度	2025年度	2028年度	2030年度	2035年度
人口	18,862	19,322	19,557	19,900	20,000	20,070	20,100	20,050	20,000	19,900

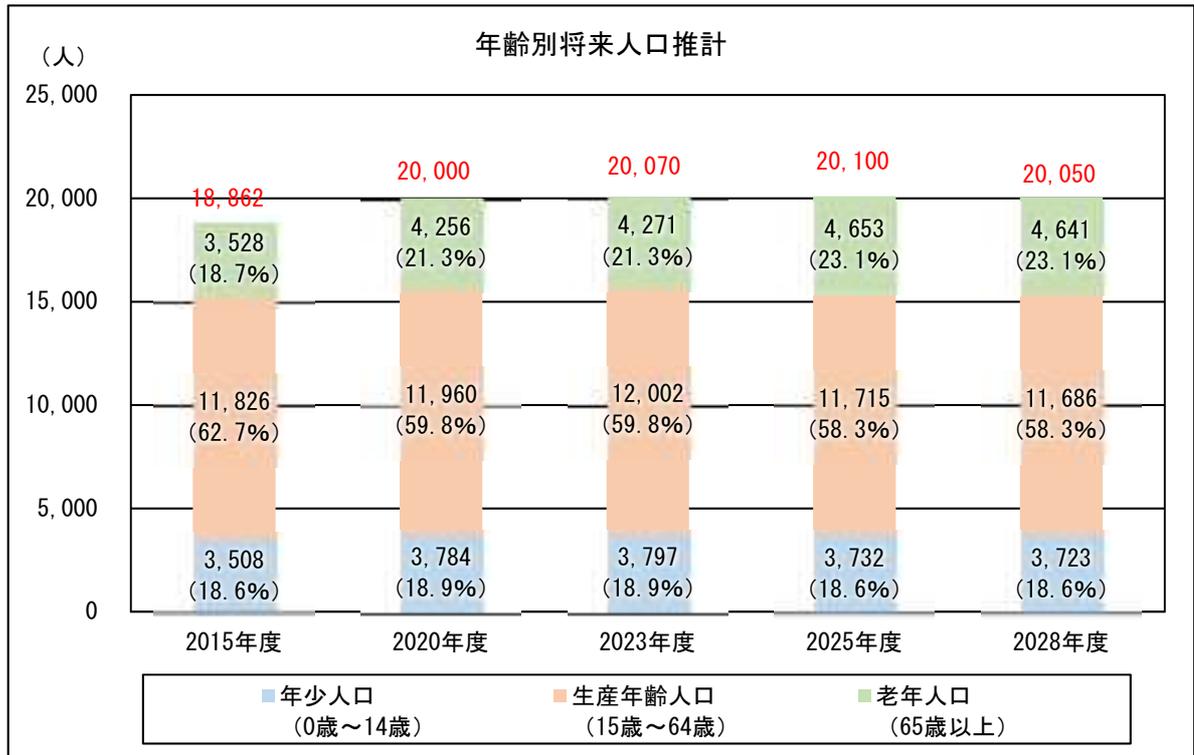


#### ■将来の推計人口の考え方

- 将来の推計人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」が推計（平成27年国勢調査を基準）した人口を参考としました。
- 推計には、コーホート要因法を用いています。
- コーホート要因法は、5歳階級毎に5年後の人口がどうなるかを、出生率、生残率、移動率、出生比率を用いて算定する手法です。
- 将来の推計人口は、これまでの国勢調査の実績に対し、住民基本台帳の実績値が、約2%増加していることを考慮して、将来の推計人口を設定しました。

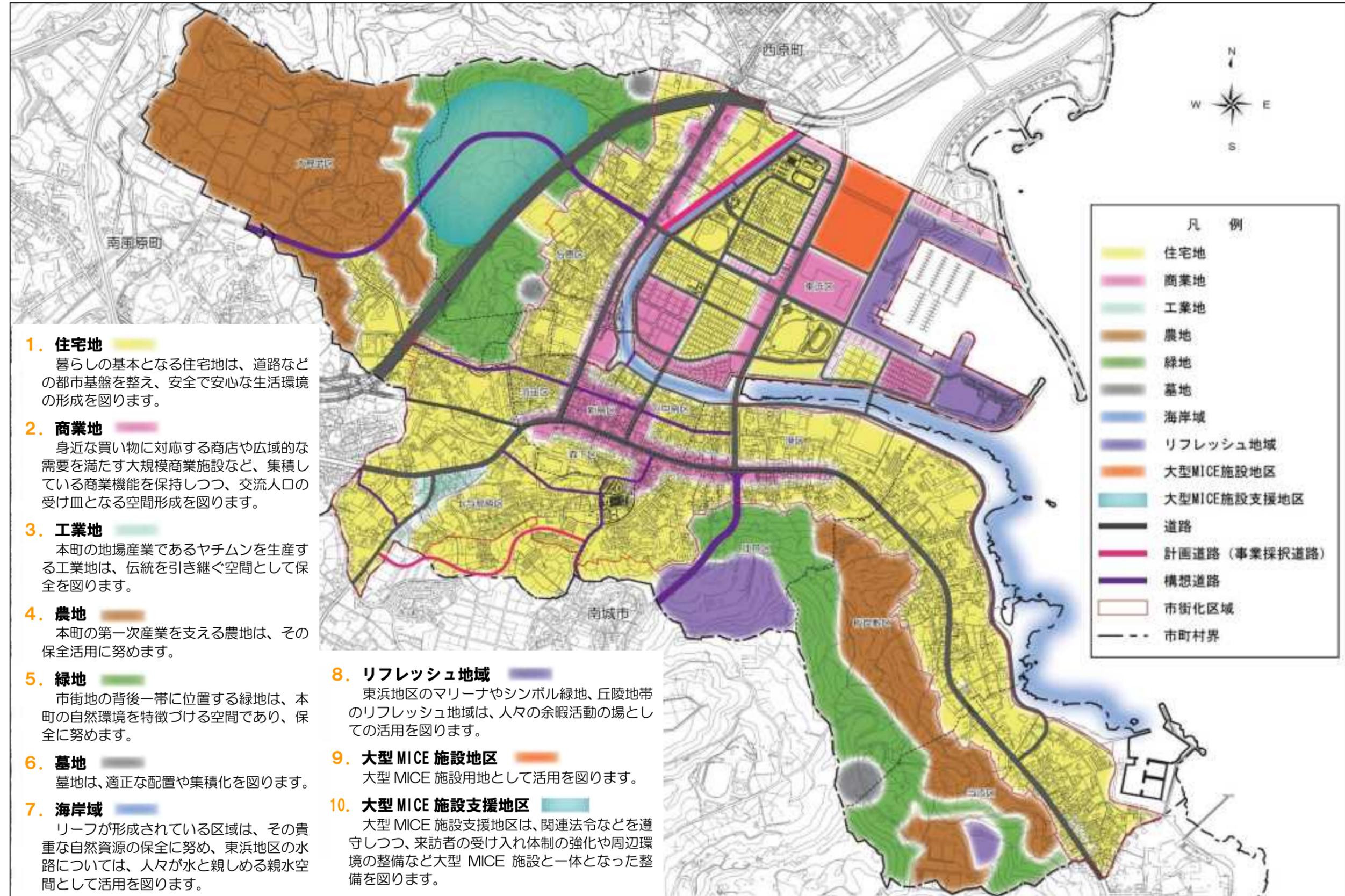
### ■年齢別将来の推計人口

将来の推計人口を年齢構成別にみると、老年人口（65歳以上）は年々増加し、年少人口（0～14歳）は、減少することが予測され、少子高齢化の進行が想定されます。



# 第3章 土地利用構想

コンパクトな町域ならびに交通の要衝にある特性を活かし、都市的土地利用と自然的土地利用、海洋性レクリエーション等との調和が取れた土地利用を図るものとします。今後、社会状況の変化等により土地利用見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応を検討します。





# 第3編

# 前期基本計画

## 第1章 施策体系

## 第2章 基本目標別施策

1. みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱がる<sup>つな</sup>新しいまちづくり
2. 「いちやりばちよーでー」平和の心で綱がる<sup>つな</sup>教育文化のまち
3. 笑顔あふれるやさしいまち
4. 快適に暮らせる美しいまち
5. 「ひと」と「人」が綱がる<sup>つな</sup>安心・安全なエコタウン
6. 伝統を継承し未来に綱げる<sup>つな</sup>産業のまち

## 第3章 全町（庁）体制で推進すべき重要施策

1. 大型 MICE 施設
2. 子どもの貧困対策
3. 生涯健康づくりの推進





# 第1章 施策体系

前期基本計画では、将来像を実現するために、6つの基本目標を設定し、それを具体化していく施策を体系的に示します。また、基本目標別の分野を横断的に連携し取り組むべき施策を「全町（庁）体制で推進すべき重要施策」として示します。

将来像	<p>みんなで創ろう <sup>つく</sup> 活気あふれる <sup>かっき</sup> 美らまち与那原 <sup>ちゆ</sup> <sup>よなばる</sup></p> <p>～平和と文化・伝統を未来へ續げて～ <sup>へいわ</sup> <sup>ぶんか</sup> <sup>でんとう</sup> <sup>みらい</sup> <sup>つな</sup></p>					
基本目標	1. みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が網（つな）がる新しいまちづくり	2. 「いちゃりばちよーでー」平和の心で網（つな）がる教育文化のまち	3. 笑顔あふれるやさしいまち	4. 快適に暮らせる美しいまち	5. 「ひと」と「人」とが網（つな）がる安心・安全なエコタウン	6. 伝統を継承し未来に網（つな）げる産業のまち
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人づくり・地域づくり P34</li> <li>② 自律・自立するまち P36</li> <li>③ 情報の共有・共鳴で築くまち P38</li> <li>④ 行財政運営 P40</li> </ul> <p style="text-align: center;">総務 財政分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校教育の充実 P44</li> <li>② 家庭教育の定着 P48</li> <li>③ 青少年健全育成 P50</li> <li>④ 地域交流と支援体制 P52</li> <li>⑤ 心と体を育むスポーツ環境づくり P55</li> <li>⑥ 文化の保全・継承 P57</li> </ul> <p style="text-align: center;">教育 文化分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て環境づくり P62</li> <li>② 地域福祉・生活困窮者福祉 P65</li> <li>③ 障がい者（児）福祉 P68</li> <li>④ 高齢者福祉 P71</li> </ul> <p style="text-align: center;">子育て 健康福祉分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市街地の整備・活用 P74</li> <li>② 道路環境の整備 P76</li> <li>③ 交通環境の充実 P78</li> <li>④ 計画的な土地利用の推進 P81</li> <li>⑤ 上水道 P84</li> <li>⑥ 下水道 P86</li> <li>⑦ 公園・緑地の推進 P88</li> <li>⑧ 住宅政策 P90</li> <li>⑨ 公共施設マネジメント P92</li> </ul> <p style="text-align: center;">まちづくり 都市施設分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防・救急 P96</li> <li>② 防災・減災 P98</li> <li>③ 防犯・交通安全 P101</li> <li>④ 環境保全・循環型社会 P103</li> </ul> <p style="text-align: center;">生活 環境分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林水産業の振興 P108</li> <li>② 商工業 P110</li> <li>③ 観光 P112</li> <li>④ 雇用促進・就業支援 P115</li> </ul> <p style="text-align: center;">観光 産業分野</p>
全町（庁）体制で推進すべき重要施策	<p>1. 大型MICE施設 P118</p> <p>2. 子どもの貧困対策 P122</p> <p>3. 生涯健康づくりの推進 P125</p>					



## 与那原町キャラクター つなひきかちゃん



- ◎年齢：0歳
- ◎性別：不明
- ◎生年月日：平成30年7月27日＝ウマチー綱の日
- ◎身長・体重：165cm 100キロ（与那原大綱曳の総重量5トンの50分の1の重さ）
- ◎性格：恥ずかしがり屋さんで、素直なこころの持ち主
- ◎特技：人々を元気にする不思議なパワーを持っている
- ◎弱点：虫（綱の神事でアブシバレー（虫払い）が行われている）
- ◎好きなもの：与那原そば、ヒジキジュース、ぜんざい
- ◎ご利益：無病息災、子孫繁栄、つなひきかちゃんに触れるとカップルは結ばれるかも

### ◎つなひきかちゃん誕生ストーリー

大綱曳が始まる遥か昔、親川のまわりにきれいな赤花アカバナが咲いていました。

その赤花は、与那原大綱曳が始まってからずっと綱曳を見守っていましたがウマチー綱のときにとっても楽しそうに綱を曳く子どもたちや、よなばるの人々を見て「わたしもみんなと参加したいなあ」と願っていました。

そんな赤花アカバナを見ていた親川に住む女神は、  
「そんなに思いがあるのであれば、人間の世界に行ってよなばるの人々の融和と団結のために頑張っておいで」と赤花アカバナに伝説の水を与えました。  
その瞬間！「つなひきかちゃん」が誕生したのです。

「つなひきかちゃん」は、人と人のつながりや絆を深める不思議なパワーを持っていて今日も「みんなの心に花が咲いたらいいな」と願いながら、よなばるを見守り続けているのです。

# 第2章 基本目標別施策

## 前期基本計画の構成

**①めざす姿**  
 将来実現すべき状態、あるべき姿を掲げています。

**基本目標1** みんなが参加したくなる  
 「ひと」と「人」が繋がる新しいまちづくり

施策分野 1-① 人づくり・地域づくり <関係課>  
総務課

**②施策の展開**  
 「めざす姿」を実現するための取り組みを施策の展開として掲げ、それぞれの現状と課題を整理しています。そして課題解決に向けた具体的な施策を体系立てて基本的な方向性を示しています。

**めざす姿**

- 地域内のコミュニケーションを深め、子どもから大人までが繋がる環境づくりを目指します。
- 地域活動における大きな役割を担っている自治会の加入率向上を図り、地域の活性化を目指します。

**③現状と課題**  
 施策に関して、与那原町の置かれている現状や、課題を示しています。

**施策の展開**

- **現状と課題**
  - 地域コミュニティの希薄化が進んでいくなかで、地域活動が低下傾向にあります。
  - 地域活動の基下のひとつに自治会役員の担い手不足も考えられます。
  - 自治会加入率の低下が懸念されます。
  - グローバル化が進展する中で、国際社会で活躍できる人材づくりが必要です。
- **施策の体系**

**④施策の体系**  
 それぞれの施策を体系立てて示しています。



### 施策の推進

- 1. 地域活動の活性化**
  - (1) 地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。
  - (2) 自治会交付金や伝統文化活動支援補助金を活用し、地域振興や活性化を支援します。
  - (3) 各種団体の活性化に力をいれ、生涯現役世代の活躍や生きがいをづくりを支援します。
  - (4) 地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを深め「子どもから大人までが繋がる」環境づくりを推進します。
- 2. 自治会への加入促進**
  - (1) 住民へ地域活動の目的を理解してもらい、自治会への加入促進を支援します。
- 3. 自治会拠点施設の整備**
  - (1) 地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向け支援します。
- 4. 国内交流・国際交流の促進**
  - (1) 国内外とのネットワークを強化し、友好親善ならびに沖縄文化の振興・発展に貢献しうる人材の育成を図ります。

**⑤施策の推進**  
 前期基本計画における各施策に対する基本的な取り組みの方向性と考え方を示しています。

### 目標指標

指標名	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
① 自治会への各種交付金助成件数	14件 (2016～2018年度平均)	18件
② 自治会加入率	50.3% (2017年度)	55.0%

**● 目標設定の考え方**

- ① 現状値については、過去3年間の平均値とし、5年後に4件増を目標値として設定しました。
- ② 自治会加入率については、2015年比で約10%低下していることから、2028年度までに10%の回復を目指し、前期計画では5%の伸び率を目標値として設定しました。

**⑥目標指数**  
 施策の達成状況を客観的に測っていくため、代表的な項目を「目標指数」として掲げ、数値化したものです。また、目標指数の設定の考え方を示しています。

### 町民ができること

- 自治会活動に積極的に参加し地域の絆を深めましょう。
- 住みよい環境づくりに向けて、地域の問題・課題解決に取り組みましょう。

**⑦町民ができること**  
 町民と行政がともにまちづくりを進めていくために、町民及び事業所、地域が取り組むことができる身近な例を示しています。





## 第2章 基本目標別施策

### 基本目標1

みんなが参加したくなる「ひと」と「人」  
つな  
が網がる新しいまちづくり

- 1-① 人づくり・地域づくり
- 1-② 自律・自立するまち
- 1-③ 情報共有・共鳴で築くまち
- 1-④ 行財政運営

## 基本目標 1

みんなが参加したくなる  
「ひと」と「人」が綱つながる新しいまちづくり

施策分野

1-①

人づくり・地域づくり

<関係課>  
総務課



### めざす姿

- 地域内のコミュニケーションを深め、子どもから大人までが繋がる環境づくりを目指します。
- 地域活動における大きな役割を担っている自治会の加入率向上を図り、地域の活性化を目指します。

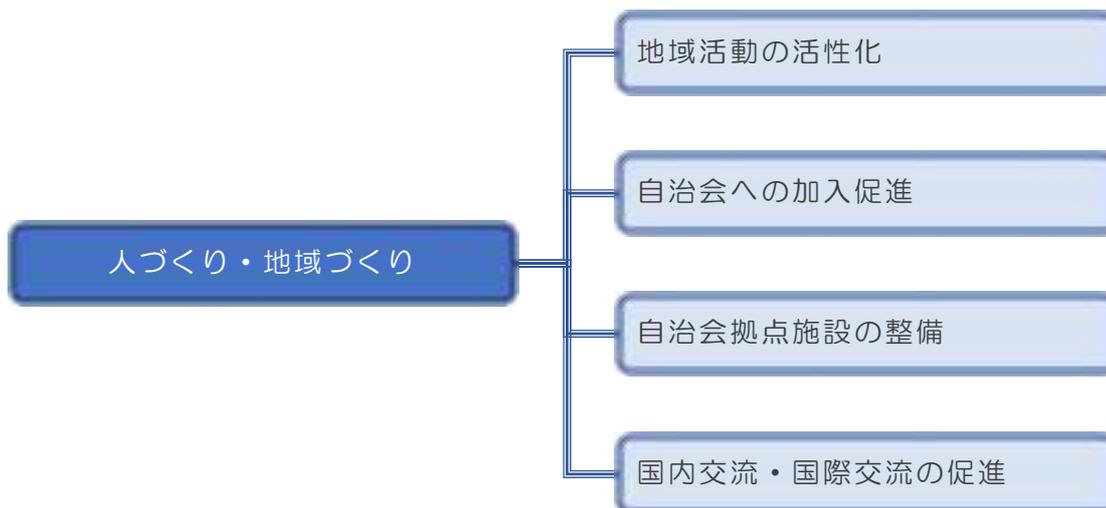


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 地域コミュニティの希薄化が進んでいくなかで、地域活動が低下傾向にあります。
- 地域活動の低下のひとつに自治会役員の担い手不足も考えられます。
- 自治会加入率の低下が懸念されます。
- グローバル化が進展する中で、国際社会で活躍できる人材づくりが必要です。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 地域活動の活性化

- (1) 地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- (2) 自治会交付金や伝統文化活動支援補助金を活用し、地域振興や活性化を支援します。
- (3) 各種団体の活性化に力をいれ、生涯現役世代の活躍や生きがいづくりを支援します。
- (4) 地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを深め「子どもから大人までが繋がる」環境づくりを推進します。

### 2. 自治会への加入促進

- (1) 住民へ地域活動の目的を理解してもらい、自治会への加入促進を支援します。

### 3. 自治会拠点施設の整備

- (1) 地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向け支援します。

### 4. 国内交流・国際交流の促進

- (1) 国内外とのネットワークを強化し、友好親善ならびに沖縄文化の振興・発展に貢献する人材の育成を図ります。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
① 自治会への各種交付金助成件数	14件 (2016~2018年度平均)	18件
② 自治会加入率	50.3% (2017年度)	55.0%

### ● 目標設定の考え方

- ① 現状値については、過去3年間の平均値とし、5年後に4件増を目標値として設定しました。
- ② 自治会加入率については、2015年比で約10%低下していることから、2028年度までに10%の回復を目指し、前期計画では5%の伸び率を目標値として設定しました。



## 町民ができること

- 自治会活動に積極的に参加し地域の絆を深めましょう。
- 住みよい環境づくりに向けて、地域の問題・課題解決に取り組みましょう。

## 基本目標 1

みんなが参加したくなる  
「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり

施策分野

1-②

自律・自立するまち

<関係課>  
総務課



### めざす姿

- 住民と行政が互いに尊重し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、地域（まち）の問題は地域（まち）で考え、地域（まち）で行動し解決する、協働によるまちづくりを目指します。
- 誰もがまちづくりに参画しやすい環境をつくり、まちづくりに必要な取り組みが実行できる環境づくりを目指します。

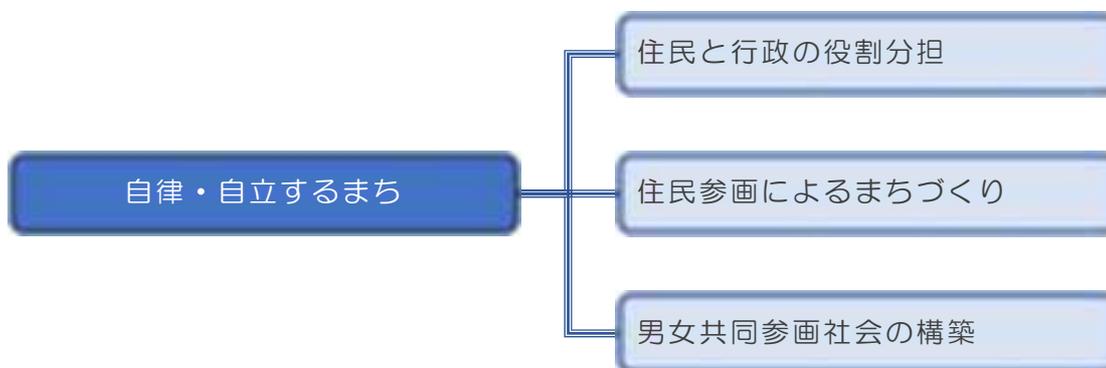


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 行政サービスへの住民の要望が多様化している中で、全てに対応することが困難な状況にあります。
- 地域の問題の現状把握や解決する手法の検討が必要です。
- 町は、自治会や各種団体の協力のもと、まちづくりが進められています。そのためにも住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して課題解決に取り組んで行くことが重要となっています。
- 男女がともに生き生きできる社会実現のため、性別による差別が無く、学び、働ける環境づくりが求められています。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 住民と行政の役割分担

- (1) 地域の問題は、地域で考え解決できる環境づくりに努めます。
- (2) 地域と行政のあり方について、各区自治会との勉強会、意見交換会を行います。

### 2. 住民参画によるまちづくり

- (1) 住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して問題解決に参画できる仕組みづくりの構築を図ります。

### 3. 男女共同参画社会の構築

- (1) 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、ともに責任を担う社会の構築を図ります。
- (2) 男女共同参画社会実現に向けた理解を深めるための情報発信や啓発活動に努めます。
- (3) 人権の尊重、多様性を認め合える平和な社会づくりを推進します。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 関係機関を含めた勉強会の実施	0回	1～3回
② 行政懇談会の参加人数	154人 (2017 年度)	220人
③ 各種審議会等における女性登用率	20% (2017 年度)	30%

### ● 目標設定の考え方

- ① 関係機関を含めた勉強会の実施については、自主勉強会、行政懇談会のフォローアップ、県内研修などを適時実施することを目標としました。
- ② 全体的に参加人数が少ないため、各行政区から約5名の増加を目標としました。
- ③ 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）に準じて、30%としました。



## 町民ができること

- 地域の問題の把握に努め、その解決に向けて取り組みましょう。
- まちづくりに積極的に携わりましょう。

## 基本目標 1

みんなが参加したくなる  
「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり

施策分野

1-③

情報の共有・共鳴で築くまち

<関係課>  
総務課



### めざす姿

- 情報の共有化と情報弱者への支援をすることで、地域や町の情報を誰もが安心して享受できる「まち」を目指します。



### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 情報化社会の高度化に伴い、円滑で正確な情報の発信が求められています。
- 毎月発行の広報紙や各区掲示板で、紙媒体を使った情報提供とホームページやフェイスブック、与那原ナビを活用したインターネットでの情報提供に努めています。
- 行政区内の放送や横断幕の掲示による情報提供も行っています。

#### ● 施策の体系

情報の共有・共鳴で築くまち

情報の発信及び共有化



### 施策の推進

#### 1. 情報の発信及び共有化

- (1) 住民が行政情報を得やすい環境を構築します。
- (2) 観光情報や伝統行事などを積極的に情報発信し、町内外に広く「与那原町」をPRします。
- (3) メディアリテラシー（情報を受け取る力）の育成に努めます。
- (4) SNS を利用した新たな情報通信技術を活用した広報手段の拡充を図ります。

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① SNSの活用	フェイスブックの試験運用	フェイスブックの公式アカウント開設

### ● 目標設定の考え方

- ① SNSの活用については、現在試験運用中のフェイスブックを公式アカウントとして開設することを目標としました。

## 町民ができること

- 行政情報に関心を持ち、町の行事やイベント、まちづくりに関する取り組みへ積極的に参加しましょう。
- 「与那原町」の魅力を再認識し、町内外にPRしましょう。



## 基本目標 1

みんなが参加したくなる  
「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり

施策分野

1-④

行財政運営

<関係課>

税務課 財政課  
総務課 住民課

### めざす姿

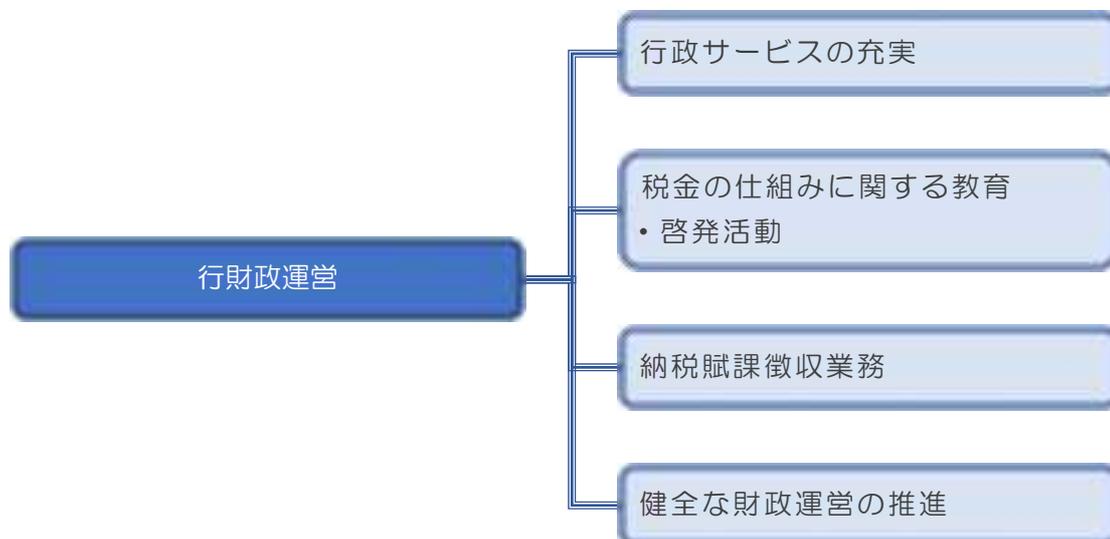
- 活気あふれる与那原町にするために、多様化する行政ニーズに対応したサービスの提供と健全な財政運営を目指します。

### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 時間外及び休日の業務実施や、庁舎以外での証明書の交付など多様化した行政ニーズへの対応が求められています。
- 納税に対する意識が高く、収納率は県内でも上位に位置しています。
- 納期内納税のさらなる向上に努めます。
- 待機児童問題、貧困問題などの子育て支援事業や高齢化などの影響に伴う社会保障費の増大による歳出の増加が見込まれます。
- 公共施設の大規模改修や建て替え事業が控えていることから、歳出の増加が見込まれます。
- 「与那原町財政計画」に基づき、歳入対策・歳出抑制策の取り組みを進めるとともに、持続可能な財政運営に向けて確実に取り組むことが求められています。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 行政サービスの充実

- (1) 役場窓口の接客は、誠実で明るい対応に努めます。
- (2) 役場窓口以外での証明書発行、開庁時間の延長や休日の開庁など、住民ニーズに対応した組織体制を検討します。
- (3) 多様なニーズに対応するために、広域で取り組むべき課題について関係機関と連携し検討します。

### 2. 税金の仕組みに関する教育・啓発活動

- (1) 税金の仕組み・重要性、納税の義務または必要性を知ってもらうために、小学校6年生を対象とした租税教室を継続して行います。
- (2) 税に関する Q&A を町民対象の広報紙に掲載するなど、税金の仕組み・重要性などの周知に取り組みます。

### 3. 納税賦課徴収業務

- (1) 公平公正な賦課徴収を継続するために課税客体の把握、また説明責任をしっかりと果たします。さらに自主納付の呼びかけなどを行いつつ、応じない場合は、公平性の観点からも滞納処分の検討を行い、適正に実施します。
- (2) 就業形態の多様化により、税の納付可能な時間帯も異なるため、口座振替やコンビニ納付を継続しつつ、その他の収納チャネル<sup>※7</sup>の検討を行います。

### 4. 健全な財政運営の推進

- (1) 健全で持続可能な財政を維持し、「第5次与那原町総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するために、中長期財政計画を策定し、計画的に事業を実施することにより財政の健全化を図ります。
- (2) 公会計制度<sup>※8</sup>を導入することで、町所有の土地や建物、備品などのコストやストックを把握し、公共施設マネジメント<sup>※9</sup>や中長期的な財政運営への活用を図っていきます。



※7 収納チャネル：この場合は、納税者の利便性向上を図るための納付方法。

※8 公会計制度：これまでの地方自治体の会計制度に企業会計的要素を取り込むことで、コスト情報を「見える化」し、自治体の財政状況をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用の強化に資するもの。

※9 公共施設マネジメント：地方公共団体等が保有し、または借り上げている全公共施設の維持管理や更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みのこと。

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 住民との意見交換会の実施	年1回	年1～2回
② 収納率（町税）	98.5% (2015～2017年度平均)	98.5%以上（年率）
③ 納期内納付率	86.3% (2015～2017年度平均)	86.3%以上（年率）
④ 経常収支比率	89.9%	89.7% (2022年度)
⑤ 財政力指数 (3年間平均)	0.47 (2016～2018年度)	0.50 (2021～2023年度)

### ● 目標設定の考え方

- ① 多様なニーズを把握するため、隔年での行政懇談会に加え、各地域での意見交換会などを実施する事を目標としました。
- ② 収納率(町税)については、納税に対する公平性や公正性を図るため、3年間平均(2015～2017年度)の数値を維持していくことを目標として設定しました。
- ③ 納期内納付率については、納税に対する公平性や公正性を図るため、3年間平均(2015～2017年度)の数値を維持していくことを目標として設定しました。
- ④ 経常収支比率については、地方公共団体の財政の弾力度合いを示す比率で、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることから、同規模程度を維持することを目標としました。
- ⑤ 財政力指数(3年間平均)については、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があることから、同規模程度を維持することを目標としました。

## 町民ができること

- 納税の重要性を認識し、納期内納税を心がけましょう。
- 町の財政状況に関心を持ち、健全な財政運営に協力しましょう。



## 第2章 基本目標別施策

### 基本目標2

「いちゃりばちよーでー」平和の心で  
つな  
綱がる教育文化のまち

- 2-① 学校教育の充実
- 2-② 家庭教育の定着
- 2-③ 青少年健全育成
- 2-④ 地域交流と支援体制
- 2-⑤ 心と体を育むスポーツ環境づくり
- 2-⑥ 文化の保全・継承

## 基本目標 2

「いちやりばちよーでー」

つな  
平和の心で綱がる教育文化のまち

施策分野

2- ①

学校教育の充実

<関係課>

学校教育課

公共施設課



### めざす姿

- 「確かな学力」を身につけられるように学力向上を目指します。
- 安心・安全でより良い学校生活を送られるよう、教育環境の充実を目指します。
- まちの未来を担う子ども達のために、保・幼・小・中や高校・大学との連携を深め、保育士や教職員の更なる指導力の向上を目指します。
- 外国の言語や文化が学べる環境づくりを目指します。
- 豊かな心を育む環境づくりを目指します。



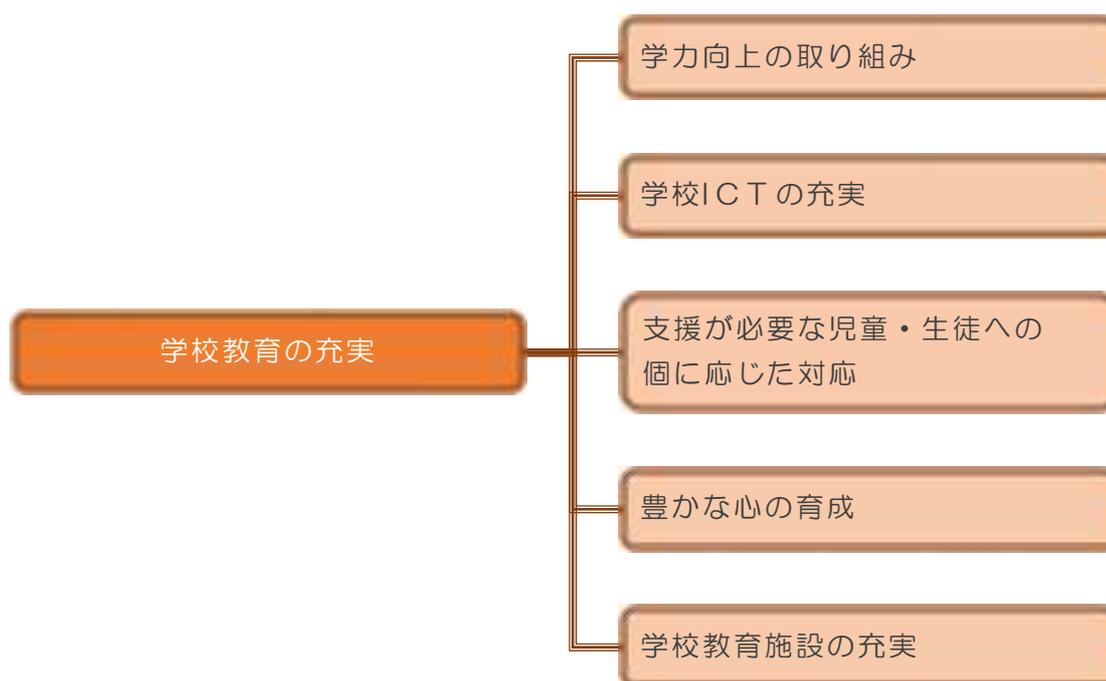
### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 学習環境の充実を図る上で、電子黒板、タブレット端末などのICT※10機器を活用することにより、「分かる授業」を推進しています。
- 支援を必要とする幼児や児童・生徒の個に応じた学習支援や居場所づくりを行っています。
- 保・幼・小・中の保育士や教職員との合同研修会を開催していますが、高校や大学との連携の強化も求められています。
- 体験学習の一環として、小学校では1日の職場見学、中学校では5日間の職場体験を実施しています。
- 学力向上の一環として、学力向上強化月間や我が家の家訓運動などを実施しています。
- 児童・生徒一人ひとりの学力向上のため、家庭学習や読書をする習慣を身につける必要があります。
- 支援を必要とする児童・生徒へのより一層の理解を深めるために、普通学級での授業や行事に参加できる学習機会などの充実が求められています。
- 町立の学校教育施設は与那原小学校・与那原東小学校・与那原中学校・学校給食センターの4施設となっています。
- 学校給食センターは、昭和53年に建てられ、旧耐震基準（昭和56年以前）の建物となっているため、早期の建替え事業の検討が必要となっています。
- 与那原小学校の校舎部分は、昭和57年に建設され築36年（2018年現在）が経過しており、校舎の老朽化が進み修繕工事が増加している状態となっています。今後においては、耐力度調査の結果に基づき、建替事業の検討が必要となっています。

※10 ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術のこと。

## ● 施策の体系



## 施策の推進

### 1. 学力向上の取り組み

- (1) 講演会や研修・先進地視察などで、教職員の意識向上と授業改善に取り組みます。
- (2) 保・幼・小・中の連携を深め、さらに高校、大学や企業等との連携も強化し、キャリア教育<sup>※11</sup>の充実を図ります。
- (3) 児童・生徒へのきめ細やかな対応を行うために特別支援教育支援員、学習支援員などを配置します。
- (4) 日々の授業の充実と「確かな学力」を身につけ、「生きる力」を育むことを目的に、「学力向上推進プロジェクト」を推進します。
- (5) のぼり、ポスターを作成し、学力向上推進月間、家訓運動をさらに周知徹底し、「確かな学力」の定着を図ります。

### 2. 学校 ICT の充実

- (1) 電子黒板、タブレット端末などの ICT 機器の更なる整備を推進します。
- (2) 学校の電子黒板、タブレット端末などの ICT 機器をより効果的に活用するために、情報支援員による講習会の開催、ICT 教材などの情報収集を図ります。

### 3. 支援が必要な児童・生徒への個に応じた対応

- (1) 支援を要する児童・生徒などへ個に応じたきめ細やかな対応を行うために、特別支援教育支援員、学習支援員などを適正に配置します。
- (2) 校外へ適応指導教室・相談室の設置を検討します。

※11 キャリア教育：社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

- (3) 増加傾向にある不登校児については、それぞれの児童・生徒の個々の状況を把握し、関係機関と連携の上、適切に教育を受けられる環境を推進します。

#### 4. 豊かな心の育成

- (1) 偏見のない児童・生徒の育成のためインクルーシブ教育<sup>※12</sup>を推進します。  
 (2) 豊かな心を育むために、各学校において講演会を開催します。  
 (3) 道徳の授業や平和学習などをおして、生命の大切さや人権を尊重する思いやりのある心を育みます。

#### 5. 学校教育施設の充実

- (1) 学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、耐震基準をクリアした施設への建て替えを早急に検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進します。  
 (2) 安心安全な教育環境を目指し、与那原小学校の老朽化した校舎の耐力度調査を行い、建替時期の検討を図ります。

目標指標		
指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 全国学力調査平均正答率の全国との差の縮小	小学校 -3.7 中学校 -3.2	小学校 +1.0 中学校 -1.0
② 支援が必要な不登校児童を支援することにより、不登校児童の復帰	小中学校の不登校児 約 45~55 人	前年度比 1 割復帰
③ 豊かな心を育む講演会の実施	1 回	1 回
④ 学校耐力度調査実施数	0 校	1 校

#### ● 目標設定の考え方

- ① 全国学力調査平均正答率の全国との差の縮小については、本町の全国学力調査のこれまでの結果を踏まえての目標としました。  
 ② 支援が必要な不登校児童を支援することにより、不登校児童の1割復帰については、増加傾向にある不登校児を抑制するとともに、毎年改善していくために、前年度比1割復帰を目標としました。

※12 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

- ③ 現在、豊かな心を育む講演会を年1回開催しているが、継続することにより、効果が出ると考えるため、年1回の実施を目標としました。
- ④ 与那原小学校（1校）の耐力度調査の実施を目標としました。（他2校は建替完了により対象外とします。）



## 町民ができること

- PTA 活動に積極的参加しましょう。
- 学校内の清掃などを行う、学校ボランティアに積極的に参加しましょう。
- 学校施設は大切に使いましょう。



## 基本目標 2

「いちやりばちよーでー」

つな  
平和の心で綱がる教育文化のまち

施策分野

2- ②

## 家庭教育の定着

＜関係課＞

学校教育課  
生涯学習振興課



### めざす姿

- 子育てに関する知識や技能などを身につけ、心身ともに健康な子どもの育成を目指します。
- 家庭学習やファミリー読書の習慣化を目指します。
- 地域教育懇談会やPTA 活動を通じて、情報を共有し、家庭学習の定着を目指します。
- 町ホームページや町広報紙を活用し、学校教育、家庭教育に関する情報を積極的に発信します。

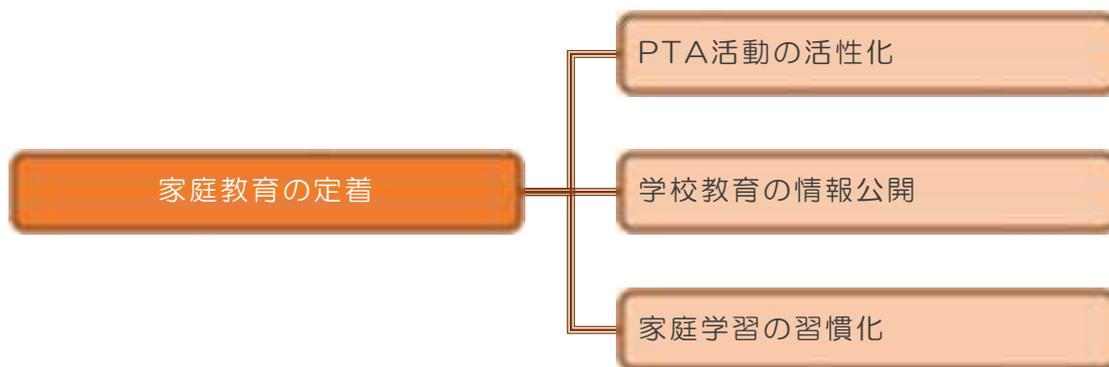


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 家庭と学校の更なる連携が必要です。
- 家庭と学校との話し合いの場など、情報の共有が行える環境づくりが求められています。
- 地域教育懇談会やPTA 活動への参加者を増やすための方策を検討する必要があります。
- 家庭における学習時間が十分ではない状況です。

#### ● 施策の体系



### 施策の推進

#### 1. PTA 活動の活性化

- (1) 学校と家庭との交流が行える教育活動を充実させ、PTA 活動などの活性化に取り組みます。

- (2) 夏休み期間中に公民館などで「子ども寺子屋」を開催するPTA支部に学習支援員を派遣することにより、家庭学習の定着とPTA活動の活性化を図ります。
- (3) PTA活動を活性化させることを目的に、モデルとなるPTA支部を育成します。

## 2. 学校教育の情報公開

- (1) 地域教育懇談会や教育講演会などを充実させ、家庭と学校に関する課題の情報を共有します。
- (2) 家庭と学校が連携を深め、心身豊かな子どもの成長に努めます。

## 3. 家庭学習の習慣化

- (1) 家庭学習リーフレットを作成し、各家庭に配布することにより学齢ごとに応じた家庭での学習時間を確保します。
- (2) 子ども寺子屋を通じて、家庭学習の方法を学び習慣化を図ります。

### 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 子ども寺子屋の開催	8支部	13支部（全支部）
② 拡大家庭・地域教育部会への参加人数の増加	延べ120名	延べ180名
③ 町ホームページ・町広報紙への情報公開	年4回	年6回

### ● 目標設定の考え方

- ① 子ども寺子屋の開催については、本町のこれまでの開催状況を踏まえて、目標設定しました。
- ② 拡大家庭・地域教育部会の参加人数の増加については、本町のこれまでの開催状況を踏まえて、目標設定しました。
- ③ 町ホームページ・広報紙への情報公開については、本町のこれまでの状況を踏まえて、最新の情報提供ができるよう目標設定しました。

### 町民ができること

- 家庭での生活の中で、基本的な生活習慣を教え、社会性を身に付けさせましょう。
- 家庭学習やファミリー読書を習慣化しましょう。
- 学校支援ボランティアやPTA活動に積極的に参加しましょう。
- 子どもの生活リズムを家庭教育の一環として整えましょう。（早寝・早起き・朝ごはん・てくてく登下校を習慣づけましょう。）

## 基本目標 2

「いちやりばちよーでー」

つな  
平和の心で綱がる教育文化のまち

施策分野

2- ③

青少年健全育成

＜関係課＞  
生涯学習振興課  
学校教育課



### めざす姿

- 学校や家庭、地域、関係機関が連携協力し、安心して安全な生活環境を維持する事で、次代を担う心身ともにたくましい青少年の育成を目指します。

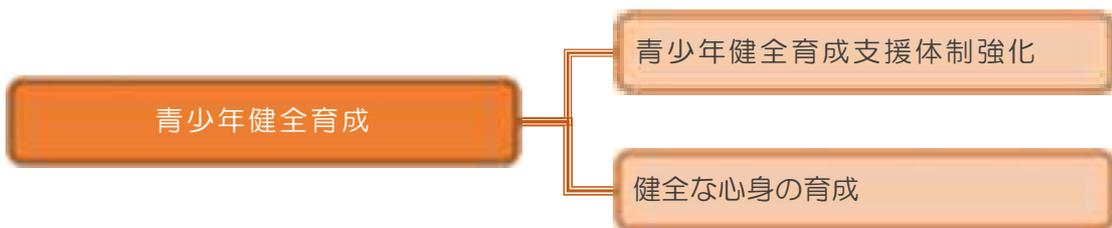


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 夜間外出や飲酒・喫煙などの問題行動を起こす子ども達が見られます。
- スマートフォンなどの普及により、有害サイトへのアクセスや SNS を通じたイジメの問題など、さまざまな悪影響が生じています。
- 子ども達に夜間外出をさせない環境づくりが求められています。
- 青少年の豊かな心を育むため、子ども達への心の教育を行う必要があります。
- 青少年を健全に育成するため、基本的な生活習慣の確立を図る必要があります。

#### ● 施策の体系



### 施策の推進

#### 1. 青少年健全育成支援体制強化

- (1) 青少年を事件・事故などの有害環境から守るため、関係機関と連携し、夜間パトロールなどを進めます。
- (2) 各種発表会や町民大会などを実施し、青少年の健全育成に取り組みます。

#### 2. 健全な心身の育成

- (1) 家庭や地域と連携した各種行事の開催や、PTA 活動などをおして、豊かな心の教育に努め、子ども達の心の居場所をつくります。

- (2) 基本的な生活習慣の確立を図るため、家庭や学校、地域及び各種関係機関と連携を図ります。

目標指標		
指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 青少年健全育成町民大会への各種団体の参加者数	50 名	100 名
② 青少年健全育成に関する講演会の参加者数	100 人 (2017 年度)	150 人

### ● 目標設定の考え方

- ① 青少年健全育成町民大会への各種団体の参加者数については、現在参加者数の2倍の参加者数を目標値に設定しました。
- ② 青少年健全育成に関する講演会の実施の参加者数については、現状の1.5倍を目標値に設定しました。

### 町民ができること

- 子ども会や青年会などの地域活動やボランティアに積極的に参加しましょう。
- 「地域の子は地域で育てる」という意識を持って子ども達に接しましょう。
- GO 家運動<sup>※13</sup>を実践しましょう。

※13 GO 家運動：青少年を飲酒・喫煙・深夜徘徊といった非行や、いじめ・性犯罪・交通事故被害等から守るため、帰宅の遅い子やいじめなどの被害に遭っているおそれのある子どもたちに対して声かけを行い、また不審者の発見の際には関係機関へ通報するなど、地域が一体となって子どもたちを見守る運動のこと。また、保護者にあっては、子どもたちに規則正しい生活習慣を身につけさせるほか、早めに帰宅し、子どもとの触れ合いの時間を大切にしようとする取り組み。

## 基本目標 2

「いちやりばちよーでー」

つな  
平和の心で綱がる教育文化のまち

施策分野

2- ④

地域交流と支援体制

＜関係課＞

生涯学習振興課

学校教育課



### めざす姿

- 地域、行政やさまざまな人達との連携協力により、安心して“学び”“遊べる”環境づくり、交流拠点づくりを目指します。
- 町民が幅広く、自ら学べるよう、公民館や図書館活動の充実を目指します。
- 「ふぁーかんだ」※14 の関係を地域へ根付かせる環境づくりを目指します。



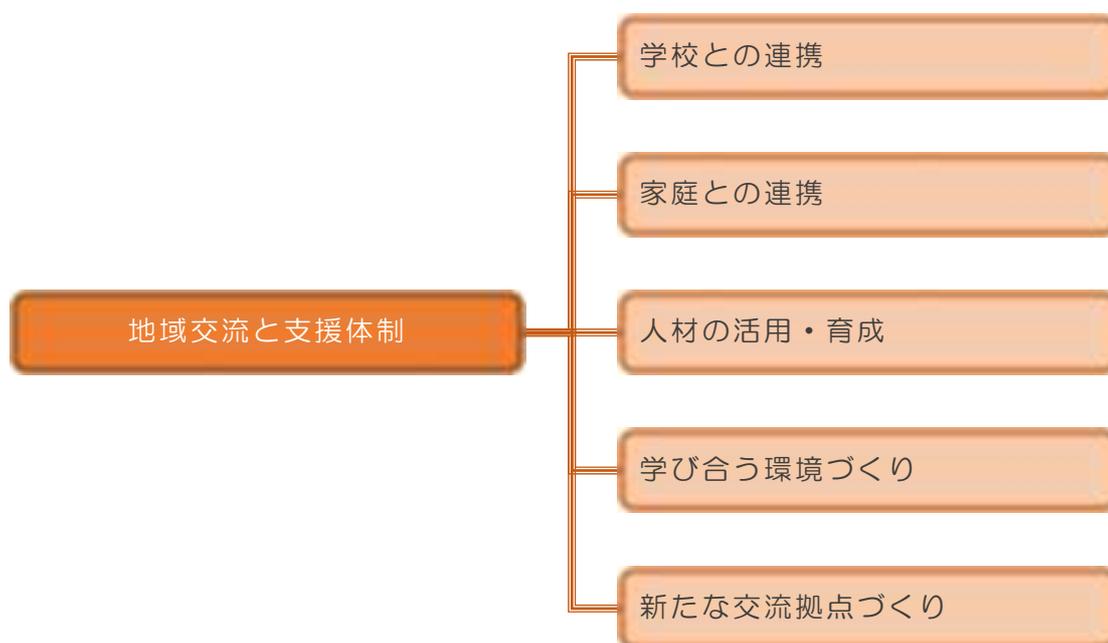
### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 子どもから高齢者まで、「地域での生きがい」が持てるようなサポートを行っています。
- 学校と家庭、地域との連携を更に強める必要があることから、各者間の情報の共有が行える環境づくりが求められています。
- PTA と地域が協力し、地域全体で家庭教育を支援していく方策を検討する必要があります。
- 公民館や図書館などを利用した学習の場所を増やし、地域の人材を活用し、子ども達に勉強などを教え、お互いに学びあえる環境づくりが必要です。
- 幅広い生涯学習を行うには、さまざまな知識を持った人材を把握・育成するとともに、講師として人材バンクへの登録を充実させることが必要となっています。
- さまざまなニーズに合わせた学習や講演会、シンポジウムなどの開催に加え、新たな交流拠点施設の整備が求められています。
- 図書館は、町民が利用しやすい環境を整えるとともに、町民の課題解決をサポートする機能を充実していく必要があります。
- 多様な図書館事業を通じ、図書館の利用者を増やしていくことが課題です。

※14 ふぁーかんだ：祖父母と孫の関係性の事。「はっぱ」と「つる」の様に、切っても切れない関係性に由来する。

## ● 施策の体系



## 施策の推進

### 1. 学校との連携

- (1) 学校評議員に地域の人材を幅広く登用することにより、学校経営への参画が促されます。
- (2) 保護者・地域の協力を得て、職場見学・体験の受け入れ先を充実します。

### 2. 家庭との連携

- (1) 夏休み期間中に公民館などで開催される「子ども寺子屋」の見守りとして地域の方々が立ち会うことにより、家庭学習の定着を支援します。

### 3. 人材の活用・育成

- (1) 生涯学習と連携しながら、地域の人材を活用し、授業の一環としての講話や、ものづくりなどを通じさまざまな体験学習の機会を持つことにより、地域で教育する環境づくりに取り組みます。
- (2) 講師や学校支援ボランティアにふさわしい人材を発掘し、人材バンク登録の充実を図ります。
- (3) 多様な人材を活用し、サークル活動や講座、平和学習などの生涯学習を進めます。
- (4) 各種講座の開催や各種研修会への派遣を行い、主体的に行動する講師の育成と支援に取り組みます。

### 4. 学びあう環境づくり

- (1) 住民のさまざまなニーズに応えた講座や講演会、シンポジウムなどを開催し、学べる環境づくりに取り組みます。
- (2) コミュニティセンターや公民館、図書館などを生涯学習の拠点として充実を図ります。
- (3) 幅広い生涯学習を行うために、学生をはじめとしたさまざまな講師の確保に努めます。

- (4) 図書館資料・情報の提供とともに、自主企画講座等の充実を図ります。
- (5) 子どもの読書支援、調査、研究支援など、町民の学びに幅広く役立つ図書館サービスを展開するため、レファレンスサービス※15をより向上させる様努めます。

## 5. 新たな交流拠点づくり

- (1) さまざまな活動や会議、イベントなどが開催でき、地域コミュニティの充実や多様な交流が生まれる新たな交流拠点としての複合施設（町民ホールなど）の一体的な整備に努めます。

### 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 学校評議員への地域住民の登用数	3名	3名
② 子ども寺子屋への地域の方の参加	2支部	4支部
③ 各種人材バンク登録者数（累計）	88名	200名
④ 講演会・シンポジウムの開催	年1回程度	年2回以上

#### ● 目標設定の考え方

- ① 学校評議員には、各学校に地域の方々1名ずつ委嘱されており、地域との繋がりを維持していくためにも、現状の登用数を目標として設定しました。
- ② 地域の方々の子ども寺子屋への参加については、本町のこれまでの開催状況を踏まえて、目標設定しました。
- ③ 人材バンク登録者数については、現在登録者数より2倍以上の登録者数を目標値に設定しました。
- ④ 講演会・シンポジウムの開催については、上半期、下半期ともに各1回ずつ開催することを目標として設定しました。

### 町民ができること

- 地域の講演会やシンポジウムに積極的に参加しましょう。
- 地域の子ども達と積極的に関わりましょう。
- PTA活動や学校行事に積極的に参加しましょう。

※15 レファレンスサービス：図書館利用者が必要とされる資料を図書館員が検索、提供、回答する機能を指す。

## 基本目標 2

「いちやりばちよーでー」

つな  
平和の心で綱がる教育文化のまち

施策分野

2- ⑤

心と体を育むスポーツ環境づくり

<関係課>  
生涯学習振興課



### めざす姿

- まちの資源を活用し、安心してスポーツなどを楽しむことができる環境を充実させ、心身の充実した人材の育成を目指します。

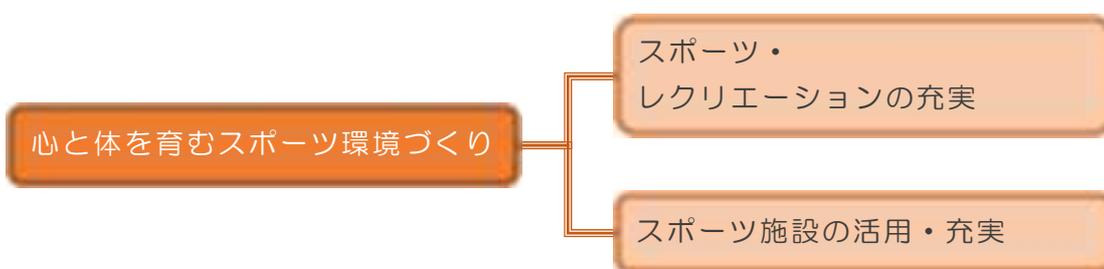


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境づくりが必要です。
- 各種クラブやサークルへの継続した支援が必要です。
- マリーナや水路・沿岸線を活かしたマリンスポーツ活動を支援する必要があります。
- 誰でも気軽に取り組める生涯スポーツを充実させる必要があります。
- さまざまなスポーツ・レクリエーションに対応できる指導者を育成する必要があります。

#### ● 施策の体系



### 施策の推進

#### 1. スポーツ・レクリエーションの充実

- (1) 住民の健康増進としての生涯スポーツを推進する上で、関係機関と連携を図ります。
- (2) 住民が気軽に参加できるような各種教室やスポーツ大会の開催や支援をします。
- (3) さまざまなスポーツ・レクリエーションに対応できる指導者の育成に努めます。

#### 2. スポーツ施設の活用・充実

- (1) 学校体育施設の一般開放を積極的に推進します。
- (2) 社会体育施設の環境整備をします。
- (3) 各種スポーツ活動を行うための施設の充実を図ります。

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① スポーツフェスタ参加者数【スポーツ推進員共催】	306名	500名
② スポーツ大会などへの参加チーム率【町体育協会主催】	47.0%	70.0%
③ 体育施設の年間利用者数【中高校生の部活動・スポーツ少年団活動を除く】	延べ90,834人 (2017年度)	延べ100,000人

### ● 目標設定の考え方

- ① スポーツフェスタ参加者数（スポーツ推進員共催）については、現在の参加者数を元に60%増を目標値に設定しました。
- ② スポーツ大会などへの参加チーム率（町体育協会主催）については、各種大会への区・自治会参加チーム率を現在の1.5倍を目標値に設定しました。
- ③ 体育施設の年間利用者数については、平日は利用率が高いため、土日などの利用促進を図り、約1割の増加を目標値に設定しました。

## 町民ができること

- 各種スポーツ活動やサークル活動に積極的に参加し、健康増進に努めましょう。
- スポーツに関して、技術や知識を持っている経験者は積極的に町民に提供しましょう。

## 基本目標 2

「いちやればちよーでー」

つな  
平和の心で綱がる教育文化のまち

施策分野

2- ⑥

文化の保全・継承

＜関係課＞  
生涯学習振興課



### めざす姿

- 伝統文化の保全、活用、継承をめざし、文化教育を充実させ、“いちやればち兄弟”（町出身 芸能先達者 前川朝昭氏の「兄弟小節」より）の平和の心の精神を大切にしつつ、先人達の築いてきた文化を保全・継承していきます。
- 島くとうばの教訓を活用する事で、沖縄の文化を学ぶ環境づくりを目指します。

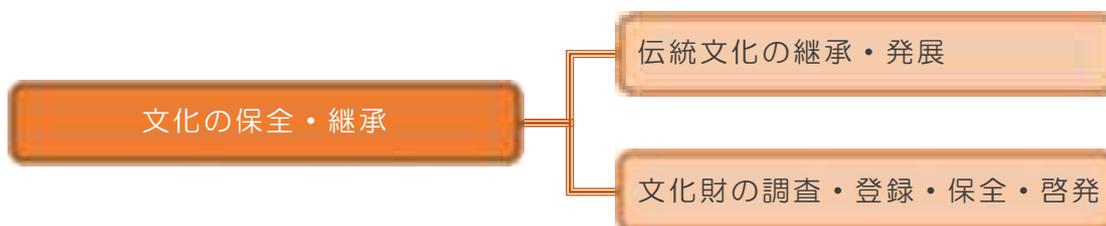


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 綱曳資料館において、与那原大綱曳に関連する資料収集や展示を行っています。また、保育園や幼稚園、小学校の行事に与那原大綱曳を取り入れるなど、町の伝統文化の継承に取り組んでいます。
- 町文化協会と連携し、ふれあい文化フェスティバルを開催するなど、伝統文化の継承・発展に取り組んでいます。
- 町の歴史や文化などを広く住民に周知していき、今後のまちづくりにどう活かしていくかが重要な課題となっています。
- 次世代に向けて伝統文化や文化財を継承・発展させる仕組みづくりとして、人材育成や環境整備が必要となります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 伝統文化の継承・発展

- (1) ホームページや広報紙などを活用し、歴史・文化資料の収集を呼びかけ、収集した資料を活かした企画展などを開催します。
- (2) 子ども達に地域の伝統行事や与那原大綱曳への積極的な参加を促します。
- (3) 町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつり、生涯学習振興大会などを通して、文化に対する町民意識の向上を図ります。
- (4) 沖縄の伝統的な言葉である「島くとぅば」の継承に努めます。

### 2. 文化財の調査・登録・保護・啓発

- (1) 町内に存在する歴史的価値のある資源や戦跡などの調査を行い、文化財登録やその保護に努め文化財を活かしたまちづくりを推進します。
- (2) 町内外の文化財について、住民が学ぶ機会を設け、歴史と文化に対する町民意識の向上を図り、文化財を次世代へ残すための基盤づくりを行います。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 与那原大綱曳への小中学生の参加率	未掌握	50.0%
② 綱曳資料館への来館者数	延べ 2,288 名	延べ 3,500 名
③ 町や文化協会主催の文化フェスティバルなどへの来場者数	未掌握	1,000 名
④ 文化財講座の開催	1 回	1 回

## ● 目標設定の考え方

- ① 与那原大綱曳関連行事への小中学生の参加率については、町内小中学生の綱づくりや与那原大綱曳、与那原大綱曳まつりへの参加率を町内小中学生の半数を目標値に設定しました。
- ② 綱曳資料館への来館者数については、町内外からの来館者を現状値の50%増となるよう設定しました。
- ③ 町や文化協会主催の文化フェスティバルなどの現状値は把握していませんが、1,000人を目標値として設定しました。
- ④ 毎年11月1日から7日迄の文化財保護強調週間に合わせて講座等を継続して開催し、文化財への理解を深めることを目標に設定しました。



## 町民ができること

- 与那原大綱曳（作る・担ぐ・曳く）に積極的に参加しましょう。
- 地域における伝統行事やまつりに積極的に参加しましょう。
- 町の歴史や文化に興味を持ち、学びを深めましょう。
- 「島くとうば」を積極的に使いましょう。







## 第2章 基本目標別施策

### 基本目標3

## 笑顔あふれるやさしいまち

- 3-① 子育て環境づくり
- 3-② 地域福祉・生活困窮者福祉
- 3-③ 障がい者（児）福祉
- 3-④ 高齢者福祉

## 基本目標3

## 笑顔あふれるやさしいまち

施策分野

3- ①

子育て環境づくり

<関係課>  
子育て支援課



### めざす姿

- 待機児童の解消や保育の充実など、誰もが安心して子育てができる環境を目指します。
- さまざまな子育て支援や地域と連携した支援体制の確立や団体の活用により、地域であそび学べる環境づくりを目指します。

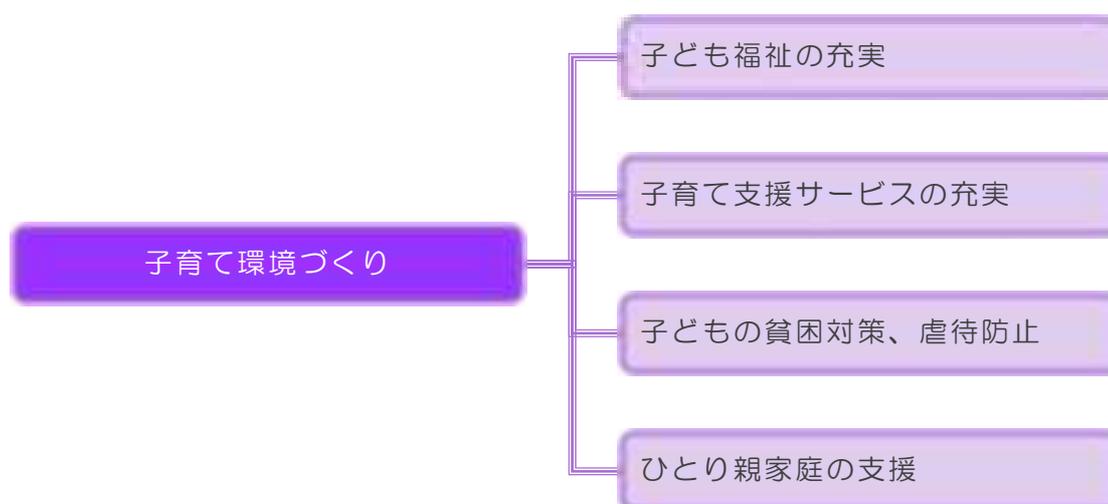


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 東浜地区における集合住宅の増加などを背景に若年層の人口流入が増加しており、本町の子ども数も増加しつつあります。
- 保育所の不足や待機児童の解消が課題となっています。また、保育所内での一時預かり保育や保育士、幼稚園教諭の確保などが不十分な状況です。
- 子育て支援センターや児童館など、今後も親子が気軽に訪れることができる場所として支援の充実に努める必要があります。
- 核家族化や就労環境の変化などにより地域コミュニティの希薄化が進んでいます。また、近年は子どもに対する虐待も社会問題となっていることから、地域コミュニティを強化するなど、地域全体で子どもを見守る環境づくり、地域ぐるみの防止策を進めていく必要があります。
- 共働き家庭が増加した現代においては、就労する保護者に代わって保育を担う機関が必要であり、今後も学童クラブの増設や放課後を安全、安心に過ごせる遊び場や居場所づくり、運営の適正化と支援員（学童クラブの指導員）の資質向上に努めていく必要があります。
- 出産や育児に不安を抱える子育て世帯が増加していることから、多様化する家族や育児の形態に寄り添う制度や支援が求められています。
- 本県において深刻な状況となっている子どもの貧困は本町でも重要な課題となっています。子どもの貧困により、教育環境の低下が懸念されていることから、親の貧困と合わせて対策を講じる必要があります。

## ● 施策の体系



## 施策の推進

### 1. 子ども福祉の充実

- (1) 与那原町子ども・子育て支援事業計画に基づき、基本的な考え方や教育・保育施設の質の向上などに取り組みます。

### 2. 子育て支援サービスの充実

- (1) すべての子どもに寄り添ったきめ細やかなサービスを提供し、子育て世帯の支援に努めます。
- (2) 良好な環境で保育サービスを提供します。
- (3) 各保育所や幼稚園において、心理士・作業療法士など専門職の活用を検討します。
- (4) 療育センターなどの専門施設整備を検討します。
- (5) 関係課と連携し、放課後を安全に安心して過ごせる居場所づくりとして地域の遊び場の整備など、地域環境づくりを促進します。
- (6) 放課後などの児童対策強化として、学童クラブの充実・利用促進に努めます。

### 3. 子どもの貧困対策、虐待防止

- (1) 貧困家庭における子育て、教育環境の向上を図るため、居場所における生活支援、学習支援などを行い、各支援へつなげることで自立をサポートします。
- (2) 子どもへの虐待を防止し、健全な家庭環境づくりの支援に努めます。

### 4. ひとり親家庭の支援

- (1) 母子・父子家庭などのひとり親世帯の生活安定と自立に向けた支援を行い、健全な家庭環境を保持するなど、各種支援の充実に努めます。

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 待機児童の解消	99人	0人
② 子どもが安心・安全に過ごせる居場所の設置	13カ所	16カ所
③ ひとり親家庭相談件数	45件	54件
④ 児童民生委員・保育所・学校などへの研修会・講演会の開催	1回	2回

### ● 目標設定の考え方

- ① 待機児童の解消については、人口推計などによる量の見込みに応じた施設、体制整備を行い、待機児童ゼロを目標として設定しました。
- ② 潜在的な待機児童解消と安心・安全に過ごせる環境整備を図るため、公設学童クラブなどの設置を2023年度に16カ所にすることを目標に設定しました。
- ③ ひとり親家庭支援の拡充を図るため、相談件数の20%増を目標としました。
- ④ 虐待に関する知識の普及を図るため、児童関係者に対する研修会や講演会の開催数を1件増としました。

### 町民ができること

- 子育てボランティアに積極的に参加しましょう。
- 子育て世帯とのコミュニケーションに努め、交流を深めましょう。
- 子育てしやすい就労環境を整備するように努めましょう。

## 基本目標3

## 笑顔あふれるやさしいまち

施策分野

3-②

地域福祉・生活困窮者福祉

<関係課>  
福祉課



### めざす姿

- 社会福祉協議会と連携し各種団体活動の充実を図り、高齢者や障がい者の方など全ての方が交流でき、支えあえる環境づくりを目指します。
- 生活困窮者に対する自立に必要な支援策を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を目指します。



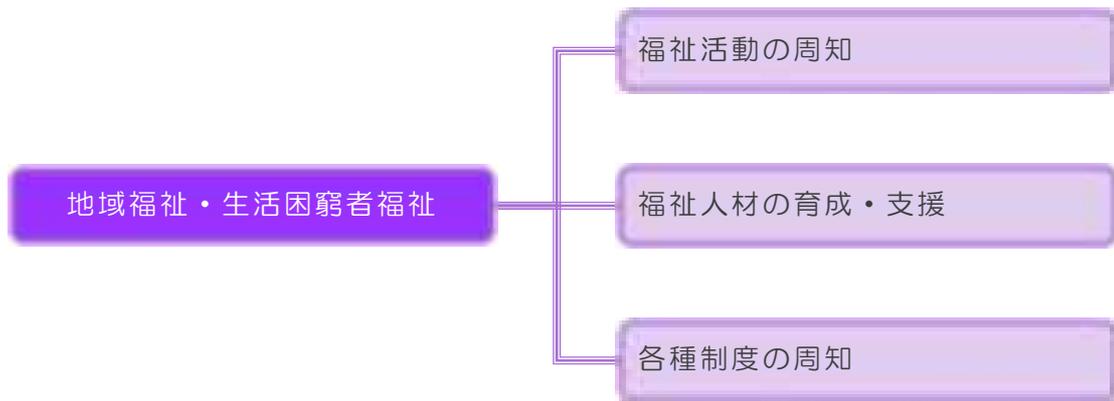
### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、住民同士の関係性が希薄化しているため地域福祉力が低下しています。
- 本町では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、与那原町社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、各種ボランティアや福祉団体と連携し、地域福祉の向上に努めています。
- 地域福祉活動に携わる後継者不足などによる人材の不足が著しいですが、今後も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、行政、町民、福祉団体、ボランティア団体など全ての方が互助意識を育み、福祉活動の担い手として地域福祉を推進し、ともに支えあう地域づくりに取り組むことが必要です。
- 本町における生活保護制度<sup>※16</sup>を受けている世帯は300世帯ほどで推移しており、高齢者世帯が多い状況となっています。また、近年は障がい者の保護世帯数が増えており、潜在的な生活困窮世帯は他にもあると考えられます。
- 生活困窮者に関する情報が福祉課の窓口につながるよう、住民に対して各種制度の周知の徹底を図るとともに、関係機関との連絡体制の整備が必要です。

※16 生活保護制度：生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度。

## ● 施策の体系



## 施策の推進

### 1. 福祉活動の周知

- (1) 民生委員・児童委員の活動内容を始めとする福祉活動の積極的な周知活動を行い、町民に広くその重要性を伝え、福祉意識の高揚を図ります。
- (2) 行政で把握できない部分などについては地域全体で支えあうことが重要であることから、区単位での勉強会、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努めます。

### 2. 福祉人材の育成・支援

- (1) 民生委員・児童委員など次世代を担う人材の確保や育成、関係団体への支援などを行います。
- (2) 与那原町社会福祉協議会で実施している「おまかせ会員制度」を継続するとともに制度の周知強化に努めます。

### 3. 各種制度の周知

- (1) 困窮時に活用することのできる制度の周知を含めた相談体制の整備を行います。
- (2) 生活困窮者への包括的な支援を行うため、与那原町社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との連携強化に努めます。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 民生委員・児童委員充足率	87.9%	94.0%
② 各種団体活動人員	77人	85人
③ 生活保護相談件数（年計）	48件	60件
④ 長期療養者支援相談件数（年計）	0件	3件

### ● 目標設定の考え方

- ① 民生委員・児童委員充足率については、現状の29名から1名増を目標とし、設定しました。
- ② 各種団体（民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会）活動人員については、現状の77名から8名増を目標とし、設定しました。
- ③ 生活保護相談件数については、生活困窮者が適切に相談できるよう、12件増を目標とし、設定しました。
- ④ 長期療養者支援相談件数については、制度周知を行い、現状の0人から3人増を目標とし、設定しました。

## 町民ができること

- 互いに助け合う意識を持ち、支え合いましょう。



## めざす姿

- すべての人が快適に過ごせるよう、思いやりの心を育み、助けあえるまちづくりを目指します。
- 障がい者（児）の自主的な行動や自立の取り組みを総合的に支援できるよう、日常生活や社会生活の支援による共生社会の実現を目指します。

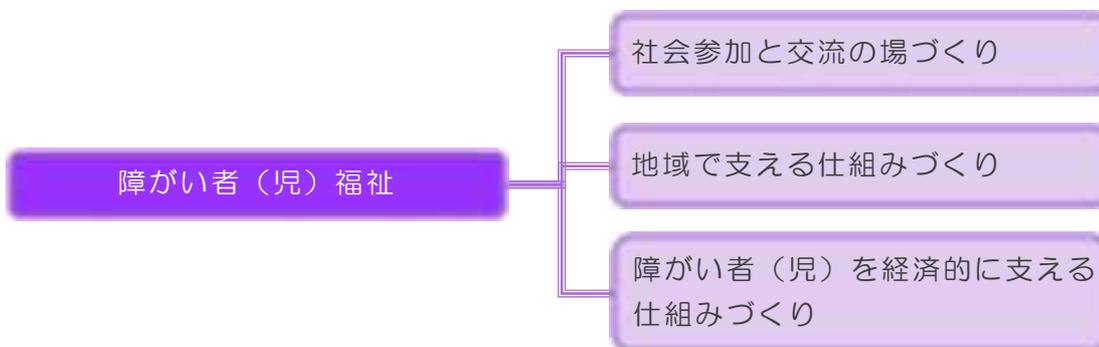


## 施策の展開

## ● 現状と課題

- 本町においては、三障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に加え、発達障がいなどが年々増加しており、求められるサービスも複雑多様化しています。
- 本町では、個々のニーズにあった福祉サービスを実施していますが、今後も多様なニーズに応えるため、一層の相談体制整備が必要です。
- 「交流センターひざし」を拠点に、障がいがある人に対する理解と交流の促進を図っていますが、利用者数は横ばいであるため町民参加型の交流活動や啓発活動の充実を図り、障がい者（児）福祉の増進と障がい者（児）が参加しやすい環境整備を進める必要があります。
- 一部の障がい福祉サービスは、町内に提供事業所がないため、町外事業所を利用しています。

## ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 社会参加と交流の場づくり

- (1) 障がい者（児）スポーツなど、町内において障がい者（児）参加型のイベントを実施するなど、障がいへの理解と交流を促進します。
- (2) 障がい者（児）などが安心して生活できる地域社会をつくることを目指すノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人に対する理解の促進に継続して取り組みます。

### 2. 地域で支える仕組みづくり

- (1) 障がい者（児）が地域で快適な生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化など、環境整備に取り組みます。
- (2) 地域社会で障がい者（児）の生活などを支えるNPO団体などの設立により、気軽に相談できる体制の構築に努めます。
- (3) 町内の各保育所や幼稚園、学校における心理士・作業療法士などの専門職を活用し、障がい児に対する支援の充実やその保護者のケア充実を図ります。

### 3. 障がい者（児）を経済的に支える仕組みづくり

- (1) 医療費助成、更生医療、育成医療など医療費に係る経済的負担を軽減し、障害年金や手当などの周知徹底を図ります。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 交流センターひざし登録者数	36名	39名
② 通所系サービス受給者数（年計）【就労系や生活介護受給者など】	295名	403名
③ 障がい相談支援者数（年計）	115名	145名

## ● 目標設定の考え方

- ① 交流センターひざし登録者数については、現状の36名から3名増（2年毎に1名増）を目標とし設定しました。
- ② 通所系サービス受給者数（就労系や生活介護受給者など）については、現状の295名から108名増を目標とし設定しました。（一律増加ではなく、サービス内容によって見込まれる推移（増・維持・減）はそれぞれのため、全体的に見込んでこの目標値とします。）
- ③ 障がい相談支援者数については、現状の115名から30名増（毎年5名増）を目標とし設定しました。



## 町民ができること

- 障がいについて正しい知識を習得し、理解を深め、障がい者（児）に対して偏見を持たずに障がい者（児）が地域で快適な生活ができるよう支えましょう。



## 基本目標3

## 笑顔あふれるやさしいまち

施策分野

3-④

高齢者福祉

<関係課>  
福祉課



### めざす姿

- 高齢者が住み慣れた環境で自立と尊厳を持ち快適に過ごせる環境づくりを目指します。
- 高齢者が日々の生活に生きがいを持ち、積極的に社会参加するなど、高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域社会を目指します。

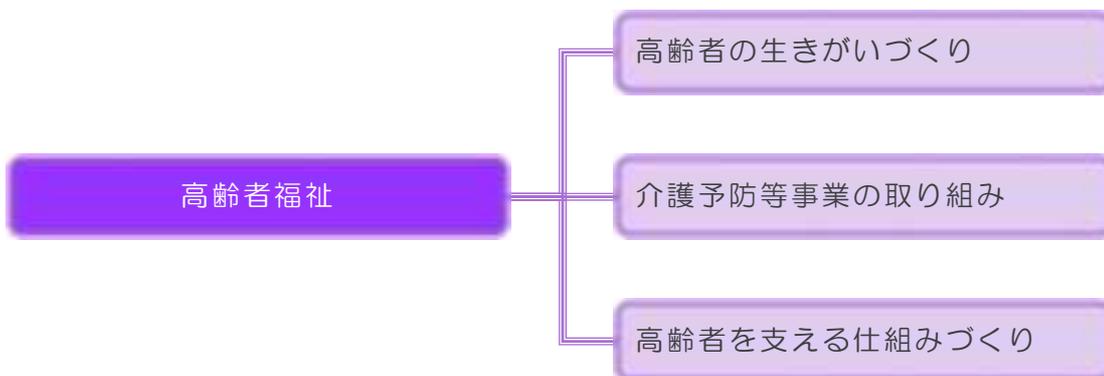


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町における65歳以上の人口は2015年度時点において3,358人（平成27年国勢調査）となっており、本町の総人口の18.2%を占めています。
- 本町でも高齢化が進み、高齢者がいる世帯や高齢者のみ世帯が増加している状況であり、高齢者をいかに地域で支えていくか、自立意欲の向上に繋げていくかが、重要な課題となっています。
- 与那原町包括支援センターを設置し、高齢者の総合的な相談に対応し、適切なサービス利用に繋げていますが、今後も取り組みの強化が必要です。
- 本町では元気な高齢者が増えるよう、各種事業を展開していますが、高齢者の生きがい作りや要介護状態にならないような取り組み（介護予防事業への参加を増やすこと）などが急務となっています。また、近年増加傾向にある認知症への対応も急務となっています。
- 老人クラブの活動は活発に行われていますが、加入者数は減少しています。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 高齢者の生きがいづくり

- (1) 高齢者が生き生きと地域で暮らすことができるよう、関係機関と連携して、高齢者が幅広い世代と交流できるような機会づくりと環境整備に努めます。
- (2) 各公民館で実施しているミニデイを継続するとともに、老人クラブ加入者を増加させるため、取り組みの強化や呼びかけなど周知徹底に努めます。

### 2. 介護予防等事業の取り組み

- (1) 心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図るなど、介護予防等事業を推進します。

### 3. 高齢者を支える仕組みづくり

- (1) 増加傾向にある認知症に関する知識の普及を図るとともに、地域や認知症サポーターなどによる見守り体制を推進し、認知症高齢者などを支える仕組みづくりに取り組みます。
- (2) 支援が必要な高齢者に対し、買い物支援などの適切なサービス提供が行えるよう、地域で高齢者を支える各種取り組みに努めます。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 介護予防事業参加者数	5,385名	6,000名
② 認知症サポーター養成講座受講者数	85名	420名

### ● 目標設定の考え方

- ① 介護予防事業参加者数については、現状の年間 5,385 名から 10%増（約 600 名増）を目標とし、設定しました。
- ② 認知症サポーター養成講座受講者数については定期的に小中学生に対し、サポーター養成講座を行うことから年間 420 名を目標とし、設定しました。



## 町民ができること

- 高齢者は、健康の維持や増進に努め、自立して日々の生活が送れるようにしましょう。
- 高齢者の活動を支援し、高齢者と地域社会の関係を深めるようにしましょう。



## 第2章 基本目標別施策

### 基本目標4

## 快適に暮らせる美しいまち

- 4-① 市街地の整備・活用
- 4-② 道路環境の整備
- 4-③ 交通環境の充実
- 4-④ 計画的な土地利用の推進
- 4-⑤ 上水道
- 4-⑥ 下水道
- 4-⑦ 公園・緑地の推進
- 4-⑧ 住宅施策
- 4-⑨ 公共施設マネジメント

## 基本目標 4

# 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ①

## 市街地の整備・活用

<関係課>  
まちづくり課



### めざす姿

- 土地の有効活用を図り、魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 地域特性を活かし、水辺空間の魅力向上を目指します。

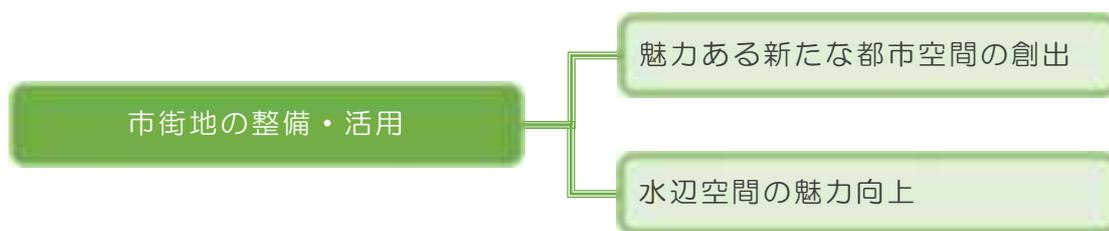


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町は、那覇広域都市計画区域に含まれており、市街地は、住居系や商業系、工業系がバランスよく配置され、コンパクトなまち並みを形成しています。
- 町民が安心・安全で快適に暮らせる住環境整備が必要です。
- 東浜地区は、人口の増加や商業施設の立地で良好な市街地が形成されています。
- 町役場周辺の町有地を有効的に活用する必要があります。
- 国道の沿線や既成市街地は、空き店舗や空き家が目立ち、新たな整備計画に取り組む必要があります。
- 水路など本町の地域特性を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 魅力ある新たな都市空間の創出

- (1) 大型 MICE 施設と関連した新たな賑わいを目指したまちづくりを推進します。
- (2) 都市再生整備計画などを策定し、コンパクトで魅力ある市街地の形成を図ります。
- (3) 土地の有効活用を図り、市街地再開発に向けた取り組みを推進します。

### 2. 水辺空間の魅力向上

- (1) 水路や水辺については、町民の憩いの場の提供や観光振興にも資する水辺空間としての魅力向上を図ります。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 市街地再開発などの計画件数	0件	1件 (2019~2023 年度)
② 水路・海岸沿いの遊歩道整備率	85.0%	100%

### ● 目標設定の考え方

- ① 市街地再開発などの目標値は、5年間の累積件数としました。
- ② 水路・海岸沿いの遊歩道整備率は、未整備の延長約 0.6km の完成で、整備率が 100% となります。(計画総延長：約 4.1 km 整備済み延長：3.5 km)



## 町民ができること

- 空き店舗や空き家の有効的活用を目指しましょう。
- 水路や水辺の美化・清掃活動に積極的に参加しましょう。

## 基本目標 4

# 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ②

## 道路環境の整備

<関係課>  
まちづくり課  
企画政策課



### めざす姿

- 慢性的な交通渋滞緩和のため、道路ネットワークの構築を目指します。
- 道路環境のユニバーサルデザインに努め、誰もが利用しやすい安全で快適な道路環境を目指します。
- 計画的な維持管理に努め、長寿命化を目指します。

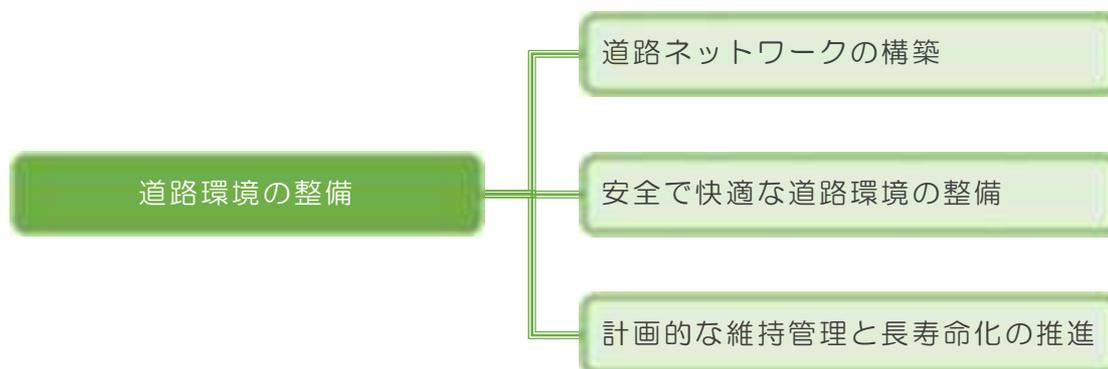


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 国道 329 号と国道 331 号が交わる与那原交差点では、慢性的な交通渋滞が発生しています。
- 渋滞緩和や広域的な道路ネットワーク構築のため、国道 329 号与那原バイパスの整備が進められています。
- 町民が、安心して安全に移動できるよう歩行者や自転車を優先とした道路整備やユニバーサルデザイン<sup>※17</sup>の推進が望まれています。

#### ● 施策の体系



※17 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考えのこと。



## 施策の推進

### 1. 道路ネットワークの構築

(1) 与那原交差点における慢性的な交通渋滞の緩和や大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体の関係機関との調整や協議などを通じて広域道路ネットワークの推進を図ります。

### 2. 安全で快適な道路環境の整備

(1) 歩行しやすい環境や自転車利用の促進に向けて誰もが利用しやすく安全で快適な歩行・道路環境の整備に取り組みます。

(2) 道路環境のユニバーサルデザインを推進します。

### 3. 計画的な維持管理と長寿命化の推進

(1) 計画的な維持管理に努め、道路施設<sup>※18</sup>の長寿命化に取り組みます。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 町道の新規事業採択路線の件数	0件	2件
② 橋梁長寿命化計画に基づく補修や架け替えの件数	0件	4件

### ● 目標設定の考え方

- ① 町道の新規事業採択路線の件数については、5年間の新規事業採択路線として、上与那原 19 号線と与那原嶺井線の2件を目標としました。
- ② 橋梁長寿命化計画に基づく補修及び架け替えの件数については、ゆめなり橋などの5年間で修繕が必要な件数を目標としました。



## 町民ができること

- 道路などの美化・清掃活動に積極的に参加しましょう。

※18 道路施設：道路やトンネル、橋梁、道路照明、ガードレールなどの道路構造物の総称。



めざす姿

- 過度に自動車へ依存しない誰もが快適に移動できる交通環境を目指します。
- 地域を支える安全で便利な交通体系の構築を目指します。
- 公共交通を含む多様な移動手段の利便性向上を図ります。
- 既存の公共交通の他に新たな公共交通の導入を目指します。

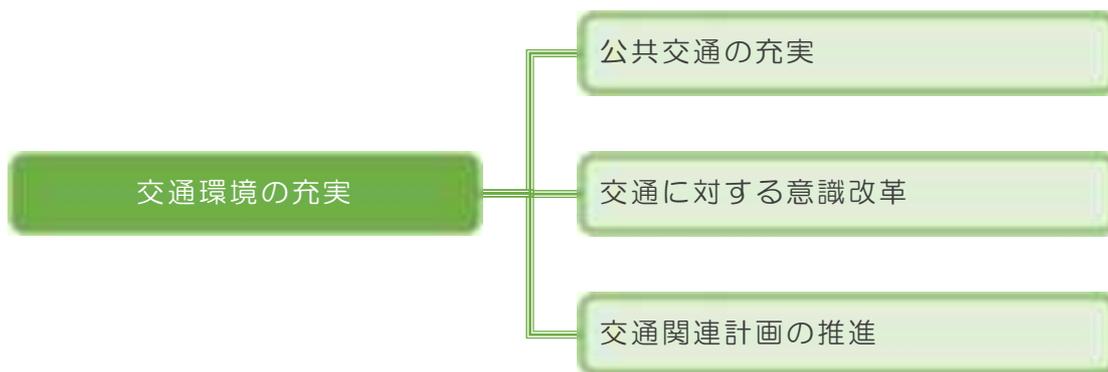


施策の展開

● 現状と課題

- 与那原交差点を中心に慢性的な交通渋滞が発生しています。
- 町内には、公共交通空白地域<sup>※19</sup>があります。
- 地域経済を支える安全で快適な交通体系を構築することが必要です。
- 交通弱者<sup>※20</sup>にやさしい交通移動の確保が必要です。
- 国内外の来訪者を想定した観光交通<sup>※21</sup>の構築が必要となっています。

● 施策の体系



※19 公共交通空白地域：本町における公共交通空白地域とは、バス停から半径 300m 以上離れている地域のことをいう。

※20 交通弱者：一部の高齢者や障がい者、要介護者や年少者など、自動車を運転することができず、交通手段がないため日常的に公共交通機関に頼らざるを得ない人をさす。

※21 観光交通：ここでは観光時の移動手段をさす。



## 施策の推進

### 1. 公共交通の充実

- (1) 公共交通空白地域の解消や移動が困難な高齢者などの交通弱者にやさしい交通移動の確保に取り組みます。
- (2) 公共交通利用環境の向上に取り組みます。
- (3) 大型 MICE 施設に関連した広域移動の需要の増加が見込まれるため、新たな公共交通<sup>※22</sup>の導入を検討します。

### 2. 交通に対する意識改革

- (1) 安全で快適な交通環境の構築に向け、自動車依存体質から脱却するために啓発などを通じて、意識改革に取り組みます。

### 3. 交通関連計画の推進

- (1) 交通の円滑化、魅力あるまちづくりに向けた各種交通政策を総合的、戦略的に展開するため、与那原町総合交通基本計画<sup>※23</sup>や与那原町地域総合交通戦略<sup>※24</sup>などの交通関連計画を推進します。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 公共交通空白地域に居住する人口の割合	13.0%	7.0%
② バスなどの交通分担率 <sup>※25</sup> の増加	6.4%	9.0%
③ 交通渋滞を問題と考える市民の割合減少	72.1% (2016年度)	50.0%

※22 新たな公共交通：都市モノレール、LRT、BRT などの定時定速性に優れた中量の新公共交通システムを指す。

※23 与那原町総合交通基本計画：交通の円滑化、魅力あるまちづくりに向けた各種交通政策を総合的、戦略的に展開するためのもの。

※24 与那原町地域総合交通戦略：総合交通基本計画のうち、短中期に取り組むべき施策について、具体的にスケジュールを示したもの。

※25 交通分担率：自動車やバス、タクシー、自転車など交通手段を分けた比率。

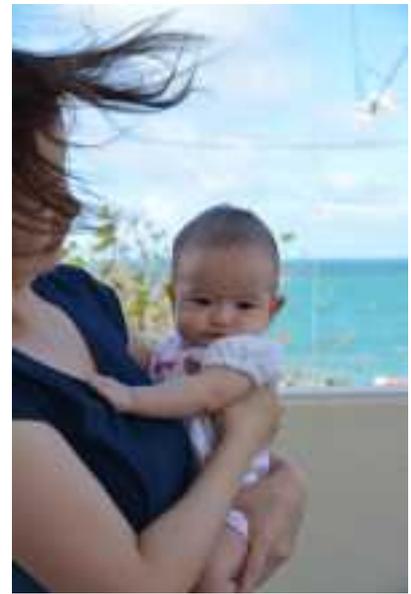
## ● 目標設定の考え方

- ① 公共交通空白地域に居住する人口の割合については、主要な空白地域の東浜地区が解消されることを目標としました。
- ② バスなどの交通分担率の増加については、沖縄県の TDM 施策推進アクションプログラム<sup>※26</sup>が約3%増加を目指しているため、参考値にして設定しました。
- ③ 交通渋滞を問題と考える町民の割合減少については、過半数を下回ること町全体意見として渋滞の軽減が図られたと解釈し、町民の半分を目標としました。



## 町民ができること

- 自家用車の利用を減らし、公共交通などさまざまな移動交通を活用しましょう。



※26 TDM 施策推進アクションプログラム：自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの交通渋滞など、さまざまな交通問題を改善するための手法のことをさす。

## 基本目標 4

# 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4-④

## 計画的な土地利用の推進

<関係課>  
まちづくり課  
企画政策課



### めざす姿

- 都市計画マスタープランを推進し、機能性の高い都市空間の形成を目指します。
- 地域特性を活かした魅力的な景観形成と土地利用を目指します。

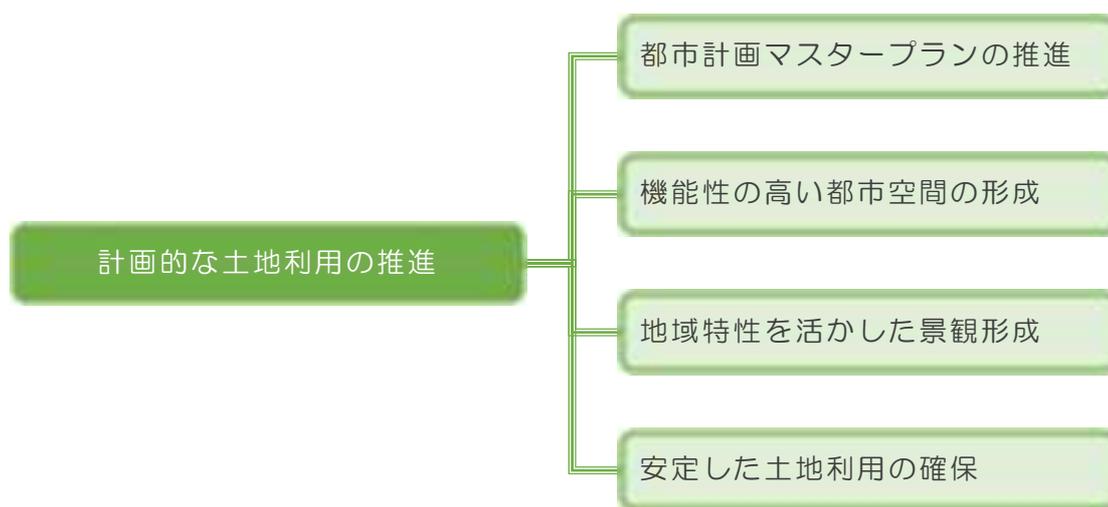


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町の面積は、5.18k m<sup>2</sup>で那覇広域都市計画区域のなかで最も小さく、県内でも二番目に小さな自治体であるため、さまざまな都市計画制度を活用した機能性の高い都市空間形成が望まれています。
- 本町は、コンパクトな町域のなかに市街化区域と市街化調整区域があり、都市的な土地利用と自然的な土地利用に区分されています。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 都市計画マスタープランの推進

- (1) 建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープラン<sup>※27</sup>を推進します。
- (2) 地域特性を活かした土地利用の検討を図ります。

### 2. 機能性の高い都市空間の形成

- (1) 用途地域の見直しや地区計画などの都市計画制度を活用し、機能性の高いまちづくりを推進します。

### 3. 地域特性を活かした景観形成

- (1) 本町の魅力的な景観を保全・活用し、まちの魅力向上を図ります。
- (2) 魅力的なまちづくりに資する方針と施策を定めた、与那原町景観計画<sup>※28</sup>を推進します。
- (3) 市街化調整区域の開発行為については、関連法令や条例などを遵守し、慎重に精査・検討を行います。

### 4. 安定した土地利用の確保

- (1) 本町の自然的や社会的、経済的や文化的条件などに配慮した将来土地利用の方針を実現するため、与那原町国土利用計画<sup>※29</sup>に基づき地域特性を活かした土地利用を推進します。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 機能性の高い都市計画の見直し件数	0件	1件
② 景観に関する町民とのワークショップ <sup>※30</sup> 件数	0件	1件

※27 都市計画マスタープラン：都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする計画であり、今後のまちづくりの指針。

※28 与那原町景観計画：本町の魅力的な景観要素を保全・活用できるよう、まちの魅力の向上を図り、持続可能で魅力的なまちづくりに資するよう方針と施策を定めた計画。

※29 与那原町国土利用計画：本町の将来土地利用に関する基本的事項を定めた計画。

※30 ワークショップ：コミュニティの課題解決や資源活用のために、多様な立場の人々が参加し、各種の共同作業を通じてお互いに触発されながら創造的なアイデアを生み出し、実践につなげていくための会合。

## ● 目標設定の考え方

- ① 機能性の高い都市計画の見直しの件数（5年間累計）を目標としました。
- ② 景観に関する町民との取り組みについては、与原公園区域拡大に伴う町民ワークショップの件数（5年間累計）を目標としました。



## 町民ができること

- 町民の意見を広く取り入れるための住民説明会やアンケート、ワークショップなどに積極的に参加しましょう。



## 基本目標 4

## 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ⑤

上水道

<関係課>  
上下水道課



### めざす姿

- 安心して安全な水道水の安定供給を目指します。
- 適切な保守管理と送・配水管理を行い、老朽化する設備の計画的な整備を目指します。

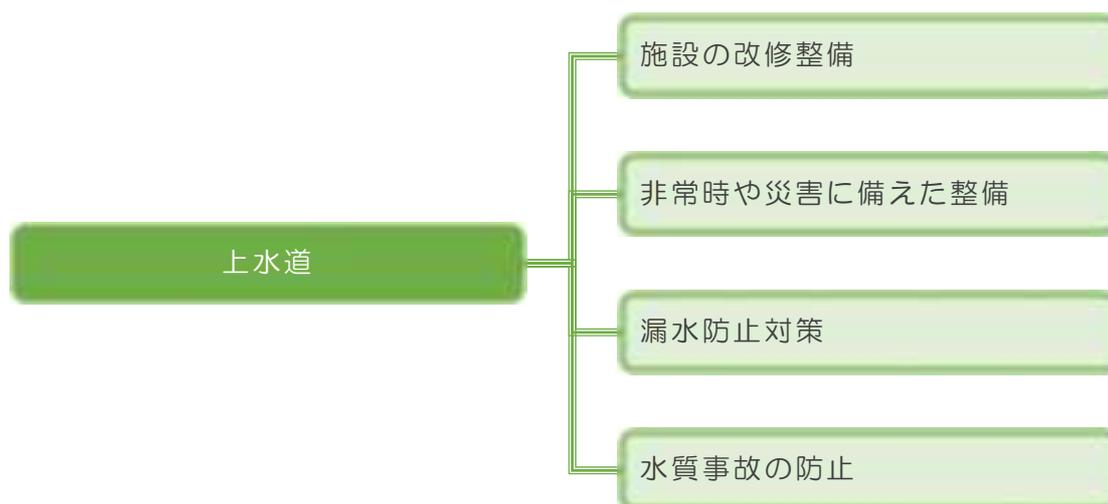


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町の水道事業は、昭和 43 年に給水開始以来、4 次の拡張計画を経て送・配水管の布設や配水池の建設を行っています。
- 本町は、県企業局（水道用水供給事業者）の石川浄水場と西原浄水場の 2 系統から受水し、町の配水池を経由して町民へ供給しています。
- 施設の老朽化による更新需要の増加が見込まれます。
- さまざまな災害に備え、基幹管路の耐震化を図る必要があります。
- 漏水対策を図る必要があります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 施設の改修整備

(1) 水道施設情報管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに老朽化した施設の更新計画に基づき、改修整備を行います。

### 2. 非常時や災害に備えた整備

(1) 漏水や停電などの非常時においては、適切な応急措置や迅速な復旧を行える体制を整えます。

(2) 地震や台風などの災害に備え、水道施設への被害を最小限に抑えるための整備を行います。

### 3. 漏水防止対策

(1) 漏水調査を定期的に行い、漏水箇所早期発見、早期修繕を実施し、漏水防止対策に努めます。

### 4. 水質事故の防止

(1) 水質検査計画<sup>※31</sup>に基づき、毎日の水質検査を継続し、安心して安全な水道水を提供します。

(2) 法令に基づき、定期的に定められた項目の検査を行うことにより水質事故の防止に努めます。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 有収率 <sup>※32</sup>	93.1% (2017 年度)	94.0%
② 管路耐震化率 <sup>※33</sup>	8.5% (2017 年度)	12.0%

### ● 目標設定の考え方

- ① 有収率については、過去5年間の平均値を上回ることを目標として設定しました。
- ② 管路耐震化率については、管路更新計画<sup>※34</sup>に基づき設定しました。



## 町民ができること

- 限りある水資源、大切に使いましょう。

※31 水質検査計画：水道法施行規則に基づき、水道事業者が水質検査をどのように行うかを具体的に策定するもの。

※32 有収率：有収水量を給水量で除した値。料金徴収の対象となった水量。

※33 管路耐震化率：耐震管路（整備済）延長を基幹管路延長で除した値。

※34 管路更新計画：管路（地下に埋設するための専用の管）の最適な更新時期を中長期的な視野に立ち設定したもの。

## 基本目標 4

## 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ⑥

下水道

<関係課>  
上下水道課



### めざす姿

- 町民が健康で快適な生活が送れるよう、下水道の整備や接続率の向上を図り、公共用水域<sup>※35</sup>の水質保全を目指します。
- 町民の生命や財産を守るため、浸水地域の解消を目指します。

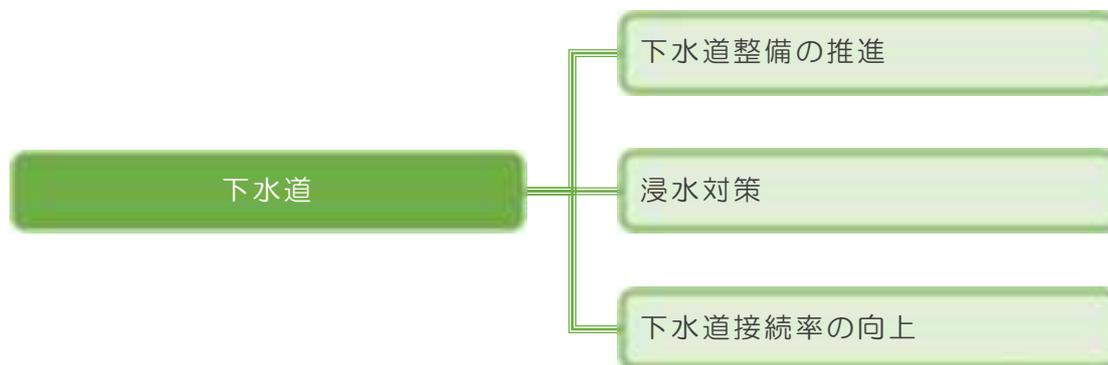


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町の下水道事業は、2002 年度に供用開始し、2017 年度末には整備率で 74.7%、接続率は 71.8%となっています。
- 本町の特産品でもある「ヒジキ」などの生育環境を保全するためにも、公共用水域の水質保全に努め下水道整備を推進する必要があります。
- 各種支援制度の周知を図り、接続率の向上を促進する必要があります。
- 町民の生命や財産を守るため、浸水地域の解消を図る必要があります。
- 下水道経営の健全化や透明化などを図るため、公営企業会計の導入について検討しています。

#### ● 施策の体系



※35 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、水路など。



## 施策の推進

### 1. 下水道整備の推進

(1) 町民が快適に水と親しめる空間を創出できるよう下水道整備を推進し、公共用水域への生活排水の流出を抑え、水質保全に努めます。

### 2. 浸水対策

(1) 頻発する都市型集中豪雨などから町民の生命や財産を守るため、下水道整備による浸水対策に努めます。

### 3. 下水道接続率の向上

(1) 下水道事業の仕組みや必要性の理解を得るため、広報紙などを活用し周知を図ります。  
(2) 戸別訪問を継続的に実施し、下水道接続に対する町民への協力を促します。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 計画面積 <sup>※36</sup> に対する整備率	74.7% (2017 年度)	80.0%
② 下水道接続率	71.8% (2017 年度)	73.0%

### ● 目標設定の考え方

- ① 計画面積に対する整備率については、過去5年間の平均値を上回ることを目標として設定しました。
- ② 下水道接続率については、過去5年間の平均値を上回ることを目標として設定しました。



## 町民ができること

- 健康で快適な生活を送るため、下水道へ接続しましょう。
- 敷地内の排水溝の落ち葉やごみなどを取り除き、いつもきれいにしましょう。

※36 計画面積：事業計画を定めた下水道計画区域の面積。

## 基本目標 4

## 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ⑦

### 公園・緑地の推進

<関係課>  
まちづくり課



#### めざす姿

- まち並み緑化を推進し、ふれあいと賑わいのある緑豊かな環境形成を目指します。
- 既設公園を有効活用し、賑わいを創出する公園整備を目指します

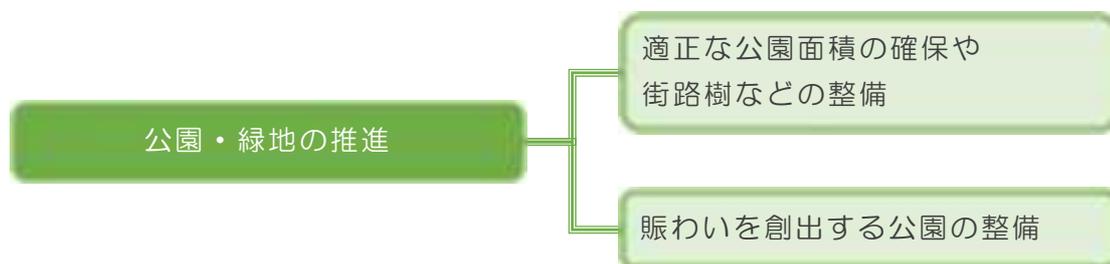


#### 施策の展開

##### ● 現状と課題

- 本町は、町域の北西側に運玉森、南側に雨乞森に抱かれた風光明媚な中に市街地が形成されています。
- 市街地においては、建物が密集し人口密度が高いため、緑の少ないまち並みとなっています。
- 本町の一人当たりの公園緑地面積は、約5㎡/人となっており、県の目標値である20㎡/人を大きく下回っています。
- 東浜地区においては、地区公園や街区公園、街路樹などが配置され、緑が豊かで町民の憩いの場所が多くあります。
- 建設から30年以上経過している公園については、施設の老朽化が見られます。

##### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 適正な公園面積の確保や街路樹などの整備

- (1) 適正な公園面積を確保するため、公園の区域拡大や新しい公園などの整備を推進します。
- (2) 可能な限り街路樹などの整備を行い、緑豊かなまち並みの形成に取り組めます。

### 2. 賑わいを創出する公園の整備

- (1) 公園施設内への公共還元型収益施設<sup>※37</sup>を推進します。
- (2) 老朽化した公園の改修に取り組むなど、魅力ある公園施設の整備に努めます。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 町民一人当たりの公園面積	4.98 m <sup>2</sup> /人 (2015 年度)	5.80 m <sup>2</sup> /人
② 公園施設内への公共還元型収益施設の事業実施件数	0 件	1 件

### ● 目標設定の考え方

- ① 町民一人当たりの公園面積については、与原公園区域拡大予定面積を加えた値を設定しました。  
町民一人当たりの公園面積 = (整備済み公園面積 + 与原公園区域拡大予定面積) ÷ H27 国勢調査人口
- ② 公園施設内への公共還元型収益施設の事業実施件数については、上の森公園または与那古浜公園での公共還元型収益施設の事業実施件数を目標としました。



## 町民ができること

- 公園や緑地の美化・清掃活動に積極的に参加しましょう。
- 公園は大切に使いましょう。

※37 公共還元型収益施設：公園施設内への民間事業者によるカフェ、レストラン、フィットネスジムなどをさす。

## 基本目標 4

## 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ⑧

### 住宅政策

＜関係課＞  
公共施設課  
まちづくり課



#### めざす姿

- 住宅困窮者などに配慮した町営住宅の提供を目指します。
- 町民が安心・安全で快適に暮らせる住宅環境の整備を目指します。

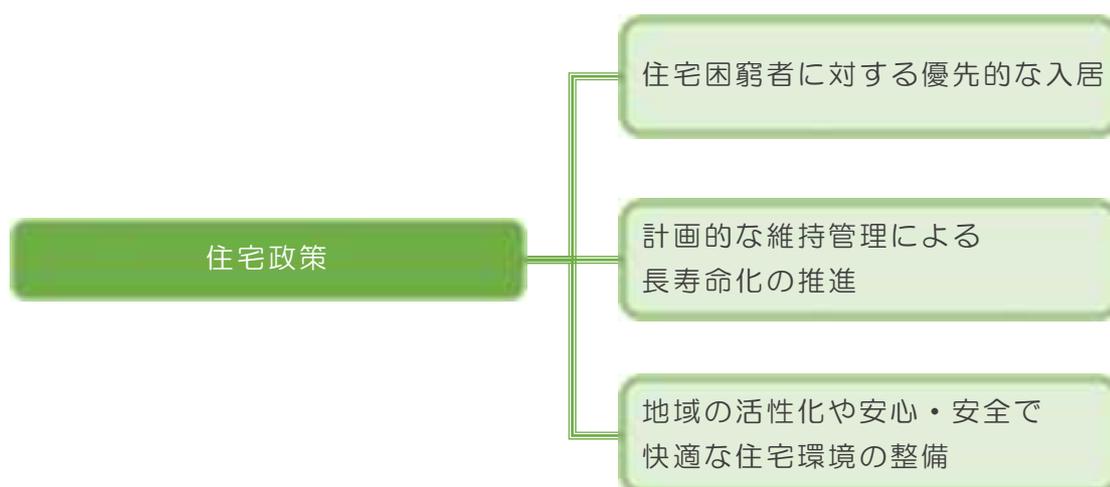


#### 施策の展開

##### ● 現状と課題

- 本町の町営住宅は、江口団地、阿知利団地の計 108 戸（5 棟）となっています。
- 本町の県営住宅は、与那原団地、須利原団地、与那原第 2 団地の計 243 戸（4 棟）となっています。
- 低額所得者や高齢者、多子世帯などの住宅困窮者に対する住宅の確保に努めることが望まれます。
- 計画的な維持管理により、町営住宅の老朽化に対し、長寿命化を図る必要があります。
- 町民が安心・安全で快適に暮らせる住宅環境の整備が必要です。

##### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 住宅困窮者に対する優先的な入居

- (1) 低額所得者や高齢者、多子世帯などの住宅困窮者に対し、町営住宅への優先的な入居を図ります。
- (2) 入居・退去時における空き室期間の短縮に努めます。

### 2. 計画的な維持管理による長寿命化の推進

- (1) 定期的な保守点検を行い、早期の修繕、設備の更新に努めます。
- (2) 公営住宅等長寿命化計画<sup>※38</sup>を策定し、予防保全的な管理を行い、ライフサイクルコスト（LCC）<sup>※39</sup>の縮減に努めます。

### 3. 地域の活性化や安心・安全で快適な住宅環境の整備

- (1) 地域の事業者を活用した住宅リフォームを支援します。
- (2) バリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進します。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 公営住宅等長寿命化計画の策定	未策定	策定

### ● 目標設定の考え方

- ① 公営住宅等長寿命化計画を策定することを目標としました。



## 町民ができること

- 町営住宅は町民の大事な財産です。大切に使いましょう。
- 住宅リフォーム支援制度を活用しましょう。

※38 公営住宅等長寿命化計画：公営住宅の実情を踏まえ、長期的な視点から予防保全的な維持管理、計画的な修繕、改善、建替えを実施し、施設の長寿命化、更新コストの縮減及び事業量の平準化を図る目的で策定する計画。  
 ※39 ライフサイクルコスト（LCC）：企画・設計から維持・管理・解体にいたる過程で必要な経費の合計額。

## 基本目標 4

## 快適に暮らせる美しいまち

施策分野

4- ⑨

### 公共施設マネジメント

<関係課>

公共施設課 総務課  
学校教育課 生涯学習振興課  
観光商工課 福祉課  
上下水道課 子育て支援課  
まちづくり課



### めざす姿

- 効率的な施設管理を行い、事務の効率化や施設の長寿命化、財政負担の軽減を目指します。
- 障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した安心・安全で快適な施設を目指します。
- すべての住民にひらかれ、親しまれ、協働・連携し、未来へ繋がるやさしい公共施設の整備を目指します。

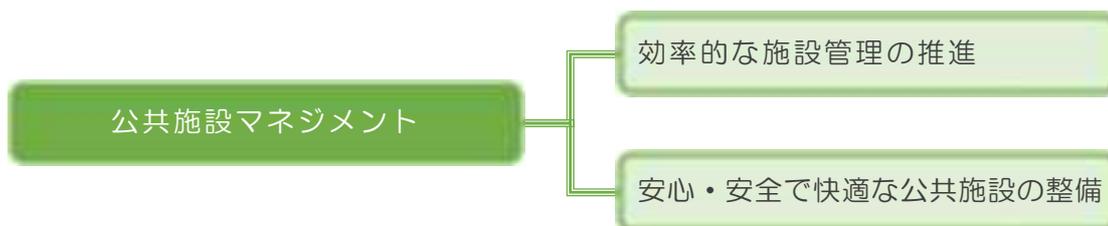


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町の公共施設は、新耐震基準を満たす延べ床面積の割合が、約 94%を占めています。
- 旧耐震基準で建設された公共施設については、計画的な更新を検討する必要があります。
- 施設の包括管理を行い、計画的な予防保全に取り組み、財政負担の平準化・低減化を図る必要があります。
- 公共施設には、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した整備を行うことが必要です。
- 公共施設の定期点検を行い、修繕や改修に取り組むなど、中長期的な維持管理計画が必要です。
- 住民サービスの向上を図るため、分散した一部の公共施設を集約する必要があります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 効率的な施設管理の推進

- (1) 財政支出の平準化による財政負担の軽減や施設の長寿命化を図るため、各施設の更新時期を踏まえた個別施設計画<sup>※40</sup>を策定します。
- (2) 事務の効率化や管理コストの削減を図るため、各施設の維持管理業務を集約し包括管理を行います。

### 2. 安心・安全で快適な公共施設の整備

- (1) 住民サービス向上や管理コストの削減を図るため、公共施設の集約化を図ります。
- (2) 旧耐震基準の施設については、計画的な更新に努めます。
- (3) 障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した施設を整備します。
- (4) すべての住民にひらかれ、親しまれ、協働・連携し、未来へ繋がるやさしい公共施設を整備します。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 個別施設計画の策定件数（累計）	1件	7件
② 包括施設管理の件数（累計）	0件	1件
③ 新庁舎、複合施設（町民ホールと保健センター）の一体的な整備	0件	1件

### ● 目標設定の考え方

- ① 個別施設計画の策定件数については、公共施設等総合管理計画<sup>※41</sup>に基づき、7件を目標値としました。
- ② 包括施設管理の件数については、新庁舎と複合施設（町民ホールと保健センター）の1件を目標値として設定しました。
- ③ 新庁舎、複合施設（町民ホールと保健センター）の一体的な整備を目標値として設定しました。

※40 個別施設計画：個別施設毎の具体的な点検、診断、修繕、更新などの対応方針を定めた計画。

※41 公共施設等総合管理計画：公共施設等の状況を客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明かにするとともに、公共施設マネジメントの基本方針を定めた計画。



## 町民ができること

- 公共施設は大切に使いましょう。
- 公共施設を有効に活用しましょう。





## 第2章 基本目標別施策

### 基本目標5

つな  
「ひと」と「人」が網がる安心・安全なエコタウン

5-① 消防・救急

5-② 防災・減災

5-③ 防犯・交通安全

5-④ 環境保全・循環型社会

## 基本目標5

# 「ひと」と「人」<sup>つな</sup>とが綱がる 安心・安全なエコタウン

施策分野

5- ①

消防・救急

<関係課>  
生活環境安全課



### めざす姿

- 町民の生命や財産を守るため、今後も消防・救急・救助体制や火災予防対策の充実強化を目指します。

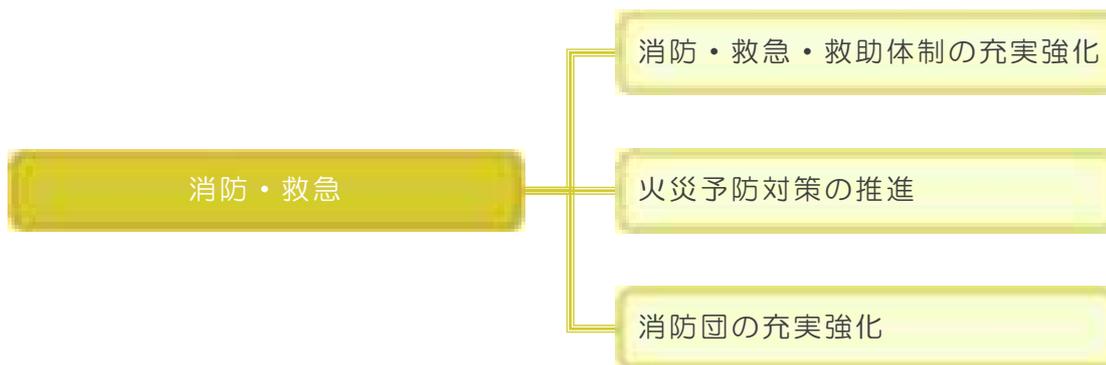


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 町民の防災に対する意識向上を図る必要があります。
- 全行政区に自主防災組織を設置しています。
- すべての公共施設への AED<sup>※42</sup>の設置が必要です。
- 住宅用火災報知器の設置に対する推進活動が必要です。
- 各種救命講習などの啓発活動が必要です。
- 消防団員の人材確保が必要です。
- 東部消防組合本部の建物が老朽化しています。

#### ● 施策の体系



### 施策の推進

#### 1. 消防・救急・救助体制の充実強化

- (1) 町民の生命や財産を守るため、消防・救急・救助体制の充実強化に努めます。

※42 AED（自動体外式除細動器）：正常に拍動できなくなった心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器の事。

- (2) 迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防・救急車両などの更新や適切な維持管理に努めます。
- (3) 老朽化した東部消防組合本部については、構成自治体と協議しながら建替えに向け、取り組みます。

## 2. 火災予防対策の推進

- (1) 東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知器の普及促進に取り組みます。
- (2) 女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組みます。

## 3. 消防団の充実強化

- (1) 消防団の認識・活動の理解を深めるため、ホームページや SNS などを活用した PR を図り、消防団員確保に向けた取り組みを支援します。
- (2) 消防職員・消防団・自主防災組織などの連携を密にし、多様化する災害に対応できる体制の強化に努めます。

目標指標		
指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 住宅用火災報知器の設置率	42.3%	47.3%
② 救命講習受講者数 (累計)	延べ 3,848 人	延べ 6,150 人
③ 消防団員の確保	20 人	20 人

### ● 目標設定の考え方

- ① 住宅用火災報知器の設置率については、過去5年間の年平均増加率1%を維持し、現状から5%増を目標としました。
- ② 救命講習年間受講者数については、過去3年間で年間約461名ずつ増えていることから、2,300名の増加を目標に設定しました。
- ③ 消防団員の確保については、現在の条例定数である20名を維持することとしました。

### ● 町民ができること

- 火の取扱いに注意しましょう。
- 住宅用火災報知器を設置しましょう。
- 家庭用消火器の設置に努めましょう。
- 救命講習を受講しましょう。

## 基本目標5

# 「ひと」と「人」<sup>つな</sup>とが綱がる 安心・安全なエコタウン

施策分野

5- ②

防災・減災

＜関係課＞  
生活環境安全課  
総務課



### めざす姿

- 自らを守る『自助』、お互いに助けあう『共助』の意識を高め、地域で助け合う仕組みづくりを目指します。
- 町民などへ災害時の避難所や避難経路の周知を図り、迅速な初動体制を目指します。
- 防災訓練を通して、防災意識の向上を目指します。

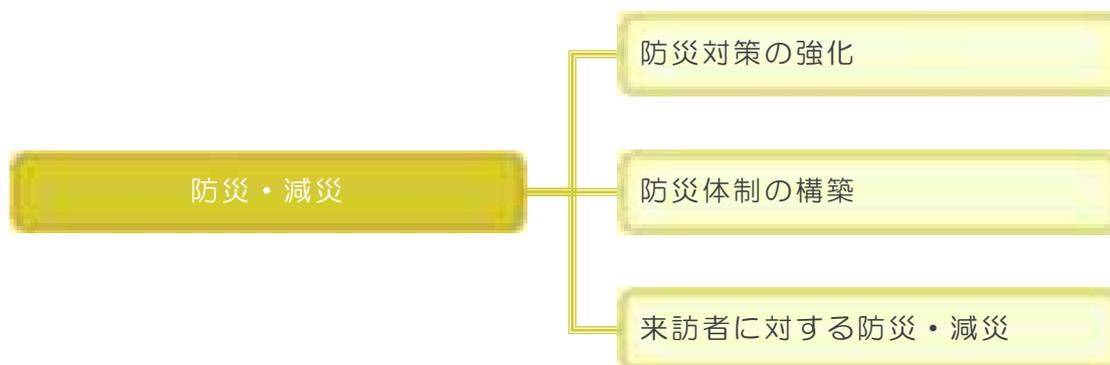


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 与那原町地域防災計画<sup>※43</sup>の改定や防災マップなどの必要に応じた見直しが求められています。
- 自主防災組織の育成や強化に取り組む必要があります。
- 町民や来訪者への避難所や避難経路の周知が必要です。
- 避難経路の安全点検を行う必要があります。
- 観光交流施設などの防災拠点への備蓄食料品の十分な確保が必要です。
- 津波避難ビルを増やす必要があります。
- 津波避難困難地域の解消を図る必要があります。
- 商工会建設工業部会と災害時における応急対策に関する協定書を締結しています。
- 町の上空を通過する航空機が多く、その航空機による事故の危険性も否定できません。

#### ● 施策の体系



※43 与那原町地域防災計画：与那原町内における防災対策（災害予防、災害応急及び災害復旧・復興）に関する事項を定めた計画。



## 施策の推進

### 1. 防災対策の強化

- (1) 地域や学校、事業所などと連携した防災訓練を通して、防災意識の向上に努めます。
- (2) 過去に発生した大規模災害や危機事案を検証し、必要に応じて与那原町地域防災計画や防災マップ、各種マニュアルなどを見直し、関係機関や町民に周知を図ります。
- (3) 避難経路に障害の恐れとなる工作物などの安全点検を行い、安全な避難経路の確保に努めます。
- (4) 与那原町災害対策備蓄計画<sup>※44</sup>に基づいた備蓄食料品の整備を行います。

### 2. 防災体制の構築

- (1) 自主防災組織の育成や強化を図り、自らを守る『自助』、お互いに助けあう『共助』の意識を高めます。
- (2) 大規模災害時における広域連携が図れる協力体制の構築に努めます。
- (3) 災害後の避難所設営や復旧作業などを円滑に行うため、災害ボランティアや支援物資の受入体制を整えます。
- (4) 町の上空を通過する航空機の飛来回数の軽減や回避が図れるよう、関係機関と連携していきます。

### 3. 来訪者に対する防災・減災

- (1) 高層建物所有者の協力のもと、津波避難ビル協定を結び、津波避難困難地域の解消に努めます。
- (2) 来訪者への避難所や避難経路の周知に努めます。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 地震津波避難訓練への年間参加人数	4,650人	6,000人
② 備蓄食料の整備（累計）	5,040食	8,400食
③ 津波避難困難地域の解消	16ha	0ha

※44 与那原町災害備蓄計画：与那原町内で大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料、飲料水などを備蓄する計画。

## ● 目標設定の考え方

- ① 地震津波避難訓練への年間参加人数については、現状値から1年毎に250人増としました。
- ② 備蓄食料の整備については、与那原町災害対策備蓄整備計画に基づき8,400食を目標として設定しました。
- ③ 津波避難困難地域の解消については、東浜地区の津波避難困難地域の解消に努めるよう設定しました。



## 町民ができること

- 災害時の行動について家族で話し合きましょう。
- お互いに助け合う気持ちを大切にしましょう。
- 災害時の避難所や避難経路を確認しましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、非常用持ち出し袋を準備しましょう。
- 地震に備え、家具などを固定しましょう。



## 基本目標5

# 「ひと」と「人」<sup>つな</sup>とが綱がる 安心・安全なエコタウン

施策分野

5- ③

防犯・交通安全

<関係課>  
生活環境安全課



### めざす姿

- 安心・安全な生活環境を守るため、まち全体が連携協力し、その環境を維持する事を目指します。
- 町内における犯罪発生と町民の被害を未然に防ぎ、安心して安全なまちづくりを目指します。
- 町民の安心・安全を守るため、町民一人ひとりの交通ルールや交通マナーの向上を目指します。

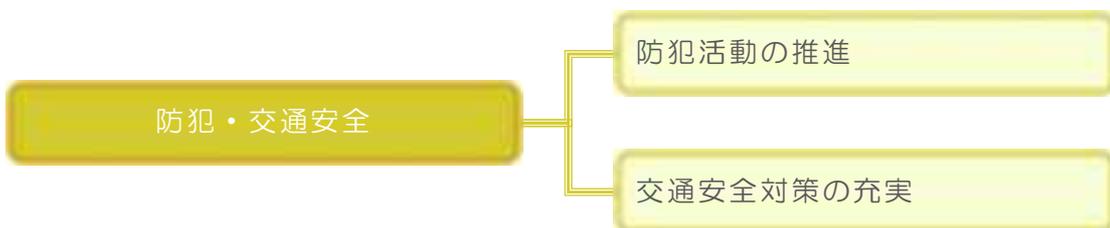


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 与那原町防犯協会と連携し、定期的にパトロールを実施しています。
- 町内全域への防犯灯・防犯カメラの整備が望まれています。
- 交通安全ボランティア<sup>※45</sup>が不足しています。
- 生活道路での路上駐車や速度超過の車が多くみられます。
- 腐食や劣化したガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の修繕が必要です。
- 新たな信号機設置や道路標識、路面標示などの交通安全施設の整備が必要です。
- 飲酒運転根絶の推進に向けたさらなる取り組みが必要です。

#### ● 施策の体系



### 施策の推進

#### 1. 防犯活動の推進

- (1) 町内における犯罪発生と町民の被害を未然に防ぐため、与那原警察署や与那原地区防犯協会などと連携し、パトロールや防犯意識の普及・啓発に努めます。

※45 交通安全ボランティア：交通安全活動に取り組むボランティア活動のこと。

(2) 町内における犯罪の未然防止、早期発見・解決を図るため、住民のプライバシーに配慮しながら防犯カメラの設置を推進します。

## 2. 交通安全対策の充実

(1) 与那原警察署や与那原地区交通安全協会などと連携し、交通ルールを守り、交通マナーの向上を図ることで、交通事故発生抑制に努めます。

(2) ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の設置や修繕を行い、交通安全対策に努めます。

目標指標		
指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 防犯カメラの整備 (累計)	32 基	63 基
② 刑法犯罪認知件数 <sup>※46</sup> (5年間平均)	91 件 (2013~2017 年度)	90 件以下 (2019~2023 年度)
③ 人口1万人当たりの交通事故発生件数 (5年間平均)	85 件 (2013~2017 年度)	84 件以下 (2019~2023 年度)

### ● 目標設定の考え方

- ① 防犯カメラの整備については、2017 年度に関係機関に行った防犯カメラ設置要望ヒヤリングに基づき現状値から約 31 基増としました。
- ② 刑法犯罪認知件数については、目標年度までに過去5年間の平均値を下回る件数を設定しました。
- ③ 人口1万人当たりの交通事故発生件数については、目標年度までに過去5年間の平均値を下回る件数を設定しました。

### 町民ができること

- 地域の防犯パトロールに積極的に参加しましょう。
- 交通ルールを守り、交通マナーの向上を図りましょう。
- 交通安全ボランティアに積極的に参加しましょう。

※46 刑法犯罪認知件数：凶悪犯罪、粗暴犯罪、窃盗犯罪、知能犯罪、風俗犯罪などの認知件数。

## 基本目標5

# 「ひと」と「人」とが綱がる<sup>つな</sup> 安心・安全なエコタウン

施策分野

5-④

環境保全・循環型社会

＜関係課＞  
生活環境安全課  
まちづくり課  
公共施設課



### めざす姿

- 騒音や振動、悪臭の発生対策に努め快適な生活環境づくりを目指します。
- 不法投棄をなくし、ごみの少ない環境を目指します。
- 野良犬や野良猫、ハブ、害虫対策や犬や猫などの適正な飼い方の指導に取り組み、快適な生活環境を目指します。
- まち並みと調和した憩いの空間の形成に取り組むため、自然環境の保全を目指します。
- 循環型社会形成に向けて、ごみの減量化やリサイクル強化、温室効果ガスの削減を目指します。

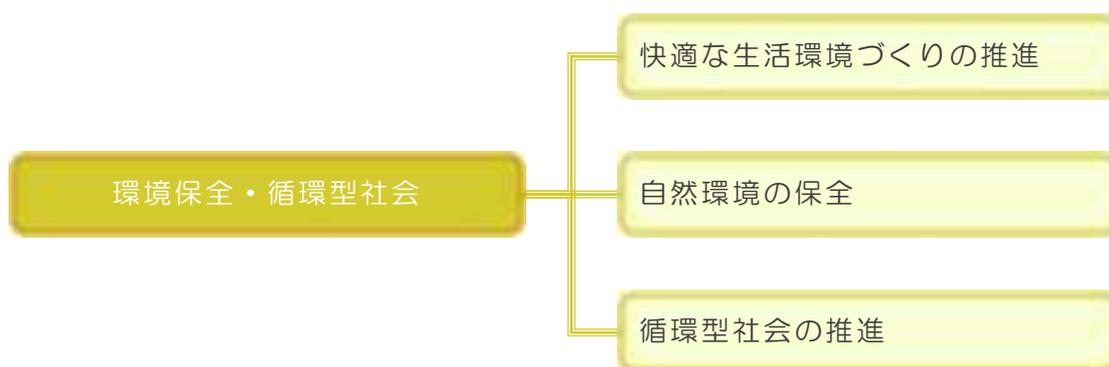


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 騒音や振動、悪臭などの影響で生活環境の悪化が心配されます。
- 東部環境美化センター（旧東部清掃施設組合）のごみの受け入れ量の増加による負担や施設の老朽化が課題となっています。
- ごみ処理施設の一元化に取り組んでいます。
- ごみ分別の細分化を検討し、減量化に取り組む必要があります。
- ごみのリサイクル強化に取り組む必要があります。
- 生ごみ処理機の奨励により、ごみの減量化に努める必要があります。
- 野良犬や野良猫、ハブなどに対する取り組みが必要です。
- 空き地や空き家対策に取り組む必要があります。
- 個人墓地の散在化が問題となっています。
- 公営墓地整備が求められています。

## ● 施策の体系



## 施策の推進

### 1. 快適な生活環境づくりの推進

- (1) 騒音や振動、悪臭などの発生源については、必要に応じ改善や指導の強化を行い、快適な生活環境づくりを進めます。
- (2) 不法投棄をなくし、ごみの少ない環境づくりを推進します。
- (3) 野良犬や野良猫、ハブ、害虫対策などに取り組み、快適な生活環境づくりを進めます。
- (4) 犬や猫などの適正な飼い方の啓発に取り組みます。
- (5) 狂犬病予防注射の接種率向上に取り組みます。
- (6) 空き地や空き家対策に取り組み、快適な生活環境づくりを進めます。
- (7) 個人墓地の散在化や無許可墓地の増加による生活環境や景観の悪化を防止するため、公営墓地などの整備を推進します。

### 2. 自然環境の保全

- (1) まち並みと調和した憩いの空間の形成に取り組むため、運玉森や雨乞い森の丘陵地、海岸や水路などの自然環境の保全に努めます。
- (2) 市街化調整区域の開発行為については、関連法令や条例などを遵守し、慎重に精査・検討を行います。
- (3) 外来種の野外放逐の禁止など、適正な飼い方の指導で、生態系の保全に努めます。

### 3. 循環型社会の推進

- (1) 与那原町一般廃棄物処理基本計画<sup>※47</sup>に基づき、ごみの抑制を図ります。
- (2) 与那原町地球温暖化防止実行計画<sup>※48</sup>に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。

※47 与那原町一般廃棄物処理基本計画：一般廃棄物処理に関する方向性を長期的・総合的に定めた指針となる計画。

※48 与那原町地球温暖化防止実行計画：町が行う事務や公共事業から排出される温室効果ガスの排出抑制を推進するための措置を定めた計画。

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 狂犬病予防注射接種率	52.8%	62.8%
② 町民1人1日あたりのごみ排出量	768g（人/日） （2015年度）	700g（人/日）
③ ごみのリサイクル率	7.0% （2015年度）	22.5%

### ● 目標設定の考え方

- ① 狂犬病予防注射接種率については、過去2年間の年平均増加率2%を維持し、現状から10%増を目標に設定しました。
- ② 町民1人1日あたりのごみ排出量については、与那原町一般廃棄物処理基本計画の目標値に合わせて設定しました。
- ③ ごみのリサイクル率については、与那原町一般廃棄物処理基本計画の目標値に合わせて設定しました。

## 町民ができること

- ごみを正しく分別しましょう。
- ごみの減量化を心がけましょう。
- マイバックを使用しましょう。
- ペットは責任を持って飼いましょう。
- 地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。
- 生ごみ自己処理奨励金<sup>※49</sup>を活用しましょう。
- 「4つのR」に取り組みましょう。
  - Refuse（リフューズ）・・・ごみの発生回避
  - Reduce（リデュース）・・・ごみの排出抑制
  - Reuse（リユース）・・・製品部品の再使用
  - Recycle（リサイクル）・・・原材料などへの再資源化

※49 生ごみ自己処理奨励金：生ごみ処理機などを購入する町民に対して、購入費の一部を町が支給する制度。





## 第2章 基本目標別施策

### 基本目標6

## 伝統を継承し つな 未来に綱げる産業のまち

- 6-① 農林水産業の振興
- 6-② 商工業
- 6-③ 観光
- 6-④ 雇用促進・就業支援

## 基本目標 6

# 伝統を継承し未来に<sup>つな</sup>げる産業のまち

施策分野

6-①

農林水産業の振興

<関係課>  
まちづくり課



### めざす姿

- 農用地の保全や遊休農地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを目指します。
- 地元食材の積極的な活用による地産地消を目指します。
- 人材確保や後継者育成を支援し、安定した漁業経営の確立を目指します。
- 獲る水産業とあわせて、育てる水産業の展開を目指します。
- 農林水産業と商工業などと連携した取り組みを目指します。

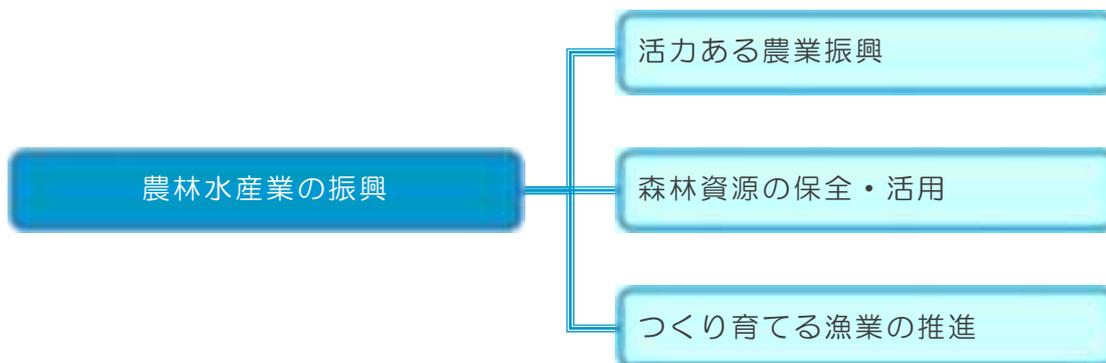


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 農業を取り巻く環境は、農用地の減少や遊休農地の増加、農業従事者の高齢化や担い手不足など多くの問題があります。
- 本町の農業は、さとうきび栽培とインゲンやゴーヤーを主体とした野菜栽培、マンゴーを中心とした果樹栽培が営まれています。
- 持続可能な農業を目指す意欲ある新規就農者を確保するとともに担い手の育成や生産性の高い農業への支援が課題となっています。
- 本町の水産業は、特産品であるヒジキの収穫、沖合でのセイイカやマグロ漁などが行われています。
- 稚魚の放流や養殖などのつくり育てる漁業の推進を図り、特産品であるヒジキについては、新たなメニュー開発や消費拡大のためのブランド化などに取り組む必要があります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 活力ある農業振興

- (1) 新規就農者の確保と担い手の育成に取り組みます。
- (2) 農地中間管理機構<sup>※50</sup>などを利用した農地の利用促進を図ります。
- (3) 地産地消の推進と環境にやさしい農業の推進を図ります。
- (4) 農業の6次産業化<sup>※51</sup>への支援や農作物のブランド化に取り組みます。

### 2. 森林資源の保全・活用

- (1) 運玉森や雨乞い森などの森林資源の保全と活用を推進します。
- (2) 森林地域などについては、自然環境と調和した活用を図ります。

### 3. つくり育てる漁業の推進

- (1) 人材育成と後継者確保を支援し、安定した漁業経営を図ります。
- (2) 特産品の新メニュー開発やブランド化など消費者拡大への取り組みに努めます。
- (3) ヨナバルマジク<sup>※52</sup>の知名度向上などへの取り組みを推進します。
- (4) 稚魚の放流に取り組み、水産資源の確保に努めます。



## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 遊休農地を抑制し、農用地を増加させるための農地マッチング件数	0件 (2017年度)	5件
② マグロなどの年間漁獲量	52 t (2013～2017年度)	57 t

### ● 目標設定の考え方

- ① 遊休農地を抑制し、農用地を増加させるための農地マッチング件数については、農地中間管理機構などを活用し、5年間の累積件数を目標としました。
- ② マグロなどの年間漁獲量については、新たなパヤオを設置した効果により過去5年間の平均漁獲量に対し10%増加を目標としました。



## 町民ができること

- 地場産業の消費拡大に努めましょう。

※50 農地中間管理機構：農地の所有者から農地を借り受け、集積し、認定農業者等へ農地を貸し付ける公的機関。

※51 農業の6次産業化：農業者が農産物の生産（1次産業）だけではなく、食品加工（2次産業）、流通・販売等（3次産業）に主体的かつ総合的に関わることで、高付加価値化を図るもの。

※52 ヨナバルマジク：マダイの仲間である。「ヨナバル」と地名がつく唯一の魚であり町魚に指定されている。

## 基本目標 6

# 伝統を継承し未来に<sup>つな</sup>綱げる産業のまち

施策分野

6- ②

商工業

<関係課>  
観光商工課



### めざす姿

- 個性的で魅力ある事業者の誘致や起業を支援することで、活気ある商店街を目指します。
- 事業者の声を反映した施策を展開し、経営の安定化を目指します。
- 伝統ある窯業の技術継承と積極的な活用によりさらなる振興を目指します。

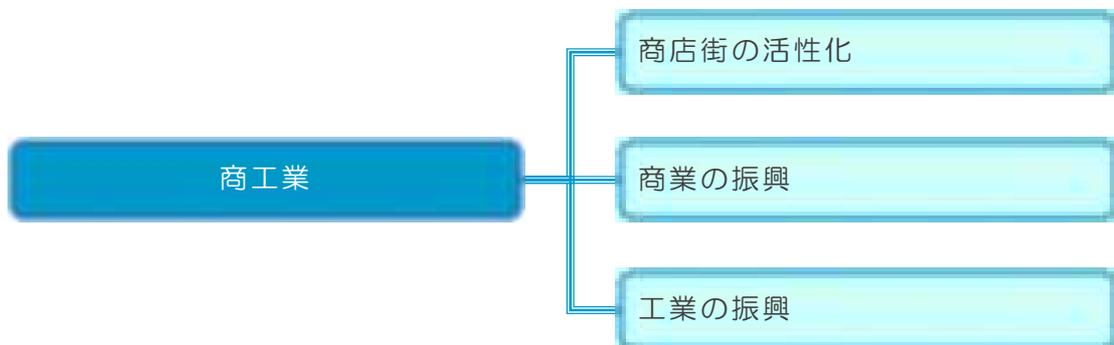


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 大規模店舗の進出、経営者の高齢化や後継者不足、建物の老朽化などにより、空き店舗が増加しています。
- 商店街の活性化や経営の安定化に向けた支援が必要となります。
- 窯業は、本町の代表的な地場産業となっており、特に赤瓦は、首里城復元の際に使われています。
- 伝統ある工芸技術を絶やさぬため、技術の継承を図る必要があります。
- 新たな試みとして生産された赤瓦コースターなどは販路を広げ、代表的な土産品になりつつあります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

### 1. 商店街の活性化

- (1) 個性的で魅力ある事業者の誘致や起業を支援することで、空き店舗や空き地の有効活用を促し、活気ある商店街づくりに取り組みます。
- (2) メディアを活用した店舗の紹介を積極的に展開し、PR活動に努めます。

### 2. 商業の振興

- (1) 地域経済の活性化や小規模事業者の振興を図るため、中小企業・小規模企業振興基本条例<sup>※53</sup>を制定し、事業者の声を反映するための支援をします。
- (2) 経営安定化を支援することで、後継者不足の解消に取り組みます。

### 3. 工業の振興

- (1) 伝統ある窯業を絶やさぬために、技術の継承や保存、後継者の育成に取り組みます。
- (2) 窯業製品を公共施設へ積極的に活用し、特色あるまち並みの形成を図ります。
- (3) 沖縄赤瓦使用奨励金を活用し、民間の建物などへのヤチムン使用を推奨します。



## 目標指標

指標名	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
① 沖縄赤瓦使用奨励金交付件数 (5年間累計)	3件 (2014~2018年度)	15件 (2019~2023年度)
② 新規創業件数 (5年間累計)	0件 (2014~2018年度)	5件 (2019~2023年度)

### ● 目標設定の考え方

- ① 沖縄赤瓦使用奨励金交付件数については、1年あたり3件を目標に5年間の累積件数を設定しました。
- ② 新規創業件数(5年間累計)については、創業支援事業計画<sup>※54</sup>に伴った新規創業件数を1年あたり1件としました。



## 町民ができること

- 町内の商店を利用しましょう。
- 町産品を積極的に活用しましょう。

※53 中小企業・小規模企業振興基本条例：小規模事業者の振興に関する基本事項などを定め、関係者が協働して小規模事業者の振興に取り組むことを表現した条例。

※54 創業支援事業計画：自治体と創業支援事業者の連携によるサポート体制を構築し、創業者へ支援することで創業者の後押しとなり、民間活力を高め地域活性化につなげる計画。

## 基本目標 6

# 伝統を継承し未来に<sup>つな</sup>綱げる産業のまち

施策分野

6- ③

観光

<関係課>  
観光商工課、  
企画政策課 税務課



## めざす姿

- 本町の地域特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、観光地としてのブランド構築を目指します。



## 施策の展開

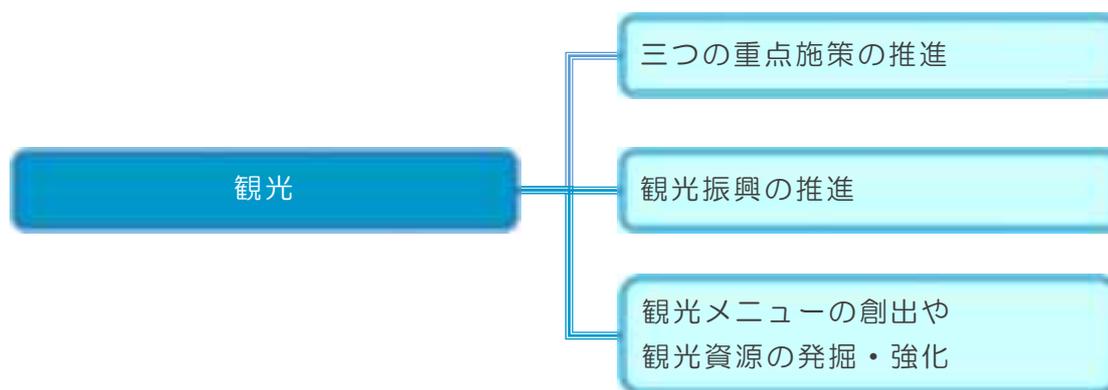
### ● 現状と課題

- 与那原大綱曳は、440年余の伝統を持ち、沖縄の三大綱引きの一つとして知られており、県内外から多くの来訪者で賑わっています。
- 観光に資する主な施設として、軽便与那原駅舎、観光交流施設、綱曳資料館、与那原マリーナやパークゴルフ場などが整備されています。
- 御殿山（うどんやま）や親川（うえーがー）は、いにしえからの聖地を巡る東御廻り（あがりうまーい）<sup>※55</sup>のルートとなっており、観光資源としての活用が望めます。
- 新たな観光メニューの創出や観光資源を発掘し、観光地としてのブランドを構築する必要があります。
- 本町のイメージアップや知名度の向上、観光の支援を図るため、オリジナルナンバープレート<sup>55</sup>の交付やイメージキャラクターを誕生させています。
- 東浜水路の継続的な活用が望まれています。



※55 東御廻り（あがりうまーい）：創造神・アマミキヨがニライカナイから渡来して住みついたと伝えられる霊地を巡拝する行事。

## ● 施策の体系



## 施策の推進

### 1. 三つの重点施策の推進

(1) 「大綱曳」、「水路」、「MICE」を観光重点施策の柱として積極的に推進します。

### 2. 観光振興の推進

(1) 与那原町観光実施計画<sup>※56</sup>に基づき、計画的な観光振興に取り組みます。

(2) 持続的な観光振興を図るため、観光協会の設立に努めます。

(3) 近隣自治体と連携を図り、広域的な観光振興に努めることや多言語対応などの人材育成に取り組みます。

(4) 各種イベントやPRを行うことで本町の知名度アップを図り、観光地としてのブランドを構築します。

### 3. 観光メニューの創出や観光資源の発掘・強化

(1) 点在する観光資源を結びつけ、魅力的な観光メニューの創出を図ります。

(2) 地域特性を活かした新たな観光資源の発掘に取り組みます。

(3) 観光拠点の機能強化に取り組みます。



※56 与那原町観光実施計画：2018年度からの5年間の観光振興に関する実施計画。

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 観光メニューの創出 （5年間累計）	0件 （2014～2018年度）	5件 （2019～2023年度）
② 与那原大綱曳まつり 来訪者数	延べ 23,109人 （2017年度）	延べ 24,300人
③ 軽便与那原駅舎の 来訪者数	延べ 7,762人 （2017年度）	延べ 11,200人
④ 与那原ナビ <sup>※57</sup> の 年間アクセス数	延べ 196,907PV <sup>※58</sup> （2017年度）	延べ 229,300PV

### ● 目標設定の考え方

- ① 観光メニューの創出については、1年あたり1件を目標に5年間の累積件数を設定しました。
- ② 与那原大綱曳まつりの来訪者数については、観光実施計画の目標値を設定しました。
- ③ 軽便与那原駅舎の来訪者数については、観光実施計画の目標値を設定しました。
- ④ ポータルサイトのアクセス数については、観光実施計画の目標値を設定しました。

## 町民ができること

- 町の歴史・文化を学び、県内外にPRしましょう。
- おもてなしの心で来訪者に接しましょう。

※57 与那原ナビ：与那原町のイベントや店舗等の情報を発信している町公式の観光ポータルサイト。

※58 PV（ページビュー）：ウェブサイト内のページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための一般的な指標。

## 基本目標 6

# 伝統を継承し未来に<sup>つな</sup>綱げる産業のまち

施策分野

6-④

## 雇用促進・就業支援

<関係課>  
観光商工課  
学校教育課



### めざす姿

- 求職者と求人事業者を結びつけ、就業しやすい労働環境を目指します。
- 青少年の職業観を育む支援を通して、就業意識の向上を目指します。

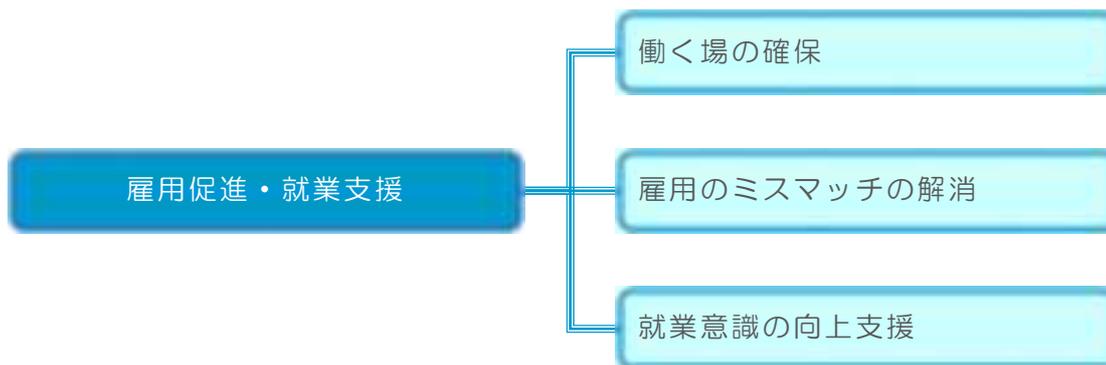


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 県内の完全失業率<sup>※59</sup>は、全国最下位です。
- 賃金などの労働環境は厳しい状況にあり、雇用の質の向上が課題です。
- 景気の回復や労働市場の変化に伴い、人材不足が見られる中、雇用のミスマッチ<sup>※60</sup>が表面化しています。
- 町内小中学校を対象とした職場体験学習や社会人講話など、就業意識の向上を目指すキャリア教育<sup>※61</sup>支援が求められています。

#### ● 施策の体系



※59 完全失業率：労働力人口（15歳以上の働く意欲のある人）のうち、完全失業者（職がなく、求職活動をしている人）が占める割合。

※60 雇用のミスマッチ：求職者と求人事業者とのニーズが一致しないこと。

※61 キャリア教育：将来を担う若者に望ましい職業観や勤労観を身につけさせ、主体的に進路を選択できる能力を育む教育。



## 施策の推進

### 1. 働く場の確保

- (1) 町内事業者の大半を占める小規模事業者の振興を図り、働く場の確保に努めます。
- (2) 商工会や町内事業者と連携し、求人募集の開拓に努めるとともに求職者への情報提供を行います。

### 2. 雇用のミスマッチの解消

- (1) ハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消に向けて取り組みます。

### 3. 就業意識の向上支援

- (1) 町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努めます。



## 目標指数

指標名	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
① 求人情報閲覧会の開催	1 回	1 回以上

### ● 目標設定の考え方

- ① 求人情報閲覧会の開催については、毎年1回以上開催することを目標としました。



## 町民ができること

- 家庭でも仕事をする大切さについて話しあいましょう。
- 就業意識・意欲をもちましょう。
- 町内事業者は、働きやすい職場環境づくりを心がけましょう。



### 第 3 章 全町（庁）体制で推進するべき重要施策

- |       |            |
|-------|------------|
| 重要施策① | 大型 MICE 施設 |
| 重要施策② | 子どもの貧困対策   |
| 重要施策③ | 生涯健康づくりの推進 |

全町(庁)体制で  
推進すべき  
重要施策

## 大型 MICE 施設

施策分野

重要施策  
①

## 大型 MICE 施設

<関係課>

まちづくり課 企画政策課  
観光商工課 生涯学習振興課  
生活環境安全課



### めざす姿

- 大型 MICE 施設と関連した新たな賑わいの創出など、誰もが訪れたい魅力ある周辺環境整備を目指します。
- 大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、関係機関と連携し、広域道路ネットワークの構築を目指します。
- MICE 開催時においては、広域移動の需要増加や渋滞軽減に対応した、臨時的な交通運用や自動車に依存しない新たな公共交通の導入を目指します。
- 来訪者に対し、快適な旅行環境と魅力的な観光プログラムを提供し、東海岸地域の風土と特色を活かした観光リゾート地の形成を目指します。
- MICE 開催に波及する産業を獲得し、経済効果拡大を目指します。
- 国内外の来訪者が移動しやすい、観光振興に資する交通体系の構築を目指します。
- 観光防災の観点から、国内外の来訪者へ避難場所や避難経路の周知を図り、安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。
- 関係機関と連携し、パトロールや防犯意識の普及・啓発などに取り組み、安心・安全なまちづくりを目指します。
- MICE 開催に波及するごみの増加が見込まれるため、適正なごみ処理体制を維持できるよう南部広域行政組合と連携を図り、ごみのないきれいなまちを目指します。



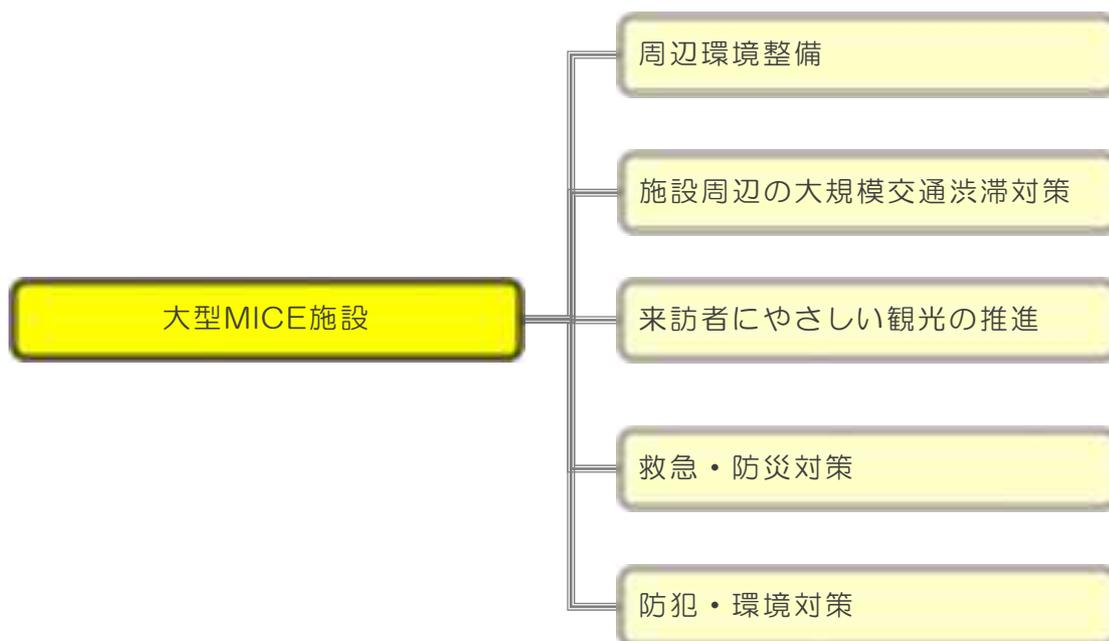
### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 大型 MICE 施設が建設される東浜地区は、市街地として急速に発展していますが、大勢の来訪者に対応可能な商業施設や宿泊施設が不足しています。
- MICE 開催時や新たな交通需要の発生による周辺の交通渋滞が懸念されるため、広域道路ネットワークの構築、自動車に依存しない交通体系の構築のため、公共交通環境の充実と新たな公共交通システムの導入などが求められています。
- MICE 参加者のニーズを踏まえた新たな観光メニューの創出や観光資源を発掘する必要があります。
- 多言語対応可能な人材の育成が必要です。
- 観光や防災分野における案内システムなどの多言語対応が必要となっています。

- 犯罪の多様化に対応するため、地域でのパトロールや防犯意識の向上など、さらなる防犯力の向上が必要です。
- 犯罪の未然防止や早期解決を図るため、防犯カメラの設置が求められています。
- 防犯対策や緊急時対応などについては、与那原警察署や浦添警察署、西原町との連携が必要になります。
- 大型 MICE 施設に関連し、事業所系ごみの増加が予測されます。

● 施策の体系



施策の推進

1.	大型 MICE 施設		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	周辺環境整備	・大型 MICE 施設と関連した新たな賑わいの創出や来訪者が快適に滞在できる施設整備など、誰もが訪れたい魅力ある周辺環境整備を推進します。				○		○	まちづくり課 企画政策課 観光商工課

1.	大型 MICE 施設		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(2)	施設周辺の大規模交通渋滞対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体などと連携し、広域道路ネットワークの推進を図ります。</li> <li>大型 MICE 施設に関連し、広域移動に係る交通需要の増加が見込まれるため、既存の公共交通のみならず新たな公共交通の導入や陸上交通だけでなく、海や空なども活用した包括的な移動環境の構築を検討します。</li> <li>MICE 開催時においては、既存の交通システムだけではなく、臨時の交通運用や臨時的な交通規制などにより渋滞の軽減を図る取り組みを推進します。</li> </ul>				○	○		企画政策課 まちづくり課 生活環境安全課
(3)	来訪者にやさしい観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>点在する観光資源を結びつけ、魅力的な観光メニューの創出や地域特性を活かした新たな観光資源の発掘に取り組みます。</li> <li>多言語対応可能な人材の育成や多言語案内システムの構築に取り組みます。</li> <li>MICE 開催時に波及する産業の獲得を支援し、町内への経済効果拡大を図ります。</li> <li>国内外の来訪者が移動しやすい観光振興に資する交通体系の構築に取り組みます。</li> </ul>		○		○		○	観光商工課 生涯学習振興課 企画政策課
(4)	救急・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急時や大規模災害などにおける多言語対応可能な人材確保や育成に積極的に取り組みます。</li> <li>観光防災からの観点からも来訪者の避難場所や避難経路の確保と多言語による誘導サインの整備や情報発信に取り組みます。</li> </ul>					○	○	生活環境安全課 観光商工課
(5)	防犯・環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪の多様化に対応するため、関係機関と連携し、防犯パトロールや防犯意識の普及・啓発に努めます。</li> <li>地域の安心・安全を確保するため、防犯カメラ設置を推進します。</li> <li>大型 MICE 施設に関連し、事業所系ごみの増加が予測されるため、南部広域行政組合と連携を図り、ごみ処理対策に取り組みます。</li> </ul>					○	○	生活環境安全課 観光商工課

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 大型 MICE 施設周辺の ホテル数	0棟	1棟
② 交通渋滞を問題と 考える町民の割合減少	72.1%	50.0%
③ 観光メニューの創出 (5年間累計)	0件 (2014~2018年度)	5件 (2019~2023年度)
④ 津波避難困難区域の 解消	16ha	0ha
⑤ 防犯カメラ設置計画 策定	未策定	策定

### ● 目標設定の考え方

- ① 大型 MICE 施設周辺では現在ホテルがないことから、1棟のホテル建設を目標としました。
- ② 交通渋滞を問題と考える町民の割合減少については、過半数を下回ること町全体の意見として渋滞の軽減が図られたと解釈し、町民の半分を目標としました。
- ③ 観光メニューの創出（5年間累計）については、1年あたり1件を目標に5年間の累積件数を設定しました。
- ④ 津波避難困難区域の解消については、東浜地区に残る16haを解消することを目標としました。
- ⑤ 大型 MICE 施設の整備に伴う防犯カメラの設置計画策定を目標としました。

## 町民ができること

- MICE を成功させるため、町民一丸となってがんばりましょう。
- 魅力的なまちを町民主体でつくりましょう。
- 渋滞緩和のため、公共交通などを利用しましょう。
- 来訪者におもてなしの心で接するよう、心がけましょう。
- 災害時や緊急時においても、お互いに助け合う気持ちを大切にしましょう。
- 地域の防犯パトロールに積極的に参加しましょう。
- ごみを正しく分別し、ごみの減量化を心がけましょう。

全町(庁)体制で  
推進すべき  
重要施策

## 子どもの貧困対策

施策分野

重要施策  
②

## 子どもの貧困対策

<関係課>

健康保険課 子育て支援課  
学校教育課 福祉課  
観光商工課 収納関係課



### めざす姿

- 社会の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望をもって成長していける社会を目指します。

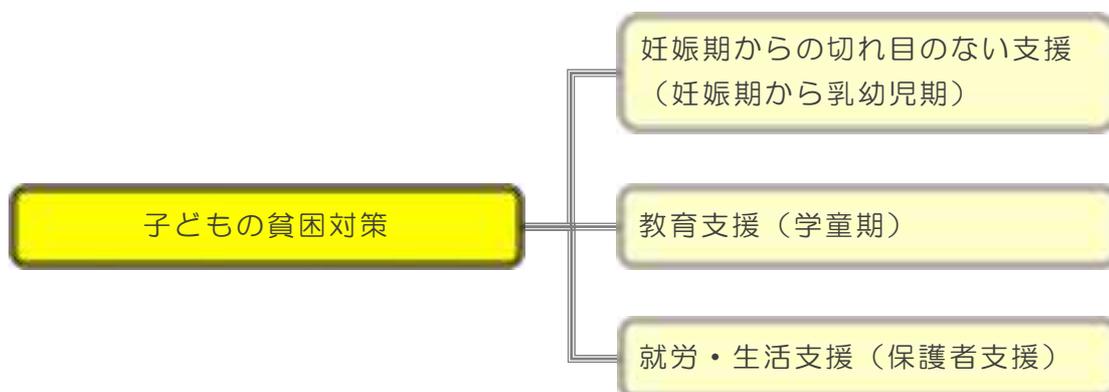


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本県では、全国に比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが懸念されることから、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設立し、市町村の取り組みを支援しています。
- 本町では学童を利用しない児童が毎日 150 名前後児童館を利用し閉館後も家に帰らない児童が多くいます。また、就学援助受給者率が 24.9%と高い（全国 15.4%）ことから、県の基金を活用し、子ども達の困りごとに寄り添い支援する支援員配置と居場所づくりに取り組んでいます。
- 子どもの貧困は、子どもの生活にさまざまな面で不利な条件が蓄積され、子どもの心身の成長に影響を及ぼします。このため、子どもの貧困対策は、関係部署が連携し切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

#### ● 施策の体系





## 施策の推進

2. 子どもの貧困対策		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	妊娠期からの切れ目のない支援（妊娠期から乳幼児期）			○			○	健康保険課 子育て支援課 福祉課 観光商工課
(2)	教育支援（学童期）		○	○				学校教育課 福祉課 子育て支援課
(3)	就労・生活支援（保護者支援）		○	○	○		○	子育て支援課 福祉課 観光商工課 収納関係課 公共施設課

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 就学前まで児童の未把握児童数※62	9人	0人
② 就学援助制度認知率	未掌握	100%
③ 高校進学率	98.3%	98.5%
④ ひとり親家庭相談件数	45件	54件

### ● 目標設定の考え方

- ① 支援の必要な世帯を早期に適切な支援につなげる観点から、就学前までの児童の状況を全数把握することを目標としました。
- ② 就学援助を必要とする世帯の申請漏れがないよう、制度の認知率を100%と設定しました。
- ③ 学校教育による学力保障の観点から、高校進学率を指標とし、全国平均値を目標としました。
- ④ 生活困窮に陥りやすい、ひとり親世帯の支援の充実を図るため、相談件数の20%増を目標としました。

### ● 町民ができること

- 地域で子どもに関心を持ちみんなで見守りましょう。
- 困っている人に手を差し伸べましょう。（支援情報の提供）

※62 未把握児童：健診や予防接種が未受診で、保育所等児童施設の利用もないなど状況がわからない児童。

全町(庁)体制で  
推進すべき  
重要施策

## 生涯健康づくりの推進

施策分野

重要施策  
③

## 生涯健康づくり の推進

<関係課>

健康保険課 子育て支援課  
学校教育課 生涯学習振興課  
福祉課 まちづくり課



### めざす姿

- 町民の健康に対する知識と意識の向上を図り、日々を楽しく健康で長生きできるまちづくりを目指します。

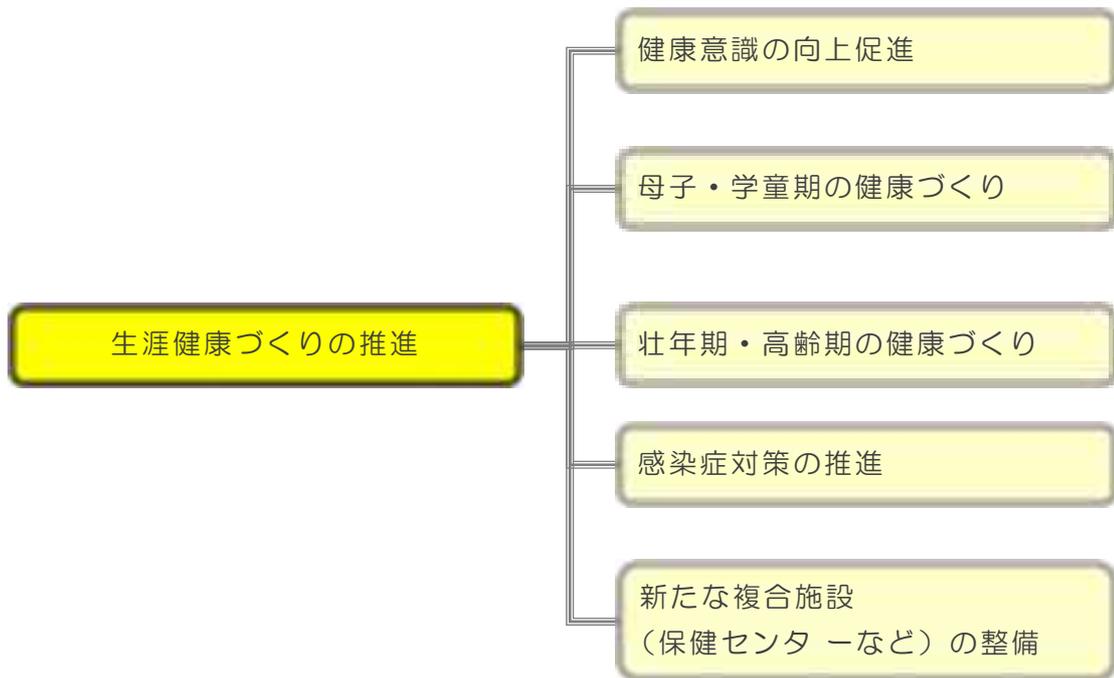


### 施策の展開

#### ● 現状と課題

- 本町は各ライフステージに応じた健診・健康相談が実施され、町民は自らの健康状態を把握できる体制が整っていると同時に、妊娠中から子育て期までの支援や健康状態に応じた保健指導に取り組んでいます。また、町民の健康づくり意識を高めるための広報活動やウォーキング大会・マラソン大会などの開催、さらに日常的に運動ができる公園及び体育館・パークゴルフ場が整備されています。
- 各種健診や保健指導などの受診率は上昇傾向にあるものの、健康づくりの第1歩の健診の更なる受診率向上を図る必要があります。
- 乳幼児期の生活リズムは心身の発育などへ大きく影響を与えますが、近年、乳幼児期の生活リズムの乱れ（特に遅寝・遅起き）が課題となっています。
- 子どもの健康指標となる学童期（12歳児）の虫歯処置完了者の割合が低い状況です。
- メタボリック予備軍の割合が同規模市町村・県・国に比べ高い状況にあります。
- 本町の死亡原因の半数以上ががんを含む生活習慣病によるものとなっています。また、沖縄県において課題となっている早世（65歳未満の死亡）は県平均より高い状況で、介護認定率は県に比べ低いものの全国に比べ高い状況にあります。
- 健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活習慣の改善などの基本的な方向を示した「健康よなばる21」を策定し、ライフステージごとの健康づくりを推進しているところです。今後も関係機関や関係課と連携し妊娠期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進することが重要です。

● 施策の体系





## 施策の推進

3. 生涯健康づくりの推進			総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	健康意識の向上促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフスタイルに応じた健康づくり習慣が定着できるよう、市民の健康づくり意識向上を目指し広報活動や誰もが参加できるイベントなどに取り組みます。また、健診や保健指導が受診しやすい環境・運動実践ができる環境整備を進めます。市民自らの健康状態を把握できる体制の充実と健康状態に応じた健康づくり支援に取り組みます。</li> </ul>		○	○	○			健康保険課 生涯学習振興課 まちづくり課
(2)	母子・学童期の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健やか親子21」や「与那原町子ども・子育て支援事業計画」に基づく妊娠期から子育て期における各種健康診査や健康相談など、母子・学童期の健康づくり事業の充実を図ります。</li> <li>・健診などで明らかになっている子どもの健康課題の改善に向け、関係課と連携し取り組みます。</li> </ul>		○	○				健康保険課 学校教育課 子育て支援課
(3)	壮年期・高齢期の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康よなばる21」や「高齢者保健福祉計画」に基づく生活習慣病などの発症予防に取り組みます。</li> <li>・疾病予防のスタートとなる、特定健診やがん検診などの受診率向上に努めると同時に健診結果を正しく理解し、生活習慣の改善ができるよう、保健指導や栄養指導の充実を図ります。</li> <li>・疾病の重症化予防のために個々の実態に応じた丁寧な支援に努めるとともに、関係団体と連携し若いころからの健康づくりに取り組み病気の発症予防に努めます。</li> </ul>		○	○				健康保険課 福祉課 生涯学習振興課
(4)	感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制していることを周知し、予防接種の接種率向上に努めます。</li> </ul>		○	○				健康保険課 学校教育課 子育て支援課
(5)	新たな複合施設（保健センターなど）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりの拠点として、複合施設（保健センターなど）の一体的な整備に努めます。</li> </ul>		○	○	○			健康保険課 学校教育課 福祉課 子育て支援課 公共施設課

## 目標指標

指標名	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
① 乳幼児健診受診率	88.2% (2017年度)	90.0%
② 学童の虫歯処置完了者（12歳児）	21.7% (2016年度)	40.0%
③ 特定健診受診率	48.3% (2017年度)	60.0%
④ 介護認定率（1号認定者）	22.2% (2016年度)	20.0%
⑤ 予防接種率（MRⅡ期予防接種）	88.6% (2017年度)	95.0%

### ● 目標設定の考え方

- ① 乳幼児健診受診率については、実績をもとに設定しました。
- ② 学童の虫歯処置完了者は現状の2倍を目標に設定しました。
- ③ 特定健診受診率については、国が示す目標60%を目標値として設定しました。
- ④ 介護認定率（1号認定者）については、同規模町村平均を目指し設定しました。
- ⑤ 予防接種率（MRⅡ期予防接種）については、発症予防に有効とされる、接種率95%を目標値として設定しました。

### 町民ができること

- 健康に関心を持ち、各種健診（乳幼児健診・特定健診・がん検診）を受けましょう。
- 予防接種を受けて、感染症から身を守りましょう。
- 子供も大人も望ましい生活習慣を身につけましょう。
- 地域の健康づくりイベントに積極的に参加しましょう。

# 資料編

1. 与那原町総合計画の変遷
2. 与那原町総合計画策定条例
3. 第5次与那原町総合計画策定基本方針
4. 与那原町総合計画策定スキーム
5. 第5次与那原町総合計画策定経緯
6. 第5次与那原町総合計画策定住民会議設置規則
7. 与那原町総合計画審議会設置規則
8. 与那原町総合計画策定委員会規程
9. 第5次与那原町総合計画の策定について（住民会議への諮問）
10. 第5次与那原町総合計画の策定について（審議会への諮問）
11. 第5次与那原町総合計画の策定について（住民会議からの答申）
12. 第5次与那原町総合計画の策定について（審議会からの答申）
13. 第5次与那原町総合計画策定住民会議名簿
14. 与那原町総合計画審議会名簿
15. 与那原町総合計画策定委員会名簿
16. 第5次与那原町総合計画事務局名簿
17. 第4次与那原町総合計画評価
18. 与那原町総合計画策定に係る町民ワークショップ開催概要
19. 第5次与那原町総合計画住民アンケート調査実施概要



## 与那原町総合計画の変遷

### 第1次与那原町総合計画【基本構想】



#### ■策定年月

昭和 57（1982）年 4 月

#### ■目標年次

昭和 57（1982）年 4 月～平成 3（1991）年 3 月

#### ■まちの将来像

「那覇広域圏における東部地域の教育文化、経済の中核都市にふさわしい風格のある都市機能を整備し、すべての町民が互いに心のふれあいの持てる町、生きがいのある町、健康で住みよい、魅力ある都市づくり」

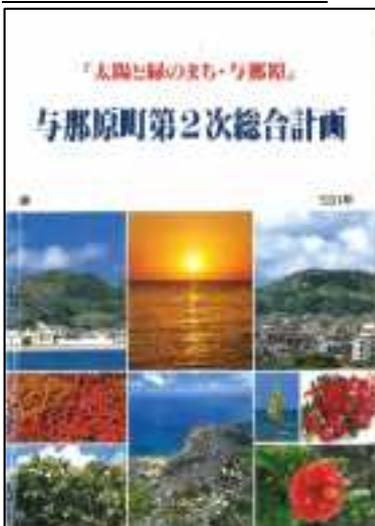
#### ■まちづくりの基本方針

1. 教育・文化の充実
2. コミュニティの確立
3. 社会福祉の充実
4. 都市基盤の整備
5. 交通施策の整備
6. 生活環境施設の整備
7. 産業の振興
8. 行財政の充実（構想の実現）

### 第1次与那原町総合計画【基本計画】



### 第2次与那原町総合計画



#### ■策定年月

平成 3（1991）年 4 月

#### ■目標年次

平成 3（1991）年 4 月～平成 13（2001）年 3 月

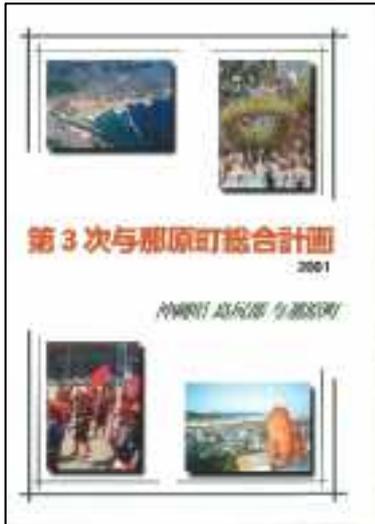
#### ■まちの将来像

- ◎東部地域の中核都市
- ◎個性とうるおいのある快適環境都市
- ◎人間性豊かな教育・文化・福祉都市

#### ■まちづくりの基本方針

1. 教育・文化・スポーツの向上
2. 健康と福祉の増進
3. 都市基盤の整備
4. 生活環境の向上
5. 産業の振興

### 第3次与那原町総合計画



#### ■策定年月

平成13(2001)年4月

#### ■目標年次

平成13(2001)年4月～平成23(2011)年3月

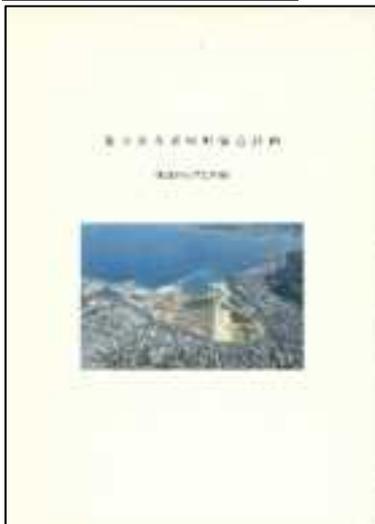
#### ■まちの将来像

- ◎東部地域の中核都市
- ◎個性とうるおいのある快適環境都市
- ◎人間性豊かな教育・文化・福祉都市

#### ■まちづくりの基本方針

1. 教育・文化・スポーツの向上
2. 健康と福祉の増進
3. 都市基盤の整備
4. 生活環境の向上
5. 産業の振興

### 第3次与那原町総合計画 【臨海部埋立地区編】



#### ■変更年月

平成18(2006)年2月

#### ■変更箇所

- 基本計画  
臨海部埋立地区の土地利用計画の変更

### 第3次与那原町総合計画 【第1章改訂版】



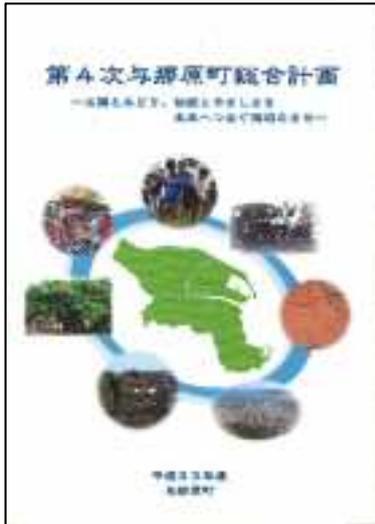
#### ■改訂年月

平成19(2007)年10月

#### ■改訂箇所

- 基本計画  
計画の意義と役割、人口、産業

## 第4次与那原町総合計画



### ■策定年月

平成23(2011)年4月

### ■目標年次

平成23(2011)年4月～平成31(2019)年3月

### ■まちの将来像

『太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち』～みんなで創るこころ豊かでゆとりと潤いのあるまちを目指して～

### ■まちの目標

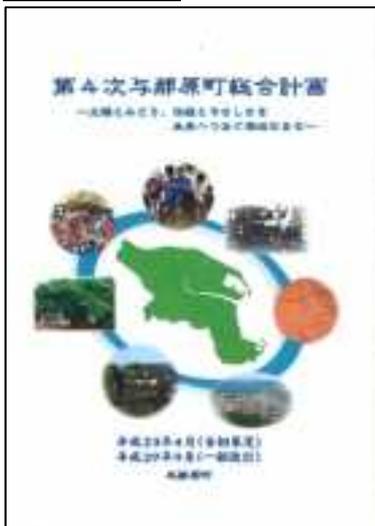
みんなで創るこころ豊かなまち  
ゆとりと潤いのあるまち

### ■まちづくりの基本方針

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

## 第4次与那原町総合計画

### 【一部改訂】



### ■改訂年月

平成29(2017)年9月

### ■改訂箇所

#### ○基本構想

公共公益施設等の計画的な整備に関すること  
適正な土地利用計画や高度利用に関すること  
大型 MICE 施設に関すること  
観光や産業振興に関すること  
将来土地利用構想図

#### ○基本計画

将来人口(人口フレーム)に関すること

## 与那原町総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として町長が定めるものをいう。

(2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定める等の必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(町民意見の反映)

第5条 町長は、総合計画を策定するときは、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(審議会への諮問)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、与那原町総合計画審議会設置規則(昭和59年与那原町規則第10号)の規定に基づき設置された審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、与那原町議会基本条例(平成25年与那原町条例第3号)第8条の規定による議会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(総合計画の公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 第5次与那原町総合計画 策定基本方針



与那原町

平成29年9月1日策定

## 1. 総合計画策定における基本的視点

第5次与那原町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき進めるものとする。

### （1）現状を把握した上での計画作り

現在の町が抱える課題や町民ニーズを的確に捉えるとともに、第4次総合計画の実績等をふまえた上で、総合計画策定の前提条件（人口推計・産業別就業者推計・土地利用計画など）や国・県の関連計画及び町の各種計画を整理し、総合計画策定を行うものとする。

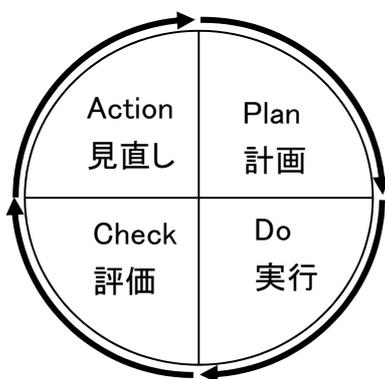
尚、沖縄県が進めている大型 MICE 施設は与那原町のみならず今後の沖縄県の観光振興に寄与することから、その波及効果を最大限に高めることも含めて、総合計画を策定することとする。

### （2）目標達成型の総合計画

総合計画をより実行性のあるものにするため、目標値（成果指標）を設定する。

目標値（成果指標）を基に、一定期間で評価し事業の達成度を測り見直しを行なえるものにする。

計画（Plan）～実行（Do）～評価（Check）～改善案の実行（Action）の経営サイクルの構築



Plan	目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計（改訂）する
Do	計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する
Check	測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う
Action	プロセスの改善・向上に必要となる変更点を明らかにする（計画の再構築）

### （3）住民と町の協働による総合計画作り

住民と町が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提として、総合計画策定にあたっては、策定段階からの「住民参加」及び情報提供を十分に行うとともに、ワークショップ、アンケート及びパブリックコメントの実施等によりできる限り住民意見をとり入れる。また、総合計画の内容を検討する住民会議（仮称）を立ち上げ住民と町の協働による総合計画作りを進める。

あわせて、総合計画策定後も計画の進捗状況などを評価・検証して公表し、責任を持って住民と町によるまちづくりを進めていく。

### （4）わかりやすさと実現性の高さ

総合計画は、住民にわかりやすい表現に努め共感が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の与那原町を見据えた実現性の高い計画とする。

## 2. 総合計画の構成・期間

(1) 平成31年度からの次期総合計画は、基本構想・基本計画で構成することとする。

基本構想…町の最上位計画として、町の将来都市像を描き、その実現に向かって町民と町が計画的にまちづくりを進めていくための指針。

計画期間は10年（平成31年度～平成40年度）とする。

基本計画…基本構想にある政策の実現手段である施策を明記したもの。

計画期間は前期5年（平成31年度～平成35年度）、後期5年（平成36年度～平成40年度）とする。

(2) 総合計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定める「実施計画」を定めることとする。計画期間については、基本計画開始年度に3年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・住民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行う方式を採用する。

## 3. 策定体制

総合計画の策定体制は次のとおりとする。（別紙「策定スキーム」参照）

(1) 議会

議決機関として、総合計画（基本構想・基本計画）の策定段階から審議し議決を行う。

(2) 総合計画審議会

与那原町総合計画審議会設置規則に基づき設置する。町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

審議会は、知識経験を有する者・町職員等・その他町長が必要と認める者により委員15人程度で組織する。

(3) 住民参加

総合計画策定段階においては、住民の意見等を広く取り入れるために次のような手法を取り入れるものとする。

①住民会議の設置

公募町民、各種団体代表及び与那原町職員等で構成し、次期基本構想及び基本計画の素案作成を目的とする。

②住民意向調査（ワークショップ・アンケート・パブリックコメント）

与那原町のこれからのまちづくりに対する課題を把握するとともに、できるだけ多くの町民からの意見聴取を図るため、住民意向調査を実施する。

③講演会（フォーラム）

次期基本構想及び基本計画素案の策定段階において住民への総合計画策定の機運を高めることを目的として講演会等を開催する。

(4) 庁内体制

総合計画策定本部を設置し、全庁的な策定体制を構築する。

①与那原町総合計画策定委員会

副町長・教育長・政策調整監・各課長・室長・局長で構成し部会を置き、住民会議からの素案を検討・補完し基本構想・基本計画の策定を行う。また、必要に応じて住民会議との意見交換等を行なう。

②与那原町総合計画策定準備検討プロジェクトチーム

関係課長（与那原町総合計画策定準備検討プロジェクトチーム設置規程第4条で定める職員）で構成し、総合計画の策定方針及び策定実施方法について検討しその内容を町長へ報告する。総合計画の策定方針については最終的に庁議をへて町長が決定する。

③全職員

総合計画は町の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、総合計画策定には全ての職員が一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に総合計画策定に関わっていく。

必要に応じ住民会議、策定委員会への情報提供及び意見交換を行なう。

## 4. 策定スケジュール

(1) 計画別スケジュール

総合計画を構成する3つの計画は、次のスケジュールにより策定作業を進める。

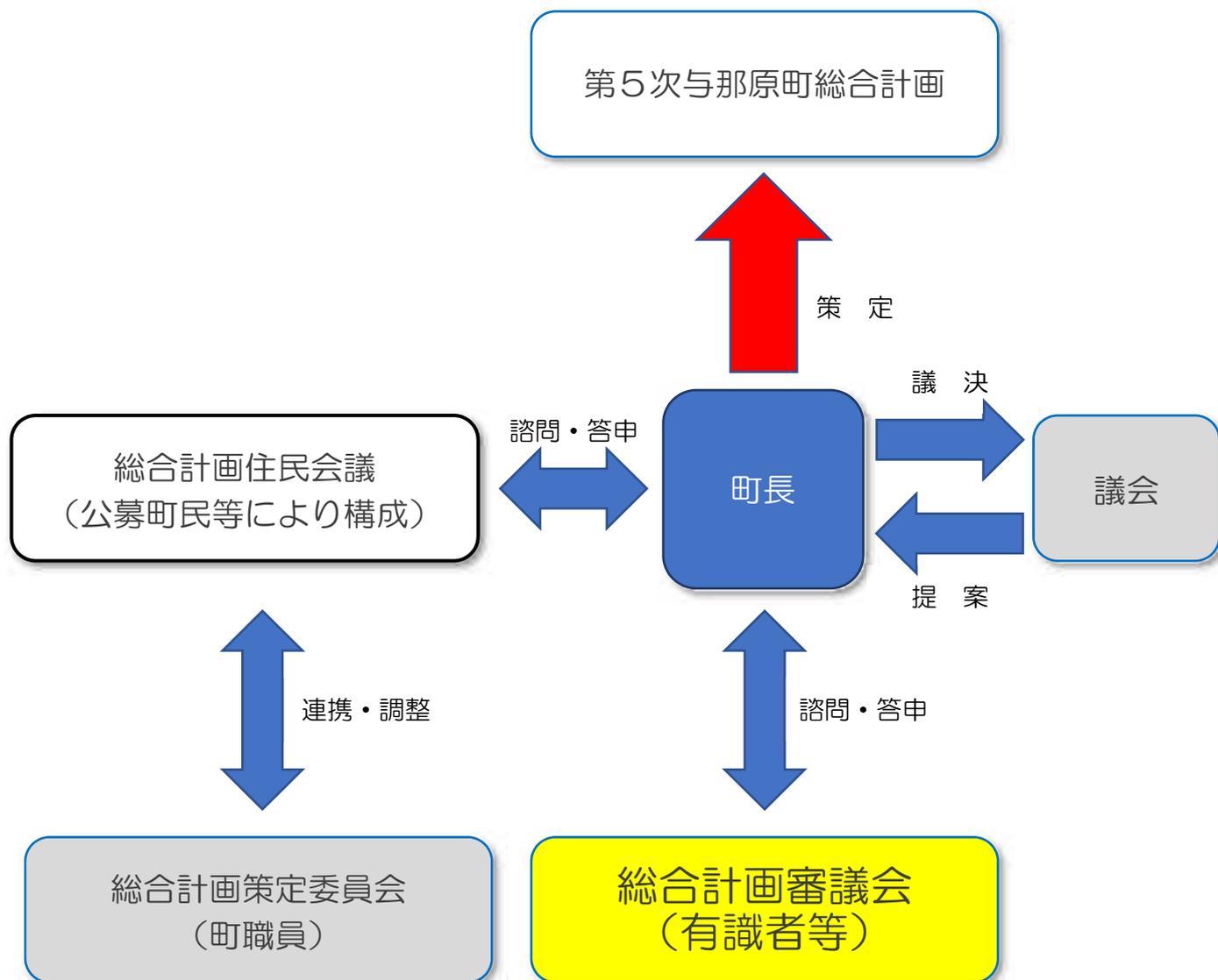
①基本構想・基本計画

平成29年度より策定作業に取り掛かり、総合計画審議会の答申を経て、平成30年12月に総合計画案を議会に議案提出をする。

②実施計画

平成30年度より具体的な実施計画事業の取りまとめに取り掛かり、平成31年度の初旬に実施計画を確定する。

## 与那原町総合計画策定スキーム



## 第5次与那原町総合計画策定経緯

No	年号	開催日	開催内容	備考
1	平成30年	1月22日～24日	与那原町総合計画町民ワークショップ開催	
2		2月7日～23日	与那原町総合計画町民アンケート実施	
3		3月20日	与那原町総合計画策定住民会議（全体会）	第1回
4		4月26日	与那原町総合計画策定住民会議（全体会）	第2回
5		5月9日	与那原町総合計画策定住民会議（健康福祉部会）	
6		5月21日	与那原町総合計画策定住民会議（教育文化部会）	
7		5月23日	与那原町総合計画策定住民会議（健康福祉部会）	
8		5月24日	与那原町総合計画策定住民会議（総務財政部会）	
9		5月24日	与那原町総合計画策定住民会議（産業建設部会）	
10		5月25日	与那原町総合計画策定審議会	第1回
11		5月28日	与那原町総合計画策定住民会議（総務財政部会）	
12		6月6日	与那原町総合計画策定委員会	第1回
13		6月11日	与那原町総合計画策定住民会議（健康福祉部会）	
14		6月14日	与那原町総合計画策定住民会議（教育文化部会）	
15		6月14日	与那原町総合計画策定住民会議（産業建設部会）	
16		6月21日	与那原町総合計画策定住民会議（総務財政部会）	
17		7月13日	与那原町総合計画策定住民会議（全体会）	第3回
18		8月1日	与那原町総合計画策定住民会議（正副部会長会議）	
19		9月10日	与那原町総合計画策定委員会（正副部会長会議）	
20		9月11日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
21		9月12日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
22		9月13日	与那原町総合計画策定委員会	第2回
23		9月13日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
24		9月14日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
25		9月14日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
26		9月19日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
27		9月19日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
28		9月20日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	

No	年号	開催日	開催内容	備考
29		9月20日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
30		9月21日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
31		9月21日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
32		9月25日	与那原町議会への中間報告	
33		9月25日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
34		9月27日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
35		10月1日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
36		10月3日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
37		10月3日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
38		10月4日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
39		10月4日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
40		10月9日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
41		10月9日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
42		10月10日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
43		10月11日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
44		10月11日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
45		10月15日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
46		10月15日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
47		10月16日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
48		10月18日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
49		10月23日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
50		10月25日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
51		10月26日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
52		10月29日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
53		10月31日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
54		11月1日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
55		11月1日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
56		11月8日	与那原町総合計画策定住民会議（全体会）	第4回
57		11月9日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	

No	年号	開催日	開催内容	備考
58		11月12日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
59		11月12日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
60		11月16日	与那原町総合計画策定委員会	第3回
61		11月26日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
62		11月26日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
63		11月26日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
64		11月26日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
65		11月27日	与那原町総合計画審議会	第2回
66		11月28日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
67		11月28日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
68		11月28日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
69		11月28日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
70		12月3日～1月4日	パブリックコメントの実施	
71		12月20日	与那原町教育委員への説明	
72	平成31年	1月9日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
73		1月10日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
74		1月17日	与那原町総合計画策定委員会	第4回
75		1月21日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
76		1月28日	与那原町総合計画策定住民会議（全体会）	第5回
77		2月1日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
78		2月6日	与那原町総合計画策定住民会議 答申	
79		2月7日	与那原町総合計画審議会	第3回
80		2月18日	与那原未来へつなぐ特別委員会	
81		2月19日	与那原未来へつなぐ特別委員会	
82		2月25日	与那原町総合計画策定委員会	第5回
83		2月26日	与那原町総合計画審議会 答申	
84		3月4日	与那原町議会 議決	

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議設置規則

(設置)

第1条 第5次与那原町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、総合計画が今後の与那原町の将来像を描くものとして、最上位の計画であることに鑑み、住民が主体となり、広く住民の意見を集約し計画に反映させるため、第5次与那原町総合計画策定住民会議（以下「住民会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 住民会議は、町長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、町長に答申を行う。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) その他住民会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 住民会議は、与那原町のまちづくりに関心があり、住民会議の趣旨を理解して協力できる住民会議員（以下「委員」という。）で構成し、次に掲げる者の中から町長が委嘱し又は任命する。

- (1) 公募住民（以下「公募委員」という。）
- (2) 地域住民組織その他関係機関団体等に所属する者
- (3) 与那原町職員（以下「町職員」という。）
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員は、60人以内で組織する。

3 委員は、町内に在住在勤し、又は在学する者であること。ただし、町長が必要と認める者については、この限りでない。

4 公募委員の過半数は、与那原町在住、在勤又は在学する者とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 住民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 第2条に規定する役割を効率的に行うため、住民会議に総務財政部会、教育文化部会、健康福祉部会及び産業建設部会（以下「各部会」という。）を置き、その役割を分担させる。

- 2 各部会は、委員15人以内で組織する。
- 3 各部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長及び副部会長は部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 4 部会長は部会を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 各部会の主な検討内容分野については、別表のとおりとする。
- 7 委員は、各部会のいずれか1つの部会に属さなければならない。

(運営)

第7条 住民会議及び各部会は、委員の自主運営を基本とする。

- 2 各部会は、会議の内容をまとめ、住民会議で報告する。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として公開するものとし、会議の結果もホームページ等で積極的に公開する。

(意見聴取等)

第9条 住民会議及び各部会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(提案の尊重)

第10条 町長は、総合計画素案の答申及び総合計画の素案に関する提案を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

(庶務)

第11条 住民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(関係職員の協力業務)

第12条 町職員は、総合計画の策定に係る検討事項に関する資料の提供その他協力を求められたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

部会名	検討内容分野
総務財政部会	住民協働、情報共有、人権、財政、地域コミュニティ充実、事務処理合理化・効率化、その他住民サービス、公共施設等
教育文化部会	学校教育、家庭教育、社会教育、文化・スポーツ活動等
健康福祉部会	地域福祉、子ども福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮者支援、健康づくり、保健医療福祉等
産業建設部会	市街地整備、道路体系、公共交通、緑化、上下水道、都市計画、防犯・交通安全、消防・救急、防災、ごみ対策、自然環境、環境対策、斎場・墓地、し尿処理、住宅対策、農業、水産業、工業、商業、中心市街活性化、観光、MICE等

# 与那原町総合計画審議会設置規則

昭和 59 年 3 月 30 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与那原町附属機関設置条例(昭和 59 年条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、与那原町総合計画及び国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 町の職員
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 町教育委員会の委員
- (6) 町農業委員会の委員
- (7) その他町長が認める者

(任期)

第 3 条 前条第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は 2 年とし、同項第 2 号から第 6 号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 5 条 審議会に特定の事項について調査するため特別委員をおくことができる。

2 特別委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長、副会長ともに事故があるときは、出席委員のうち年長者が議長となる。

(資料の提出)

第7条 審議会は、必要に応じ町に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 与那原町総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 本町の総合計画策定事務を円滑にするため、与那原町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は総合計画に関する調査、研究及び受注業者との連絡調整を行うとともに、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他特に町長が命じたこと。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、副町長、教育長、政策調整監、各課課長、局長、室長及び参事でもって組織する。

- 2 委員会の会長に副町長、副会長に教育長をもつて充てる。
- 3 委員の任期は、総合計画策定の日までとする。

(部会)

第4条 委員会に総務財政部会、教育文化部会、健康福祉部会、産業建設部会を置く。

- 2 部会の構成は別表第1のとおりとし、部会長、部副会長は部会委員の互選とする。

(会議)

第5条 委員会及び部会は、必要に応じ会長及び部会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、企画政策課において処理する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ職員及び住民会議委員等へ意見、又は資料の提供、その他協力を求めることができる。

附 則

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第9号）

この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成18年訓令第4—2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第4号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1

総務財政部会	総務課長、財政課長、税務課長、会計課長、議会事務局長、住民課長
教育文化部会	学校教育課長、生涯学習振興課長
健康福祉部会	福祉課長、健康保険課長、子育て支援課長
産業建設部会	政策調整監、まちづくり課長、企画政策課長、上下水道課長、生活環境安全課長、公共施設課長、観光商工課長

## 第5次与那原町総合計画の策定について（住民会議への諮問）



与那原町諮問第1号  
平成30年3月20日

第5次与那原町総合計画策定住民会議会長 殿

与那原町長 古 堅 國 様



第5次与那原町総合計画の策定について（諮問）

第5次与那原町総合計画策定住民会議設置規則第2条第1項第1号の規定により、下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

第5次与那原町総合計画策定について

## 第5次与那原町総合計画の策定について（審議会への諮問）



与那原町諮問第2号  
平成30年5月25日

与那原町総合計画審議会  
会長 堤 純一郎 殿

与那原町長 照 屋 篤



第5次与那原町総合計画の策定について（諮問）

与那原町総合計画策定条例第6条の規定により、下記の事項について審議会の意見を求めます。

記

第5次与那原町総合計画の策定について

## 第5次与那原町総合計画の策定について（住民会議からの答申）



与総住会答申第1号  
平成31年2月6日

与那原町長 園田 勉 殿

第5次与那原町総合計画策定住民会議  
会長 山内 和実



### 第5次与那原町総合計画の策定について（答申）

平成30年3月20日付与那原町諮問第1号にて諮問がありましたみだしの件について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

1. 計画の内容：別紙1（「第5次与那原町総合計画（案）」）のとおり
2. その他意見：  
当住民会議の意見については、本総合計画における各分野の施策を展開する際の参考としていただきたく、別紙2のとおり取組内容として提案する。

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標1	みんなが参加したくなり「ひと」と「人」が編がる新しいまちづくり	
施策分野	住民意見	
①人づくり ・地域づくり	1	好きな区を選んで区費を納められるようにする。
	2	区を超えた青年会をつくる。
	3	住んでいる区に関係なく好きな区に入れるようにする。
	4	自治会加入率の増加
②自律 ・自立するまち	5	会議に参加したらTポイント付与する。
	6	町民から道路、公園等の通称、愛称を募集
	7	町民が参加しやすい時間の（まちづくり）会議開催にする。
	8	議会へ女性参加の目標・割合を決める。
	9	町全体で女性が参加する際のバックアップを行う。
	10	女性が参加しやすい場づくりをおこなう。
	11	集会中の無料託児所を設ける。
	12	「働き方改革」としてフレックスタイムの導入
③情報の共有 ・共鳴で築くまち	13	情報提供をLINEアプリ・FaceBookなどのSNSを活用しておこなう。
	14	「与那原検定」を実施する。
	15	AIを活用したまちづくり。
	16	Free Wi-Fiの整備を行う。
④行財政運営	17	悩みやトラブルをどこに相談したらよいかを紹介してくれる窓口の設置。
	18	住民票を渡す際に所属している区等情報を受け取れるようにする。
	19	住民票・戸籍・印鑑証明を他市町村役場でも取れるようにする。
	20	マイナンバーを活用して行政効率をUP
	21	住民票を変えると銀行の情報などすべての基本情報が変更されるようにする。
	22	マイナンバーを使用し、本人が受給できるサービスを調べられるシステムの構築。
	23	住民会議などのフィードバックは必ず行う。
	24	ネーミングライツ（交差点など）を活用する。
	25	公用車・公共施設の広告募集を行う。
	26	クラウドファウンドの勉強会を開催する。
	27	地域通員つくる。
	28	企業誘致をおこなう。
	29	町にない施設は近隣市町村の施設を活用できるようにする。
	30	町民への公用車カーシェアをおこなう。

基本目標2	「いちゃりばちよーでえー」平和の心で <sup>つぎ</sup> 繋がる教育文化のまち
-------	---

施策分野	住民意見
①学校教育の充実	1 親子通園、一時預かり、支援センター、保育等が連携した支援システムを構築。
	2 コーディネーターの育成・学校への配置を行う。
	3 町内関係施設が一緒に受ける研修計画を策定する。
	4 SOS発信がしやすくなる、相談窓口直通のQRコード付きチラシ等の配布する。
	5 小中学校が連携した道徳的ボランティア活動を企画する。
②家庭教育の定着	6 学校や家庭、関連機関が情報交換・共有ができる体制づくり
	7 中学生もラジオ体操に参加させる。
③青少年健全育成	8 地域全体での見守り強化が必要である。
	9 大人から積極的な挨拶をする。
	10 公共施設を開放し利活用しやすい環境を作る。
④地域交流と支援体制	11 子供たちに町役場を開放（子供の交流の場となる）
	12 小、中学校と老人会の交流の場を設ける
	13 お年寄りを活用した児童預り所を設ける。
	14 役場の機能を備えたコミュニティの場を、身近な場所につくる
	15 公民館の活用と開放（子育てサロンとミニデイを同時開催、地域交流の場）

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標2	「いちゃりばちよーでヌー」平和の心で綱 <small>つな</small> がる教育文化のまち
-------	---

施策分野	住民意見
⑤心と体を育む スポーツ環境づくり	16 学校施設の開放（グラウンド・プールなど）
	17 維持管理がし易く、小雨にも対応できる人工芝のグラウンドをつくる。
	18 音遊び教室の実施
	19 サークルや趣味で学んだ音楽ラジオドラマ等の発表の場として文化発信を行う
	20 運玉森に遊歩道をつくる。
	21 地域の日を定め、大人と子供の交流を深める（スポーツ等）イベント実施。
	22 域別夜間ウォーキングマップを作成し、コースの街灯や防犯カメラの増設を行う。
	23 マリントウンにスポーツジムを誘致する。
	24 海岸線でのイベント（海岸マラソン）を開催する。
	25 海で朝ヨガ・ランニング
	26 サップなど波がなくても遊べるマリンスポーツ普及の取り組みを行う。
	27 朝日を楽しむイベントを実施する。
	⑥文化の保全・継承
29 文化財ウォークラリーを開催する。	
30 「文化財マップ」「歴史マップ」を作成する。	
31 専門家の出前講座（運玉ギル、網走資料館、聖クララ教会、上与那原の獅子舞、軽便与那原駅舎、東ウマイ祭り行列）を実施する。	
32 沖縄の県民性を表す“いちゃりば兄弟”という平和の心を全国へ発信する（運動会等に行う代表エイサーに取り入れるなど。）。	
33 兄弟小節・盆踊り・青年エイサーを子供たちの帰宅を促す音楽として活用	
34 綱づくり等、行事の参加者の多い区から少ない区へ、町民を派遣する。	
35 島くどっば語やびら大会を開催する。	

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標3	笑顔あふれるやさしいまち	
施策分野	住民意見	
①子育て環境づくり	1	託児所の時間を長くする必要がある。
	2	保育士等の免許登録制を導入する。
	3	小規模保育や事業所内保育を含めた保育所の整備を行う。
	4	保育士等の職員の賃金の見直しや福利厚生を充実させる。
	5	退職した保育士等へのボランティア要請をおこなう。
	6	元保育士や地域住民の協力を得ながら公民館を活用した保育の実施をする。
	7	資格有無に関係なく保育士として働ける環境整備をする。
	8	各保育所及び幼稚園への心理士配置をおこなう。
	9	療育センター等専門の施設の設置をおこなう。
	10	母子・父子家庭と民生委員の交流会を開催する。
	11	就学前児童を持つ親や社会全体に対する教育をおこなう。
②地域福祉・生活困窮者福祉	12	希望する世帯へのライフプランアドバイザーの派遣をおこなう。
	13	広報及び社協会報による積極的な情報提供をおこなう。
	14	町の各種制度の一元化（総合案内窓口の設置）をおこなう。
	15	おさがりを共有するなど助け合いの確立。
	16	スクールソーシャルワーカーを増員する。
	17	生活困窮世帯の現状把握と救済措置の周知を図る。
	18	ボランティアなどの機会を創出する。
	19	地域行事や社協行事等でボランティア活動ができる仕組みづくりを推進する。
	20	社協で実施しているおまかせ会員制度の継続実施。
	21	与那原町民が話し合う機会を創出する。
	22	福祉についての理解を得るため、区単位での勉強会を実施する。
	23	町民同士で困っている家族等への支援等を学ぶ機会を作る。
	24	困ったことがあったら気軽に相談できる体制を構築する。
	25	町議会や事務局が主導し、行政モニターや相談窓口などの制度を企画と各委員会 で内容確認
	26	祖父母との同居や二世帯住宅建築等への補助など保護者支援を推進する。

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標3	笑顔あふれるやさしいまち	
施策分野	住民意見	
③障がい者（児）福祉	27	ソーシャルワーカーを地域ごとに総合的に相談できる体制を作る。
	28	行政主導のもと、NPO等第三者相談機関を設立する。
	29	障がい児保育や保護者への支援ケアの充実
	30	障がい者スポーツなどは健全者でも行えるため町の大会やイベントとして実施
	31	交流場所としてひざしを活用（利用できることを周知）
	32	町によるバリアフリー機能の向上
	33	バリアフリー化を促進する為、補助係を配置する。
	34	車いすを用意し補助係による段差や階段等の手助け（声かけなど）をする。
	35	事前に広報やチラシによりサポートできる人を募集
	36	リストバンド等を作成しサポートが必要な人が一目でわかるようにする。
	37	障がい者がイベント時にどのようなサポートを必要としているか把握するためのニーズ調査を実施する。
	38	福祉サービスにおいて手話通訳の派遣を行っていることを広報等で周知する。
	39	手話サークルの協力を得て、与那原祭りなど町行事へ手話通訳者を派遣する。
40	手話等ボランティア登録制度を活用する。	
④高齢者福祉	41	行政区ごとに区長が区内の交通弱者を週1回程度で買い物や病院に連れていく
	42	老人クラブ加入者を増加させるための取り組みや呼びかけを強化

基本目標4	快適に暮らせる美しいまち
-------	--------------

施策分野	住民意見
①市街地の整備・活用	1 庁舎建設に伴う庁舎周辺の市街地整備をおこなう。
	2 空き店舗の古民家風リノベーションを実施する。
②道路環境の整備	3 路上などの分煙を進める。
	4 大型イベント時に対応する為、少ない空地在、立体駐車場で活用する。
	5 大型イベント時に対応する為、離れた場所（近隣市町村を含む）を駐車場とし、シャトルバスを運行する
	6 街路樹緑陰を活用して道路の魅力を向上させる。
	7 新庁舎建設と合わせた道路幅員の拡幅整備
	8 バイパス開通後の周辺土地利用を住民に理解していただく取組をする。
	9 幹線道路の整備、抜け道の交通安全対策を行う。
	10 与那原交差点の立体交差化
	11 国道事務所に与那原交差点改良について整備を要請する。
	12 与那原交差点を県内最大の交差点とする（与那原警察署の移転、名所化する）
	13 高台に行けるような緩やかな坂の自動車道の整備
	14 赤瓦通り（上与那原の県道）を赤瓦化する。（車のスピードが抑えられる）
	15 大規模の道路と連絡する遊歩道をせいびする。
	16 海岸周辺道路からウォーターフロントまでのウォーキングコース・自転車道路の整備

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標4	快適に暮らせる美しいまち
施策分野	住民意見
③交通環境の充実	17 適切な信号設置と、必要な場所への歩道橋の整備を行う。 18 自動車利用を少なすため、電動自転車の貸し出しを行う。 19 バス停、商業施設の駐車場におけるベンチや上屋の設置をおこなう。 20 高齢者や障がい者のための移動手段の確保 21 デマンド・コミュニティバスや福祉タクシー等の運行を早期実現 22 コミュニティバスを隣接市町村と共同運行 23 区で予約制の介護タクシーを運営（町内500円など） 24 廃棄の板等を利用し、各の青年部や大人が協働でボランティア活動としてベンチ作成（町からの補助も行う） 25 自動運転バスによる子供と高齢者の移動サポートする取り組みを行う。 26 バス利用促進のためにシニア割引きとして、一律100円運賃とする。 27 バス賃の無料化（65歳以上） 28 水路、海路を含めた新交通の導入 29 バス路線図、バス停の改善。（見にくい）
④計画的な土地利用の推進	30 緑の斜面は美しいので保存をする。 31 与那原周辺の整備（土地を有効利用できるように） 32 赤瓦整備(強化地区)
⑤上水道	33 -
⑥下水道	34 公共下水道への接続率の向上
⑦公園・緑地の推進	35 植栽の間に休憩場を設置する。 36 与那原マリーナを公園化する。 37 海と安全に触れ合える海の公園・釣りエリアを作る。
⑧住民政策	38 -
⑨公共施設マネジメント	39 指定管理で行政の負担を減らす 40 新庁舎建設の際に町民が集えるロビーの整備

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標5	つな 「ひと」と「人」とが繋がる安心・安全なエコタウン	
施策分野	住民意見	
①消防・救急	1	消防救急関連施設の情報提供、アクセスしやすい案内板の整備
②防災・減災	2	ハザードマップの作成・共有をする。
	3	町内危険箇所点検の実施及び地区ごとに整備優先順位の整理をおこなう。
	4	年に1回町内危険箇所点検を実施する。
	5	公共施設や商業施設、各区の掲示板等への町内危険箇所マップの設置
	6	災害に備えて、MICEを踏まえた国際化対応できる体制を構築する。
	7	日常的に使える防災施設を（平常時は駐車場・展望・東屋として利用する）を整備。
	8	町民連絡網の整備（メール等）平常時は役場のお知らせを行う（非常時活用）。
	③防犯・交通安全	9
10		子どもや身障者、高齢者、妊婦など様々な方から各区で意見を聞き道路マップ作成。
④環境保全 ・環境型社会	11	ゴミ分別法などは近隣で統一化する。
	12	まちにゴミを捨てない運動を実施する。
	13	不法投棄のカメラの設置
	14	遊休地が多いので人にパトロールを呼びかけ、不法投棄防犯の立て看板の設置
	15	自動販売機設置者へ周辺の美化を義務付ける
	16	道がきれいだとゴミを捨てる人は少ないため、道をきれいに保つ取り組みを実施。
	17	石畳道を町内に増やす（延長含む）
	18	水路沿いにウォーキングコースの整備
	19	水路のゴミ拾いをカメラで行う。
	20	西原処理場放流水や工業用水利用後の放流水を循環利用した水路浄化
	21	ゴミ対策（4～5名）小グループで「きれいにし隊」を作る（シニア世代・法人・子供会など）
	22	ゴミに対する知識等得る為、学校教育の中に取り入れる。（小中学校）
	23	ゴミの不法投棄対策として監視カメラの設置をおこなう。
	24	年1回町歩きさせながらゴミも拾ってもらう（「捨てるより拾わない」・「きれいにする」ことへの教育）
	25	通り・海岸に名前を付けて、住民に近い存在とする。（地域づくりは住民の能力。みんなで通りをきれいに）
	26	水路を掃除する。
	27	墓地地域を指定して集約を図る。
	28	個人墓地を持たない、生活改善運動をする。

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標6	伝統を継承し未来に <sup>つな</sup> げる産業のまち	
施策分野	住民意見	
①農林水産業の振興	1	与那原町花「ハイビスカス」の成分を使って第3、4次産業の構築
	2	レンタル農地をつくり、誰もが農業をできる環境を作る。
	3	緑の遊歩道を整備する。
	4	与那原町を農業青年の研修地受入ができる環境にする。
	5	商業と農業の連携を図る事で発展させる。
	6	農作物栽培マニュアルを作る（1月～6月は〇〇を作る等）
	7	新しい農作物を作る（与那原イチゴ等・品種改良）
	8	与那原で育てやすい農作物の指定をして周知を行う。
	9	観光業と合わせて新たな取り組み（体験型漁業や漁業レストラン）
	10	養殖を事業化（ひじき、アーサ、魚、貝）する。
	11	シーサイドレストランを作り、水産業のイメージをつくる。
	12	養殖などを行い、作る水産業への取組み
②商工業	13	空家・空き店舗活用の支援を行う。
	14	与那原町が誇る伝統産業である赤瓦を振興させる取組を行う。
	15	観光、商工関連のリーダーを探す又は作る。
	16	町が空き店舗買取り企業の誘致を行う。
	17	水産物、特産品の加工販売を行う企業の誘致
	18	商店街の住民の高齢化による宅地化花を適切に管理する。（地域で協力）
	19	暑い時でも歩きやすいようアーケードにする。（又はテントの設置）
	20	アンテナショップを設置する。えびず通りの空き店舗を利用する。

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議 施策内容

基本目標6	伝統を継承し未来に <sup>つな</sup> げる産業のまち	
施策分野	住民意見	
③観光	21	東浜海岸の観光開拓。観光誘客のため屋形船（期間限定）を導入する。
	22	カヌー、ヨット（部活動等）を水路を使って行う。
	23	観光資源活用のための早急な水質調査をおこなう。
	24	水路で定期的な祭りの開催をする。
	25	水路へ海上観光バス（船）を導入する。
	26	観光振興のためグリーンツーリズムを推進する。
	27	農業体験を観光に取り入れる。（バナナ・サトウキビ収穫体験等）
	28	積極的な修学旅行生の受入推進をおこなう。
	29	宿泊施設のある近隣市町村と連携し町内の飲食店への誘客を促進する。
	30	数年に1度、パークゴルフ場のコース改善を行う。
	31	新庁舎の高台を活かし、見晴らしのいい観光案内所を設置する。
	32	大きな駐車場がある場所にアンテナショップを作る。
	33	南部周回の自転車ルートを作り町内で自転車基地を設置する。 （自転車＝与那原というイメージづくり）
34	新たな特産品又は産業の創出。	
35	大綱袋を題材とした特産品の開発。	
36	新たな観光メニューの開発。	
④雇用促進・就業支援	37	-

## 第5次与那原町総合計画の策定について（審議会からの答申）



与総審答申第1号  
平成31年2月26日

与那原町長 照屋 勉 殿

与那原町総合計画審議会  
会長 堤 純一 郎



### 第5次与那原町総合計画の策定について（答申）

平成30年5月25日付与那原町諮問第2号にて諮問がありましたみだしの件について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たのでここに答申いたします。

なお、本総合計画により示されている、目指すべき与那原町の将来像の実現の為、総合計画に定められた各種施策を町民と連携しながら、着実に実行していただくよう要望いたします。

### 記

計画の内容：別紙「第5次与那原町総合計画（案）」のとおり

## 第5次与那原町総合計画策定住民会議名簿

### ■総務財政部会

No	氏名	公募・団体・職員	所属
1	◎ 福地 大輔	公募	
2	米須 清貴	団体	与那原町商工会
3	仲宗根 つかさ	団体	与那原町社会福祉協議会
4	謝花 優志	団体	琉球銀行 与那原支店
5	津波 基志	団体	海邦銀行 与那原支店
6	山内 和実	団体	与那原町区長会 ※住民会議会長
7	平良 伸理	団体	沖縄銀行与那原支店
8	○ 新垣 光亮	職員	学校教育課
9	桑江 ゆうな	職員	総務課
10	城間 清臣	職員	税務課
11	大城 伸司	職員	財政課
12	友寄 隆志	職員	税務課
13	平良 仁	職員	公共施設課
14	冨名腰 朝亮	職員	税務課

### ■教育文化部会

No	氏名	公募・団体・職員	所属
1	椎野 洋正	公募	
2	宮平 政広	団体	与那原町ゲートボール協会
3	津波古 充仁	団体	与那原町サッカー協会
4	◎ 濱川 幸博	団体	与那原町サッカー協会
5	伊良波 朝章	団体	与那原町サッカー協会
6	上原 利恵子	団体	与那原町女性会
7	○ 宮城 結	団体	与那原町青年会
8	仲尾次 秋浩	団体	与那原町体育協会
9	根川 清義	団体	与那原町文化協会
10	具志堅 勇	職員	学校教育課
11	饒平名 智代	職員	与那原幼稚園
12	知念 恵子	職員	与那原東幼稚園
13	比嘉 武志	職員	生涯学習振興課
14	与那嶺 斎	職員	生涯学習振興課

※公募＝応募者 団体＝団体推薦者 職員＝町役場職員

※◎は部会長、○は副部会長

■健康福祉部会

No	氏名	公募・団体・職員	所属
1	玉那覇 仰	公募	
2	崎原 真純	公募	
3	◎ 石川 健一	団体	民生委員児童委員協議会
4	喜屋武 久信	団体	与那原町身体障がい者協会
5	我謝 春菜	団体	与那原町社会福祉協議会
6	松村 真一	団体	与那原町老人クラブ連合会
7	上原 英樹	団体	与那原町子ども会育成連絡協議会
8	新垣 裕子	団体	与那原町更生保護女性会
9	○ 本田 裕之	職員	健康保険課
10	嘉数 桂子	職員	阿知利保育所
11	平良 孝子	職員	子育て支援課
12	川端 和歌子	職員	子育て支援課
13	斎藤 美枝	職員	福祉課

■産業建設部会

No	氏名	公募・団体・職員	所属
1	◎ 仲里 賢次	公募	
2	仲村 徳子	公募	
3	栗原 拓也	公募	
4	八幡 昇	団体	沖縄県赤瓦事業協同組合
5	福地 修	団体	沖縄県農業協同組合与那原支店
6	佐藤 允信	団体	与那原・西原町漁業組合
7	中村 倫子	団体	与那原町農業委員会
8	國吉 富貴子	団体	よなばる観光まちづくりネットワーク ※住民会議副会長
9	金城 勝治	職員	まちづくり課
10	○ 具志堅 智	職員	まちづくり課
11	吉野 了	職員	生活環境安全課
12	上原 清武	職員	上下水道課
13	桑江 朝照	職員	観光商工課
14	安仁屋 勇希	職員	上下水道課
15	白井 洋平	職員	観光商工課

※公募=応募者 団体=団体推薦者 職員=町役場職員

※◎は部会長、○は副部会長

## 与那原町総合計画審議会名簿

No	氏名	所属職名	規則上の位置	備考
1	堤 純一郎	琉球大学教授	学識経験者	都市・建築環境工学
2	小野 尋子	琉球大学准教授	学識経験者	都市計画・都市計画法制
3	砂川 麻世	沖縄女子短期大学准教授	学識経験者	児童教育学科
4	城間 秀盛	副町長	町の職員	行政代表
5	伊禮 清一	与那原町社会福祉協議会 会長	公的団体の役員	福祉団体代表
6	知念 勇吉	与那原まちづくり推進 協議会会長	公的団体の役員	町内団体代表
7	上里 幸誼	与那原町商工会会長	公的団体の役員	産業・商工団体代表
8	桑江 朝照	与那原町PTA連合会 会長	公的団体の役員	児童保護者代表
9	渡真利 匡樹	与那原町青年会会長	公的団体の役員	町内青年代表
10	瀬底 雄子	与那原町女性会会長	公的団体の役員	町内女性代表
11	徳村 政福	与那原町老人クラブ 連合会会長	公的団体の役員	町内高齢者代表
12	新里 一史	与那原町教育会委員	町教育委員会の 委員	教育代表
13	小波津 常雄	与那原町農業委員会委員	町農業委員会の 委員	農業者代表
14	呂宋 幸子	沖縄女子短期大学 総合ビジネス学科1年	その他町長が認 める者	地元大学・専門学校学生

## 与那原町総合計画策定委員会名簿

No	氏名	役職	策定委員会での役割	備考
1	城間 秀盛	副町長	会長	
2	當山 健	教育長	副会長	
3	石川 毅	企画政策課長	産業建設部会	
4	比嘉 哲也	生活環境安全課長	産業建設部会	副部会長
5	仲宗根 祥徳	公共施設課長	産業建設部会	
6	饒平名 幹貴	まちづくり課長	産業建設部会	部会長
7	大城 哲	上下水道課長	産業建設部会	
8	比嘉 義明	観光商工課長	産業建設部会	
9	上原 丈二	総務課長	総務財政部会	部会長
10	上原 謙	財政課長	総務財政部会	副部会長
11	宮城 きよみ	会計課長	総務財政部会	
12	照屋 基	議会事務局長	総務財政部会	
13	仲里 武徳	税務課長	総務財政部会	
14	上原 宏章	住民課長	総務財政部会	
15	新里 健	学校教育課長	教育文化部会	部会長
16	新垣 政孝	生涯学習振興課長	教育文化部会	副部会長
17	岡 剛	福祉課長	健康福祉部会	部会長
18	伊集 京美	健康保険課長	健康福祉部会	
19	宮平 律子	子育て支援課長	健康福祉部会	副部会長

## 第5次与那原町総合計画事務局名簿

No	氏名	課名	職名
1	石川 毅	企画政策課	課長
2	山城 司	企画政策課	課長補佐
3	與那嶺 匡	企画政策課	主事
4	仲宗根 大海	企画政策課	主事

## 第4次与那原町総合計画評価（概要）

### I. 検証・評価の範囲

#### 1. 検証・評価の範囲

検証・評価の範囲は「基本構想」と「基本計画」としており、基本目標の達成の6つの基本方針の達成度から最終的に、将来像の「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」の達成度を評価します。

#### 2. 検証・評価の内容と方法

##### ①検証・評価の方法

第5次与那原町総合計画を策定にあたって実施した、町民アンケートに係る満足度と、分野ごとに各種施策の達成度を評価し、その達成度から将来像の評価を行います。

##### ②A・B・Cでの評価その定義について

各施策内容の取組みをA、B、Cで評価しており、その定義は以下のとおりです。

A=達成している

B=おおむね達成している

C=達成できていない

### II. 第4次総合計画評価

第4次与那原町総合計画（以下「第4次総合計画」という。）では「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」という将来像を設定し、それを達成するため「みんなで創るこころ豊かなまち」と「ゆとりと潤いのあるまち」の目標を設定しています。また、町民アンケートによっても多くの町民が住みやすさや地域の環境に満足しており、8年間の取組みにより第4次総合計画が目指してきた将来像を達成したと評価しています。



●評価について（5.0満点）  
 評価A（達成している）：3.7～5.0  
 評価B（おおむね達成している）：2.3～3.6  
 評価C（達成できていない）：1.0～2.2

基本構想				基本計画									
将来像の評価		まちの目標の評価		基本方針の評価		施策の方向の評価				施策の概要の評価			
将来像	評価	まちの目標	評価	項目	評価	項目	評価	項目	評価	項目	評価	項目	評価
「さきほのこころを未来につなげるまちづくり」	A	こころ豊かなまち	A	4.2	1. 空想と連携、未来につながるまちづくり	A	4.4	(1) 市民協働のまちづくり	A	4.3	(1) 市民協働のまちづくり	A	4.3
						(2) 情報の共有・共有で築くまち	A	5.0	(1) 行政情報の共有及び住民と情報の共有化	A	5.0		
						(3) 自衛・自立するまち	A	4.3	(2) 住民と行政の協働の創	A	5.0		
						(4) 構想実現のために	A	4.1	2) 人材が尊重される社会づくり	A	5.0		
					2. 豊かな学び、文化が育つまちづくり	A	4.3	(1) 学校教育	A	4.3	3) 男女が共に生き活きできる社会づくり	B	3.0
						(2) 生涯教育	A	4.0	(1) 住居整備によるまちづくり	A	4.0		
						(3) 社会教育	A	4.4	2) 健全な財政運営、財に関する教育の充実	A	3.7		
						(4) 文化・スポーツ活動	A	4.5	3) 窓口サービスの充実	A	4.5		
					3. 笑顔いざいさ、やさしいまちづくり	A	3.8	(1) 地域福祉	B	3.0	1) 学校と家庭、地域の交流・情報公開	A	4.2
						(2) 子どもの福祉	A	4.3	2) 教育学習環境の充実	A	4.4		
						(3) 高齢者の福祉	A	3.8	1) 生涯教育実施の体制づくり	A	4.0		
						(4) 障がい者（児）の福祉	A	4.1	1) 人材の活用	A	5.0		
		(5) 生活困窮者の支援	A	4.0		2) 学び合う環境づくり	A	4.0					
		(6) 健康づくり	B	3.2		3) 青少年健全育成	A	4.3					
		(7) 保健医療福祉のネットワークづくり	A	4.0		1) 伝統文化の継承発展	A	4.5					
		4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり	B	3.6	(1) 市営住宅	B	3.3	2) スポーツ活動の充実	A	4.5			
			(2) 道路体系	A	3.7	1) 地域福祉	B	3.0					
			(3) 公共交通機関の利便性の向上	B	3.0	1) 子どもの福祉	A	4.3					
			(4) 緑化	A	4.0	1) 高齢者の福祉	A	3.8					
			(5) 上水道	A	4.0	1) 障がい者（児）の福祉	A	4.1					
			(6) 下水道	B	3.0	1) 生活困窮者の支援	A	4.0					
			(7) 都市計画	A	3.9	1) 健康づくりの充実	B	3.2					
		5. 安心・安全で快適にやさしいまちづくり	B	3.4	(1) 防災・交通安全対策	B	3.5	1) 保健医療福祉のネットワークづくり	A	4.0			
			(2) 防災・救急	B	3.0	1) 市営住宅	B	3.3					
(3) 防災	B		3.0	1) 道路体系	A	3.7							
(4) ごみ処理	B		3.5	1) 公共交通機関の利便性向上	B	3.0							
(5) 自然環境	B		3.0	1) 緑化	A	4.0							
(6) 環境対策	B		3.5	1) 上水道	A	4.0							
(7) 防災・警備	A		3.7	1) 下水道	B	3.0							
(8) し尿処理	A		3.7	1) 都市計画	A	3.9							
(9) 住宅対策	A		3.7	1) 防災・交通安全対策	B	3.5							
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	B	3.3	(1) 農業及び農業基盤	B	3.2	1) 地域における安全・防災パトロールの体制強化	B	3.5					
	(2) 水産業	B	3.3	1) 防災・救急に関する情報の向上、活動日の充実	B	3.0							
	(3) 工業	B	3.4	1) 防災計画の周知、防災に関する人材の育成、災害に強いまちづくり	B	3.0							
	(4) 観光及び中心市街地活性化	B	3.0	1) ごみ処理	B	3.5							
	(5) 観光	A	3.7	1) 自然環境	B	3.0							



◆評価について(5.0満点)  
 評価A(達成している) :3.7～5.0  
 評価B(おおむね達成している) :2.3～3.6  
 評価C(達成できていない) :1.0～2.2

まちづくりの 基本方針	施策の方向	施策の概要		頁	担当(回答)課	第4次での 記載	施策への取組評価			評価点数	
							A(5点)	B(3点)	C(1点)	施策毎 点数	施策の方向毎 平均
1. 協働と連携・未来につながるまちづくり	(1)住民協働のまちづくり	1)住民協働のまちづくり	自治会への加入の促進	P25	総務課	継続	○			5	4.3
			公民館を地域の拠点施設としての環境整備	P25	総務課	継続		○		3	
			地域自治活動の活性化	P25	総務課	継続	○			5	
	(2)情報の共有・共場で築くまち	1)行政情報の発信及び住民と情報の共有化	町民が行政情報を得やすい仕組みづくり	P26	総務課	継続	○			5	5.0
			地域による課題解決	P27	総務課	継続	○			5	
	(3)自律・自立するまち	1)住民と行政の役割分担	まちづくりに関する勉強会の開催	P27	総務課	継続	○			5	5.0
			幅広い人権擁護活動の実施	P28	総務課	継続	○			5	
		2)人権が尊重される社会づくり	人権侵害に気づき支援できる社会づくり	P28	総務課	継続	○			5	5.0
			男女共同参画に関する教育	P28	総務課	継続		○		3	
	3)男女が共に生き生きできる社会づくり	女性参画の促進及び女性リーダーの育成やネットワークづくり	男女共同参画に関する教育	P28	総務課	継続		○		3	3.0
			女性参画の促進及び女性リーダーの育成やネットワークづくり	P28	総務課	継続		○		3	
	(4)構想実現のために	1)住民参画によるまちづくり	自治会や地域活動団体との連携	P29	企画政策課	継続		○		3	4.0
			計画策定などへの住民参画	P29	企画政策課	継続	○			5	
		2)健全な財政運営、税に関する教育の充実	課税客体の把握及び徴収率の向上	P31	税務課	継続	○			5	3.7
			使用料・手数料等の適正化	P31	財政課	継続		○		3	
			補助金制度を活用した事業の実施	P31	財政課	継続		○		3	
			中期財政計画の立案	P31	財政課	継続		○		3	
納税者の利便性の向上及び納期内納付の向上			P31	税務課	継続		○		3		
税金の仕組みに関する教育			P31	税務課	継続	○			5		
総合窓口の設置の検討			P31	総務課、公共施設課	継続	○			5		
開庁時間の延長			P31	総務課、住民課	継続		○		3		
3)窓口サービスの充実	窓口以外での証明書発行	P31	総務課、住民課	継続	○			5	4.5		
	住民が行政に対する意見を行いやすい環境づくり	P31	総務課	継続	○			5			



◆評価について(5.0満点)  
 評価A(達成している) :3.7~5.0  
 評価B(おおむね達成している) :2.3~3.6  
 評価C(達成できていない) :1.0~2.2

まちづくりの 基本方針	施策の方向	施策の概要		頁	担当(回答)課	第1次での 記載	施策への取組評価			評価点数		
							A(5点)	B(3点)	C(1点)	施策毎 点数	施策の方向毎 平均	
2.豊かな学び、文化が根づくまちづくり	(1)学校教育	1)学校と家庭、地域の交流・情報公開	①学校と家庭、地域の交流	PTA活動の活性化	P34	学校教育課	継続		○		3	4.2
				地域行事を学校行事への位置づけ	P34	学校教育課	継続	○		3		
			地域教育懇話会等の充実	P34	学校教育課	継続		○	3			
			学校教育に関する情報の公開	P34	学校教育課	継続	○		3			
		②学校教育の情報公開	情報提供システムの構築	P34	学校教育課	継続	○		3			
			2)教育学習環境の充実	①幼児教育の充実	環境整備の充実	P36	子育て支援課	継続		○		3
		幼児の特性、家庭・地域の実情に応じた経営計画の策定	P36		子育て支援課	継続	○		3			
		体験学習の充実	P36		子育て支援課	継続	○		3			
		保育園との情報の共有化	P36		子育て支援課	継続	○		3			
		小中学校との連携強化	P36		子育て支援課、学校教育課	継続	○		3			
		②学校教育の充実	学方向上のための授業改善		P36	学校教育課	継続	○		3		
			家庭・地域との協力		P36	学校教育課	継続		○	3		
			施設整備の充実		P36	学校教育課、総務課	継続	○		3		
			体験学習の充実		P36	学校教育課	継続	○		3		
	教職員資質の向上や意識改革		P36		学校教育課	継続		○	3			
	幼稚園、中学校との連携強化		P36	学校教育課	継続	○		3				
	教育目標の設定	P36	学校教育課	継続	○		3					
	職場見学・体験の受け入れ先の拡大	P36	学校教育課	継続	○		3					
	豊かな心を育む取り組み	P36	学校教育課	継続	○		3					
	②特別支援教育の充実		個に応じた学校教育及び関係機関との連携強化	P36	学校教育課	継続		○		3		
	(2)家庭教育	1)家庭教育支援の体制づくり	①家庭教育支援の充実	各家庭における家庭教育の推進	P35	学校教育課	継続		○		3	4.0
				家庭学習や読書の習慣化支援	P35	学校教育課	継続		○	3		
		総合的な子育て支援の充実	P35	子育て支援課	継続	○		3				
		②食育の推進	学校・家庭で連携した食育の推進	P35	学校教育課	継続	○		3			
	(3)社会教育	1)人材の活用	①人材の活用・育成	人材の活用	P35	生涯学習振興課、総務課	継続	○		3	5.0	
				人材の把握及び人材・シフトへの登録	P35	生涯学習振興課	継続	○		3		
		各種研修会への参加の実施		P35	生涯学習振興課	継続	○		3			
		各種教室の開催		P35	生涯学習振興課	継続	○		3			
講師紹介や運営への支援		P35	生涯学習振興課	継続	○		3					
②学び合い環境づくり		①生涯学習の充実	さまざまなニーズに応じた学習や講演会、シンポジウムの開催、講師の確保	P40	生涯学習振興課	継続	○		3	4.0		
	コミュニティセンターや公民館等の充実		P40	生涯学習振興課	継続		○	3				
3)青少年健全育成	①青少年の健全育成	夜間・休日の実施	P41	生涯学習振興課	継続		○		3	4.3		
		各種発表会や大会の実施	P41	生涯学習振興課	継続	○		3				
		各種関係機関との連携	P41	生涯学習振興課	継続	○		3				
		4)文化・スポーツ活動	1)伝統文化の継承発展	①歴史・文化資源の継承	文化財の調査・登録・保全整備	P43	生涯学習振興課	継続	○			3
民俗・歴史資料の収集・企画展開催	P43	生涯学習振興課			継続	○		3				
文化教育の相互の活用	P43	学校教育課			終了	○		3				
②伝統文化の継承	小中学生の伝統行事への参加の推進	P43		生涯学習振興課、学校教育課	継続	○		3				
	文化協会との連携	P43		生涯学習振興課	継続	○		3				
	文化協会と連携した文化の向上	P43		生涯学習振興課	継続	○		3				
「鳥くるとば」の継承	P43	生涯学習振興課	継続		○	3						
文化財と触れ合う機会を推進	P43	生涯学習振興課	継続		○	3						
2)スポーツ活動の充実	①スポーツ・レクリエーションの充実	関係機関との連携	P44	生涯学習振興課	継続	○		3	4.5			
		指導者の育成	P44	生涯学習振興課	継続	○		3				
	各種教室やスポーツ大会の開催	P44	生涯学習振興課	継続	○		3					
	②スポーツ施設の充実	施設整備の充実	P44	生涯学習振興課	継続		○	3				



◆評価について(50満点)  
 評価A(達成している) :37~50  
 評価B(おおむね達成している) :23~36  
 評価C(達成できていない) :10~22

まちづくりの基本方針	施策の方向	施策の概要	頁	担当(回答)課	第5次での記載	施策への取組評価			評価点数				
						A(5点)	B(3点)	C(1点)	施策毎点数	施策の方向毎平均			
3 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	(1)地域福祉	1)地域福祉	1)ボランティアや福祉団体の育成・連携	福祉活動の内容の周知	P46	福祉課	継続		○		3	30	
				人材や団体への育成・支援	P46	福祉課	継続	○			5		
				福祉のネットワークの構築	P46	福祉課	継続	○			5		
			2)地域福祉活動の推進	「地域福祉計画」の策定	P46	福祉課	継続			○	1		
				地域福祉活動に寄与するコミュニティのづくり	P46	福祉課	継続			○	3		
				バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備	P46	福祉課	継続			○	1		
	(2)子どもの福祉	1)子どもの福祉	1)子育て支援の充実		「与那原町次世代育成支援行動計画」の推進	P49	子育て支援課	継続	○			5	43
					安心して子どもを産み育てられる政策の実施	P49	子育て支援課	継続	○			5	
					子育て支援センターの機能の拡充	P49	子育て支援課	継続	○			5	
				孤立せず育児ができる環境づくり	P49	子育て支援課	継続	○			5		
				「与那原町こどもあんしんネットワーク」の充実	P49	子育て支援課	継続	○			5		
				乳幼児健診や乳幼児医療費助成の継続的な取り組み	P49	子育て支援課、健康保険課	継続	○			5		
				2)保育サービスの充実	保育所(園)の柔軟な受入体制づくり	P49	子育て支援課	継続			○	3	
					保育所整備の推進	P49	子育て支援課	継続	○			5	
					保育サービスの充実	P49	子育て支援課	継続			○	3	
		3)子どもの遊び・憩いの場づくり	個に応じた学校教育及び関係機関との連携強化	P49	子育て支援課	継続			○	3			
	(3)高齢者の福祉	1)高齢者の福祉	1)生きがいづくり		高齢者が地域交流できる機会づくり	P52	福祉課	継続	○			5	30
					高齢者が活躍できる場・機会づくり	P52	福祉課	継続	○			5	
					高齢者の就業環境の整備	P52	福祉課	継続			○	3	
				2)介護サービスの充実	介護予防の取り組み実施	P52	福祉課	継続	○			5	
					介護サービスの拡充と適正なサービス提供	P52	福祉課	継続	○			5	
					地域包括支援センターの継続的な事業実施と事業内容の充実	P52	福祉課	継続			○	3	
	3)地域支援体制づくり		加齢に伴う課題についての町民の知見・意識の向上	P52	福祉課	継続			○		3		
			地域見守りネットワークの構築	P52	福祉課	継続			○		3		
			相談体制の強化、情報提供	P52	福祉課	継続			○		3		
	(4)障がい者(児)の福祉	1)障がい者(児)の福祉	1)社会参加と交流づくり		町民が障がいへの理解を深めるための交流促進	P55	福祉課	継続	○			5	41
					生活指導、技能習得訓練等の就業支援の実施	P55	福祉課	継続			○	3	
					雇用創出と雇用情報の収集・提供	P55	福祉課	継続			○	3	
			2)障がい者(児)に偏見のない環境づくり	障がい者(児)に偏見のない環境づくり	P55	福祉課	継続	○			5		
				NPO団体等の組織化促進と支援体制づくり	P55	福祉課	継続	○			5		
				ネットワーク体制の構築	P55	福祉課	継続	○			5		
(5)生活困窮者の支援	1)生活困窮者の支援		「与那原町障がい者計画及び障がい福祉計画」の推進	P55	福祉課	継続			○	3			
			各種制度の周知	P58	福祉課	継続			○	3			
			経済的自立の支援	P58	福祉課	継続			○	3			
			ひとり親世帯への各種制度の充実	P58	子育て支援課	継続	○				5		
			ひとり親世帯への総合的な相談支援体制の強化	P58	子育て支援課	継続	○				5		
(6)健康づくり	1)健康づくりの充実	1)生活習慣病の予防		医療費の負担や健康に関する情報提供	P62	健康保険課	継続			○	3	32	
				与那原町食生活改善推進員協議会等の育成、食生活に関する知識の普及	P62	健康保険課	継続			○	3		
				町民が運動しやすい環境整備	P62	健康保険課	継続	○					5
			2)病気の早期発見と早期支援	健康診断やがん検診等の受診促進	P62	健康保険課	継続			○	3		
				介護サービスの拡充と適正なサービス提供⇨高齢者の福祉	P62	福祉課	継続			○	3		
				保健指導の充実と健康保持のための正しい知識普及	P62	健康保険課	継続	○					5
			3)心の健康	メンタルヘルスクラ環境整備の促進	P62	健康保険課	終了			○			3
		相談体制やフォローアップ体制づくりと正しい知識の普及	P62	健康保険課	終了			○		3			
		うつ病に対する正しい理解の普及・啓発	P62	健康保険課	終了			○		3			
		専門相談員の配置等の検討	P62	健康保険課	終了				○	1			
(7)保健医療福祉のネットワークづくり	1)保健医療福祉のネットワークづくり		保健師、管理栄養士等の専門家の確保と資質向上	P64	健康保険課	継続			○		3	40	
			保健医療福祉の関係機関、行政機関のネットワークの構築	P64	健康保険課	継続			○		3		
			健康危機管理マニュアル等の作成	P64	健康保険課	終了	○				5		



◆評価について(5.0満点)  
 評価A(達成している) :3.7~5.0  
 評価B(おおむね達成している) :2.3~3.6  
 評価C(達成できていない) :1.0~2.2

まちづくりの 基本方針	施策の方向	施策の概要	頁	担当(回答)課	第5次での 記載	施策への取組評価			評価点数				
						A(5点)	B(3点)	C(1点)	施策毎 点数	施策の方向毎 平均			
4 コンパクトで快適に暮らすまちづくり	(1)市街地整備	1)市街地整備	①東浜地区における新市街地の形成	調いある良好な住宅地の形成	P64	まちづくり課	継続		○		3	3.3	
				断点性の強い市街地の形成及び利用者の利便性向上や商業地の魅力向上	P64	まちづくり課	継続			○			3
				海洋性レクリエーション機能の充実	P64	まちづくり課	継続	○					5
			②既存市街地の整備	住居環境水準の向上	P64	まちづくり課	継続	○					5
				東部地域の拠点商業地としての活性化	P64	観光振興課	継続			○			3
				商業地と住宅地が調和した土地利用	P64	まちづくり課	継続				○		1
	(2)道路体系	1)道路体系	①体系的な道路網整備	主要幹線道路の整備促進	P65	まちづくり課	継続			○		3	3.7
				沿岸道路線の速やかな供用開始	P64	まちづくり課	終了	○				5	
				交通結節機能の強化	P64	企画政策課、まちづくり課	継続				○	1	
			②歩行者ネットワークの確立	歩道の確保、遊歩道の整備、バリアフリー化の促進	P64	まちづくり課	継続	○				5	
				人通りの整備	P64	まちづくり課	継続			○		3	
				③多様な移動手段の確保	自転車の利用を促進する道路整備	P64	まちづくり課	継続	○			5	
	(3)公共交通機関の利便性の向上	1)公共交通機関の利便性向上	①新たな公共交通システムの確立	LRT等による公共交通システムの確立	P69	企画政策課	継続			○		3	3.0
				②誰もが移動しやすい交通環境の確立	利便性の高い移動しやすい交通環境の確立	P69	企画政策課	継続			○		
	(4)緑化	1)緑化	①公共施設および民間建築物の緑化推進	屋上緑化や壁面緑化の促進	P71	まちづくり課	継続			○		3	4.0
				街頭樹の整備、公園等の緑化、ポケットパーク等の整備	P71	まちづくり課	継続	○				5	
				②緑化に対する啓発	住民の緑化意識の高揚	P71	まちづくり課	継続			○		
				緑化運動の実施	P71	まちづくり課、学校教育課	継続	○			5		
	(5)上水道	1)上水道	①水道施設の適切な維持管理	水道施設改修整備	P73	上下水道課	継続			○		3	4.0
				災害・非常時に備えた整備及び耐水時への体制整備	P73	上下水道課	継続			○		3	
				漏水防止対策	P73	上下水道課	継続	○				5	
			②水質の整備	水質検査による水質事故の防止	P73	上下水道課	継続	○			5		
	(6)下水道	1)下水道	①下水道整備促進	水質浄化のための下水道整備促進	P75	上下水道課	継続			○		3	3.0
				下水道事業の仕組みや必要性の周知	P75	上下水道課	継続			○		3	
				浸水対策	P75	上下水道課	継続			○		3	
			②接続率向上	下水道接続率の向上	P75	上下水道課	継続			○		3	
	(7)都市計画	1)都市計画	①都市計画マスタープランの策定	都市計画法に基づく都市計画マスタープランの策定	P74	まちづくり課	継続	○				5	3.9
				②地域の特徴を活かした土地利用	住環境の向上	P74	まちづくり課	継続	○				
			商業地と住宅地との調和	P74	まちづくり課	継続	○				5		
			自然環境の保全	P74	まちづくり課	継続	○				5		
			観水空間の確保及び水路や海岸の利活用	P74	まちづくり課	継続	○				5		
③公園等の整備			既存公園の維持管理及び新規公園の整備	P74	まちづくり課	継続	○				5		
			運玉森への遊歩道、展望台の整備	P74	まちづくり課	継続			○		3		
			公共還元型収益施設の検討	P74	まちづくり課	継続				○	1		
			与野公園の区域拡大や施設整備	P74	まちづくり課	継続			○		3		
④良好なまちなみの形成			積極的な赤瓦の活用	P74	まちづくり課	継続	○				5		
	緑地や散歩道の整備	P74	まちづくり課	継続			○		3				
⑤市街化調整区域の開発	大規模開発の精査・検討	P74	まちづくり課	継続			○		3				
⑥公共公益施設等の計画的な整備や適正な土地利用計画	公共公益施設等の計画的な整備や適正な土地利用計画及び高度利用を精査	P74	公共施設課	継続			○		3				



◆評価について(5.0満点)  
 評価A(達成している) 3.7~5.0  
 評価B(おおむね達成している) 2.3~3.6  
 評価C(達成できていない) 1.0~2.2

まちづくりの 基本方針	施策の方向	施策の概要	頁	担当(回答)課	第5次での 記載	施策への取組評価			評価点数			
						A(5点)	B(3点)	C(1点)	施策毎 点数	施策の方向毎 平均		
5 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	(1)防災・交通安全対策	1)地域における安全・防災・防犯の体制強化	安全な道路環境の整備	P92	生活環境安全課	継続		○		3	3.5	
			住民による地域防犯・防犯の体制強化	P92	生活環境安全課	継続		○		3		
			狭隘道路に対する安全性の確保	P92	生活環境安全課	見直し継続		○		3		
			防犯灯の設置	P92	生活環境安全課	継続	○			5		
	(2)消防・救急	1)消防・救急に関する意識の向上、消防団の充実	地域で火災時や救急時に対応できる人材の育成	P93	生活環境安全課	継続		○		3	3.0	
			狭隘道路の拡張や一時避難場所の確保	P93	生活環境安全課	継続		○		3		
			応急手当等の知識の普及	P93	生活環境安全課	継続		○		3		
	(3)防災	1)防災計画の周知、防災に関する人材の育成、災害に強いまちづくり	与那原町地域防災計画の周知	P95	生活環境安全課	継続		○		3	3.0	
			防災に関する意識の醸成	P95	生活環境安全課	継続		○		3		
			安心・安全で災害に強いまちづくり	P95	公共施設課	継続		○		3		
	(4)ごみ対策	1)ごみ対策	①最終処分場の整備	関係市町との協議	P97	生活環境安全課	継続	○		5	3.5	
			②資源ごみの分別	ごみ処理に対する意識の向上	P97	生活環境安全課	継続		○			3
			③ごみの再資源化	ごみの再資源化への支援や啓発	P97	生活環境安全課	継続		○			3
			④ごみの再資源化	たい肥化の推進	P97	生活環境安全課	継続		○			3
	(5)自然環境	1)自然環境	①自然環境の保全	且陸地や漁場などの自然環境の保全 環境保全活動への支援体制の充実	P98 P98	生活環境安全課、まちづくり課 生活環境安全課	継続 継続		○	3 3	3.0	
			②自然環境に配慮した整備促進	親水性の確保や自然環境に配慮した整備	P98	まちづくり課、生活環境安全課	継続		○			3
	(6)環境対策	1)環境対策	①自然エネルギーの活用と省エネルギー化の奨励	自然エネルギー機器の設置奨励	P91	生活環境安全課	継続	○			5	3.5
				住宅への省エネルギー化の促進	P91	生活環境安全課	継続		○		3	
			②公共交通・自転車交通などの利用促進	新たな公共交通システムの導入	P91	企画政策課	継続		○		3	
				自転車利用の普及	P91	企画政策課	継続		○		3	
			③温室効果ガス排出抑制	温室効果ガスの排出抑制	P91	生活環境安全課	継続		○		3	
				環境にやさしい車向への転換	P91	生活環境安全課	継続	○			5	
			④その他環境増進対策	与那原町あき地の環境保全に関する条例に基づく適正な指導	P91	生活環境安全課	継続		○		3	
				不法投棄の取締りの強化	P91	生活環境安全課	継続	○			5	
飼い犬の登録・予防接種の徹底化	P91	生活環境安全課		継続		○		3				
ペットの飼いや、モラル等の啓発 エコやゴミ問題を考える勉強会の開催	P91 P91	生活環境安全課 生活環境安全課		継続 継続		○ ○		3 3				
(7)市場・基地	1)市場・基地	①広域市場の建設	総合的環境の整った広域市場の整備	P93	生活環境安全課	継続	○		5	3.7		
		②民間基地開発の適正な誘導	民間基地の適正な配置や集積化	P93	生活環境安全課	継続		○			3	
		③公営基地等の整備検討	基地規制条例等の制定及び公営基地の整備	P93	生活環境安全課	継続		○			3	
(8)し尿処理	1)し尿処理	し尿処理場の早期整備	し尿処理場の早期整備	P94	生活環境安全課	終了	○		5	3.7		
		下水道整備区域における合併浄化槽の確保	下水道整備区域における合併浄化槽の確保	P94	生活環境安全課	継続		○			3	
		浄化槽使用者と保健所の連携	浄化槽使用者と保健所の連携	P94	生活環境安全課	継続		○			3	
(9)住宅政策	1)住宅政策	住宅弱者への優先的な入居	住宅弱者への優先的な入居	P95	公共施設課	継続	○		5	3.7		
		高齢者や障がい者等に配慮した住環境の整備支援 長寿化計画の策定	高齢者や障がい者等に配慮した住環境の整備支援 長寿化計画の策定	P95 P95	まちづくり課 公共施設課	継続 継続	○ ○		5 1			



◆評価について(5.0満点)  
 評価A(達成している) :3.7~5.0  
 評価B(おおむね達成している) :2.9~3.6  
 評価C(達成できていない) :1.0~2.2

まちづくりの 基本方針	施策の方向	施策の概要	頁	担当(回答)課	第1次での 記載	施策への取組評価			評価点数			
						A(5点)	B(3点)	C(1点)	施策毎 点数	施策の方向毎 平均		
6 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	(1)農業及び農業基盤	1)農業及び農業基盤	①農地の保全と遊休地の解消	地域に即した農業振興の展開	P09	まちづくり課	継続		○		3	3.2
			②農業の近代化・高度化の促進	農業経営基盤強化促進事業や農地利用集積円滑化事業の活用 農業高度化の促進	P09	まちづくり課	継続		○		3	
			③特産品の創出とブランド化の促進	特産品のブランド化 情報発信力の向上及び販路の拡大	P09	まちづくり課	継続		○		3	
			④地産地消の推進と食の安全性の向上	食育活動の充実 農作物の安全性の向上	P09	まちづくり課	継続		○		3	
			⑤人材育成と新規就農者の獲得	後継者の育成や人材確保及び農業の基盤づくり 新しい農業経営の推進 新規就農者への支援体制の強化	P09	まちづくり課	継続	○			5	
	(2)水産業	1)水産業	①漁場の維持と漁業環境の整備	特産品のブランド化 情報発信力の向上及び販路の拡大	P101	まちづくり課	継続		○		3	3.3
			②資源の安定確保とブランド化の推進	市場への安定供給 付加価値のある二次加工品の開発及び販路の拡大 与那国びんきの目の制定	P101	まちづくり課	継続	○			5	
			③人材確保と後継者育成	人材の確保・後継者育成 組合の体質強化と経営改善の支援	P101	まちづくり課	継続		○		3	
			④漁業の活性化	漁業の活性化 漁業の拡大に向けた取り組み	P103	観光商工課	継続		○		3	
	(3)工業	1)工業	①産業など地場産業の活性化	新たな市場の開拓 経営改善に向けた友好的な活用支援	P103	観光商工課	継続		○		3	3.4
			②地場産業やものづくり企業の技術継承と人材育成	技術の継承と人材の育成	P103	観光商工課	継続		○		3	
			③産業の振興	産業振興の形成 中心市街地における収益性の確保 中心市街地のバリアフリー化	P105	観光商工課	継続		○		3	
	(4)商業及び中心市街地活性化	1)商業及び中心市街地活性化	①中心市街地の形成	商業振興の形成 情報発信の充実	P105	観光商工課	継続	○			5	3.0
			②商業の振興	リゾート対応の商業施設の誘致 商店街の活性化・近代化及び経営安定化 空き店舗や空き地の有効活用 魅力ある賑わいの場の創出	P105	観光商工課	継続		○		3	
			③中心市街地の形成	商業振興の形成 中心市街地における収益性の確保 中心市街地のバリアフリー化	P105	観光商工課	継続		○		3	
			④商業の振興	商業振興の形成 情報発信の充実	P105	観光商工課	継続		○		3	
			⑤商業の振興	商業振興の形成 情報発信の充実	P105	観光商工課	継続		○		3	
	(5)観光	1)観光	①大規模の活用	与那国まつりの情報発信 大規模を活用した交流 観光資料館の充実	P109	観光商工課、福祉課	継続	○			5	3.7
			②歴史的資源の活用	観光ガイドの育成 観光パンフレットの作成	P109	観光商工課	継続		○		3	
			③海洋レクリエーション拠点の形成	海洋レクリエーション拠点の形成 企業誘致による雇用の拡大	P109	観光商工課	継続		○		3	
④新たな観光資源の創出			体験型観光の充実 新たな観光資源の創出	P109	観光商工課	継続		○		3		
⑤MICEを核とした観光振興			観光メニューと消費拡大 事業支援と雇用創出 人材育成とおもてなしの向上	P109	観光商工課	継続		○		3		
⑥大規模の活用			大規模を活用した交流 観光資料館の充実	P109	観光商工課、福祉課	継続	○			5		
⑦歴史的資源の活用			観光ガイドの育成 観光パンフレットの作成	P109	観光商工課	継続		○		3		
⑧海洋レクリエーション拠点の形成			海洋レクリエーション拠点の形成 企業誘致による雇用の拡大	P109	観光商工課	継続		○		3		



# 与那原町総合計画策定に係る町民ワークショップ開催概要

## 1. 実施目的

与那原町総合計画策定に向け、ワークショップ形式で議論することにより、与那原町の魅力や与那原町のまちづくりの課題などを抽出する。

綱けよう！10年後の与那原町へ

「与那原町総合計画町民ワークショップ参加者募集」



与那原町では、町の目指すべき姿とその実現に向けた施策全般にわたる方向性を定めた町政運営の基本となる『総合計画』を策定中です。計画の策定にあたり、町民の皆さんのニーズやご意見を反映させるため、町民ワークショップを開催します。どうぞご参加下さい！

<p>H30.1.22(月) 19時～</p> <p><b>与那原町 社会福祉センター</b></p> <p>○対象地区</p> <p>森下区、江口区 上与那原区 県営与那原団地自治会</p>	<p>H30.1.23(火) 19時～</p> <p><b>与那原東小学校 体育館</b></p> <p>○対象地区</p> <p>板良敷区、当添区、港区</p>	<p>H30.1.24(水) 19時～</p> <p><b>与那原町 コミュニティーセンター</b></p> <p>○対象地区</p> <p>与那原区、浜田区、大見武区 新島区、中島区 東浜自治会</p>
--	---	--

参加申込 別紙「申込票」に記入後FAX、メール又は直接連絡にて申込み

➤ 〆切 H30.1.19(金)

- ※1 上記対象地区は目安です。ご都合の合わない方はどちらの開催場所でも参加可能です。  
 ※2 駐車場には限りがあります。なるべく公共交通等をご利用くださいますようお願いいたします。

主催：与那原町（企画政策課）

TEL 098-945-8881 / FAX 098-946-6074 / メール kikaku-seisaku@town.yonabau.okinawa.jp

○本ワークショップ以外に後日、町民アンケート(無作為抽出)を予定しております。ご協力お願いいたします。

## 2. 開催概要

日時、場所	参加対象区	参加者数
1月22日(月) 19時～21時 与那原町社会福祉センター	森下区、江口区、上与那原区、県営与那原団地自治会	25人
1月23日(火) 19時～21時 与那原東小学校体育館	板良敷区、当添区、港区	23人
1月24日(水) 19時～21時 与那原町コミュニティーセンター	与那原区、浜田区、大見武区、新島区、中島区、東浜自治会	31人

## 3. 議論内容

- ①与那原町及び各地区の『魅力』について
- ②与那原町及び各地区のまちづくりに係る『問題点・課題』

#### 4. 主な住民意見

コンパクトシティ	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住みやすい町である。</li> <li>・小さな町なので、顔見知りの人が多い。⇒住民の協調性。</li> <li>・行政、教育、医療施設が揃っており、町内だけで生活できる。</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発できる土地がない。</li> <li>・人口や施設が東浜に集中している。</li> </ul>

自然・景観	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海が近い</li> <li>・山手に自然が多く残っている。</li> <li>・運玉森、雨乞森からの景色がきれい。</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸が汚い。</li> <li>・津波が心配。</li> </ul>

環境	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全な町。</li> <li>・町民の美化意識が高い</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野良猫が多く、糞害がひどい。</li> <li>・ゴミのポイ捨てが多い。</li> </ul>

歴史・文化	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大綱曳まつり。⇒町民の団結力・地元愛を育んでいる。</li> <li>・貴重な史跡や文化財が数多く残っている。(軽便鉄道、当添ハーリー、聖クララ教会等々)</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の歴史・文化を学ぶ機会が無い。</li> <li>・若者の綱作りへの参加が年々少なくなっている。⇒伝統を継承する若者不足。</li> </ul>

施設	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリーナがきれい。</li> <li>・公園が多く、きれいに整備されている</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設が少ない。</li> <li>・公園の場所が偏っている。</li> <li>・音楽専用のホール施設が無い。</li> <li>・町役場への坂がきつい。⇒町役場の移転を希望する。</li> <li>・町役場の老朽化。⇒町役場の移転を希望する。</li> </ul>

教育	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中、高、（短）大が揃っている。</li> <li>・児童の挨拶が盛んである。</li> </ul> </li> <li>○社会教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人会や区の行事が多い。</li> </ul> </li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校のマンモス化。</li> <li>・保育園が少ない。</li> <li>・中学校が一枚しかない。</li> </ul>

産業	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤瓦の生産が県内一である。</li> <li>・あまり知られていないが、漁業が盛んな事。⇒県外へ出荷される為。</li> <li>・ひじきが多く採れる。</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品・物のPR不足。</li> <li>・農業（畑）が少ない。</li> <li>・目玉となる特産品が無い。</li> </ul>

商業施設	①『魅力』について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型店舗があるので、買物がしやすい。⇒駐車場完備。</li> <li>・飲食店が増えてきている。</li> </ul>
	②まちづくりに係る『問題点・課題』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の活性化。⇒空き店舗が多くなっている。</li> <li>・高齢者が買物をしにくくなっている。⇒近くの商店が閉まっており、買物をするには、自動車が必要になっている。</li> <li>・昼間利用できる飲食店が少ない。</li> </ul>

観 光	①『魅力』について
	・東浜水路は貴重な観光資源となりうる。
観 光	②まちづくりに係る『問題点・課題』
	・宿泊施設が少ない。 ・観光地が少ない。 ・案内看板が無い。

道 路 ・ 交 通	①『魅力』について
	○利便性 ・高速インターが近くにあり便利である。 ・東海岸に行くには（必ず）通る道（町）。 ○公共交通 ・バスの路線数が多い。⇒学生の通学にやさしい。
道 路 ・ 交 通	②まちづくりに係る『問題点・課題』
	○道路 ・交通渋滞【※今回のワークショップにおける、最多数意見】 ・道路・歩道の幅が狭く、危険。 ・公共施設（町役場等）へのアクセスがややこしい。 ・道路が整備されていない。⇒道がボコボコしている。 ・外灯が少ない。 ・自転車専用の道路が欲しい。 ○自動車 ・商店街に駐車場がない。⇔路上駐車が多い。

将 来 性	①『魅力』について
	・大賀 MICE 施設に関連したインフラ等の整備に期待がもてる。 ・東浜の活性化 ⇒ 若年層の人口増加
将 来 性	②まちづくりに係る『問題点・課題』
	○大型 MICE 施設ができる事による ・更なる交通渋滞。 ・事件、事故への懸念。

## 5. まとめ

- (1) 行政・教育機関や医療・商業施設が揃っているのも、とても住みやすい町だと感じている。  
また、小さな町なので、顔見知りが多くなる事から安心・安全な生活環境であり子育てがしやすい町だといえる。
- (2) 大型の商業施設が増えており、買物に便利である。その反面、移動手段を持たない高齢者にとっては、近隣の商店が減少している事から不便に感じている。  
商店街の空店舗の増加は、駐車場の不足が一つの要因として考えられ、大型の商業施設に客が集中している結果となっている。
- (3) 町役場が、急な坂上にありアクセスとしても分かりづらい。古い建物なのでバリアフリーの整備ができていない。早急な解決策が必要だと感じている。
- (4) 瓦・ヒジキ等特産品はあるが、うまくアピールできていない。今後は、特産品を利用した商品の開発・生産を行い、町外・県外に PR できれば更なる活性化に繋がるのではないかと。観光地としても同様に PR が重要と考えている。
- (5) 本島南部東側の重要な道路結節点となっており、高速道路や他市町村への交通は便利だと感じている。一方、慢性的な交通渋滞は大きな問題だと感じており、その解消が町民にとっても最大な関心事の一つといえる。
- (6) 大型 MICE 施設ができる事による関心は大きく、それに伴う新たな公共交通の設置などのインフラ整備に期待している。その一方で、東浜地区への一極集中による地域格差が生じる事が心配される。



## 第5次与那原町総合計画住民アンケート調査実施概要

### 1. 概要

調査対象：与那原町在住の15歳以上の男女（行政区別無作為抽出）

調査方法：アンケート調査票を郵送にて配布・回収

調査期間：平成30年2月9日（金）～2月23日（金）

配布数：3,057通

回収数：629通（回収率：20.6%）

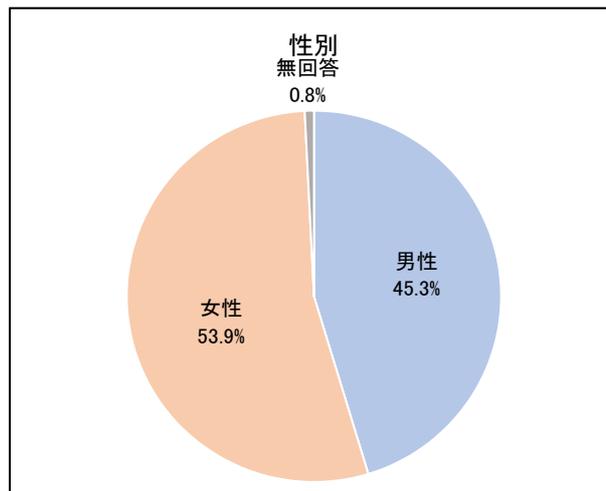
### 2. アンケート調査内容

問1	性別	問17	基盤整備で重要なこと
問2	年齢	問18	より良い子育て環境に重要なこと
問3	職業	問19	高齢者が住み良い環境に重要なこと
問4	勤務地・通学地	問20	学校教育の充実に重要なこと
問5	居住地	問21	生涯学習やスポーツ活動の充実に重要なこと
問6	出身地	問22	環境を良くするのに重要なこと
問7	在住年数	問23	情報の高度化について行政に期待すること
問8	住宅の種類	問24	農林水産業の充実に必要なこと
問9	家族構成	問25	商業の充実に必要なこと
問10	住みやすさ	問26	工業の充実に必要なこと
問11	今後の居住意向	問27	観光業の充実に必要なこと
問12	住み続けたい理由	問28	与那原町で大切にしたい、残したい、活用していきたい場所・モノ・行事
問13	移転したい理由	問29	まちづくりへの住民参加活性化のために行政が力を入れるべきこと
問14	住んでいる地域の環境評価	問30	どのようにまちづくりに参加したいか
問15	住んでいる地域で困っていること	問31	自由意見
問16	今後の与那原町の方向性		

### 3. アンケート調査結果

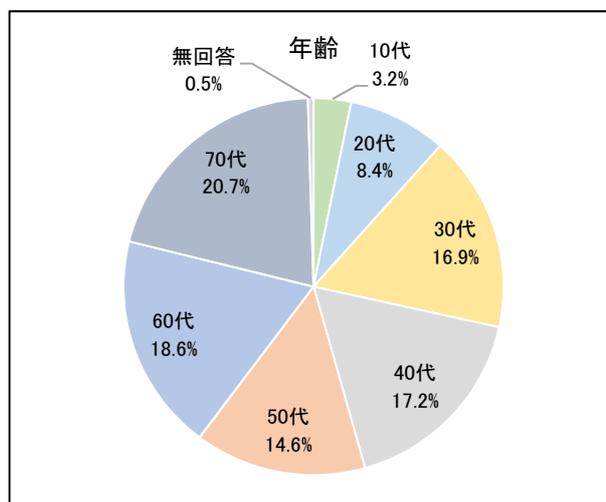
#### (1) 性別

回答	票	割合
男性	285	45.3%
女性	339	53.9%
無回答	5	0.8%
計	629	100.0%



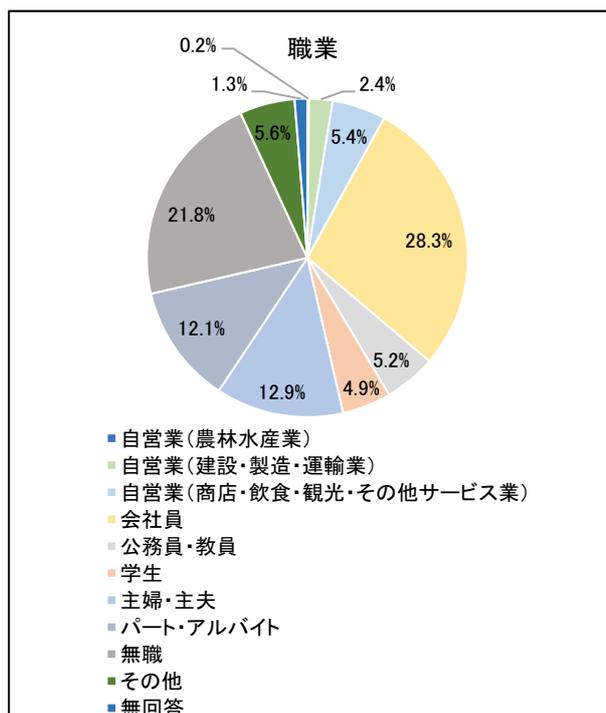
#### (2) 年齢

回答	票	割合
10代	20	3.2%
20代	53	8.4%
30代	106	16.9%
40代	108	17.2%
50代	92	14.6%
60代	117	18.6%
70代	130	20.7%
無回答	3	0.5%
計	629	100.0%



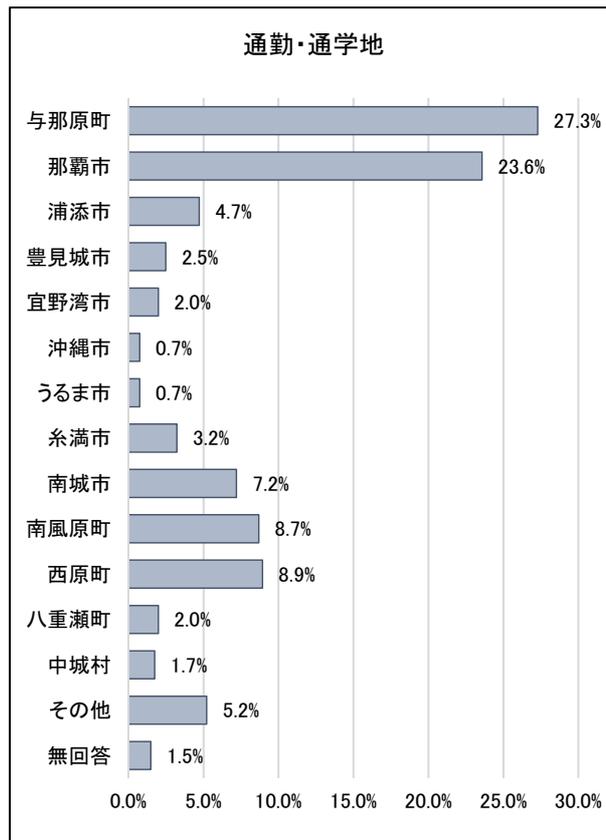
#### (3) 職業

回答	票	割合
自営業（農林水産業）	1	0.2%
自営業（建設・製造・運輸業）	15	2.4%
自営業（商店・飲食・観光・その他サービス業）	34	5.4%
会社員	178	28.3%
公務員・教員	33	5.2%
学生	31	4.9%
主婦・主夫	81	12.9%
パート・アルバイト	76	12.1%
無職	137	21.8%
その他	35	5.6%
無回答	8	1.3%
計	629	100.0%



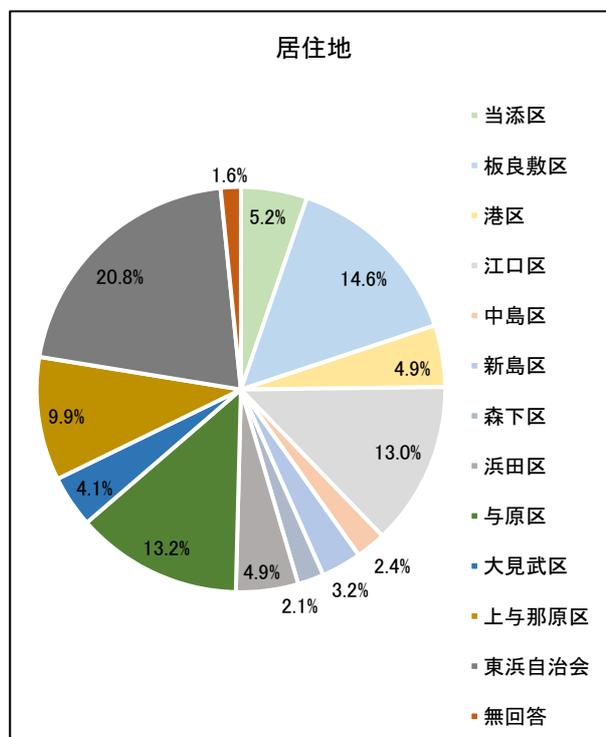
#### (4) 通勤・通学地

回答	票	割合
与那原町	110	27.3%
那覇市	95	23.6%
浦添市	19	4.7%
豊見城市	10	2.5%
宜野湾市	8	2.0%
沖縄市	3	0.7%
うるま市	3	0.7%
糸満市	13	3.2%
南城市	29	7.2%
南風原町	35	8.7%
西原町	36	8.9%
八重瀬町	8	2.0%
中城村	7	1.7%
その他	21	5.2%
無回答	6	1.5%
計	403	64.1%



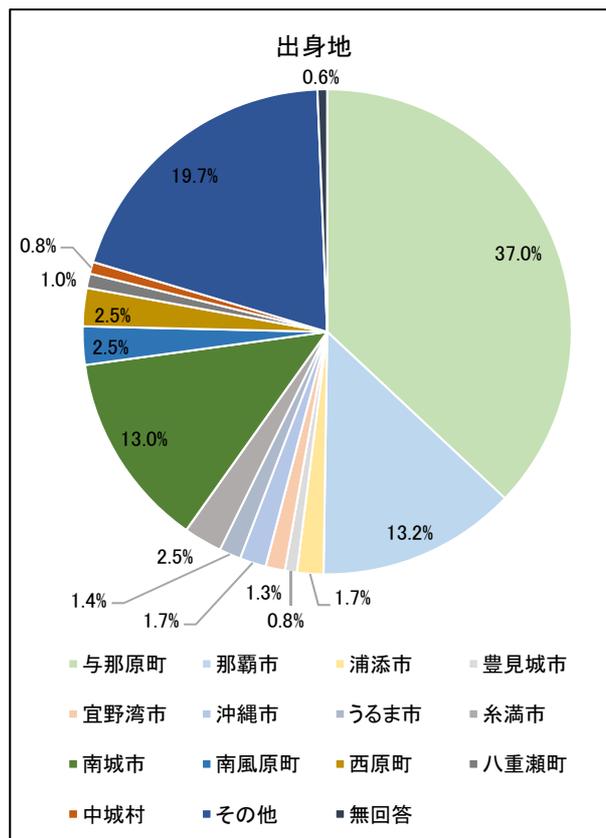
#### (5) 居住地

回答	票	割合
当添区	33	5.2%
板良敷区	92	14.6%
港区	31	4.9%
江口区	82	13.0%
中島区	15	2.4%
新島区	20	3.2%
森下区	13	2.1%
浜田区	31	4.9%
与那原区	83	13.2%
大見武区	26	4.1%
上与那原区	62	9.9%
東浜自治会	131	20.8%
無回答	10	1.6%
計	629	100.0%



(6) 出身地

回答	票	割合
与那原町	233	37.0%
那覇市	83	13.2%
浦添市	11	1.7%
豊見城市	5	0.8%
宜野湾市	8	1.3%
沖縄市	11	1.7%
うるま市	9	1.4%
糸満市	16	2.5%
南城市	82	13.0%
南風原町	16	2.5%
西原町	16	2.5%
八重瀬町	6	1.0%
中城村	5	0.8%
その他	124	19.7%
無回答	4	0.6%
計	629	100.0%

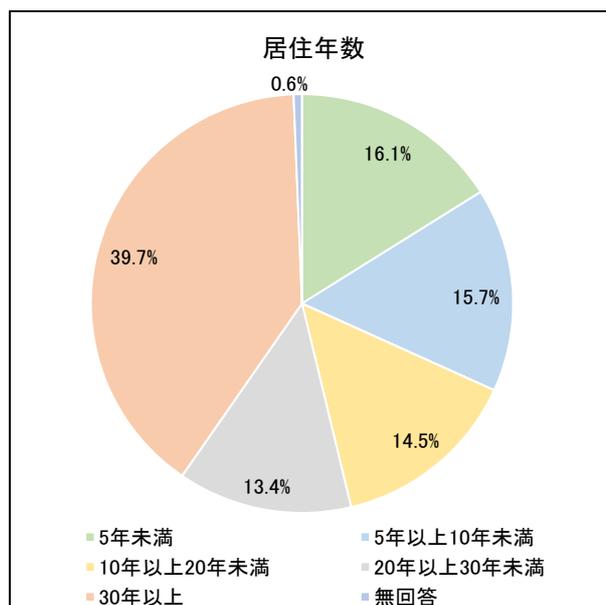


【その他】

- ・ 県外 (36)
- ・ 宮古島市 (8)
- ・ 名護市 (5)
- ・ 石垣市 (4)
- ・ 八重山郡 (2)
- ・ 北谷町 (2)
- ・ 大宜味村 (1)
- ・ 嘉手納町 (1)
- ・ 宜野座村 (1)
- ・ 南城市 (1)
- ・ 国頭村 (1)
- ・ 久米島町 (1)
- ・ 竹富町 (1)
- ・ 与那国町 (1)
- ・ 読谷村 (1)
- ・ 海外 (1)

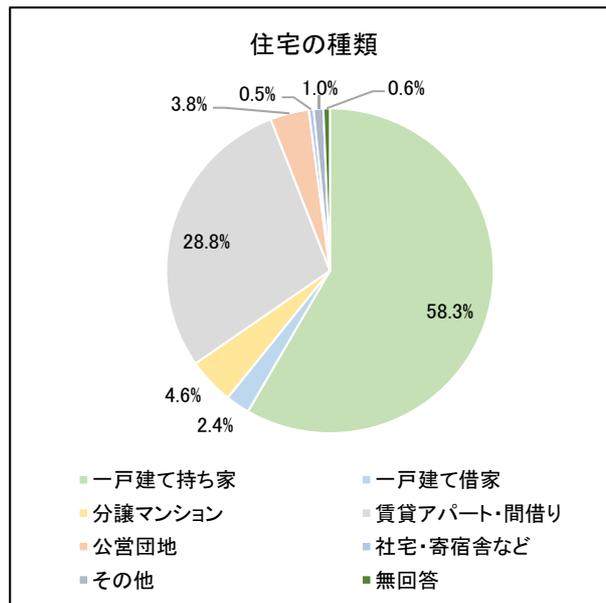
(7) 居住年数

回答	票	割合
5年未満	101	16.1%
5年以上10年未満	99	15.7%
10年以上20年未満	91	14.5%
20年以上30年未満	84	13.4%
30年以上	250	39.7%
無回答	4	0.6%
計	629	100.0%



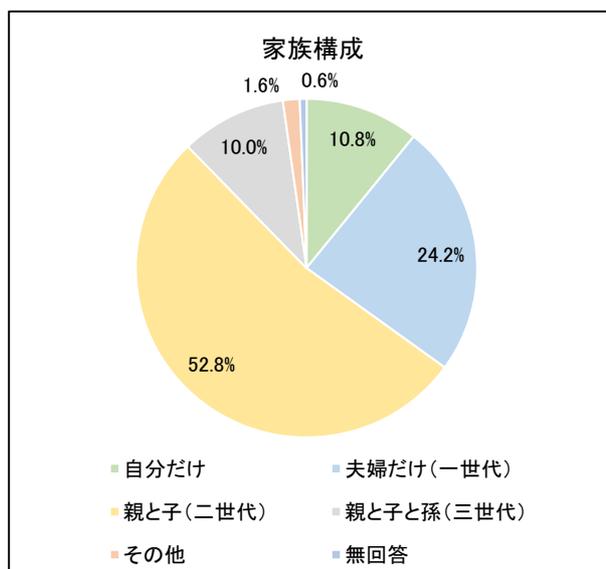
### (8)住宅の種類

回答	票	割合
一戸建て持ち家	367	58.3%
一戸建て借家	15	2.4%
分譲マンション	29	4.6%
賃貸アパート・間借り	181	28.8%
公営団地	24	3.8%
社宅・寄宿舎など	3	0.5%
その他	6	1.0%
無回答	4	0.6%
計	629	100.0%



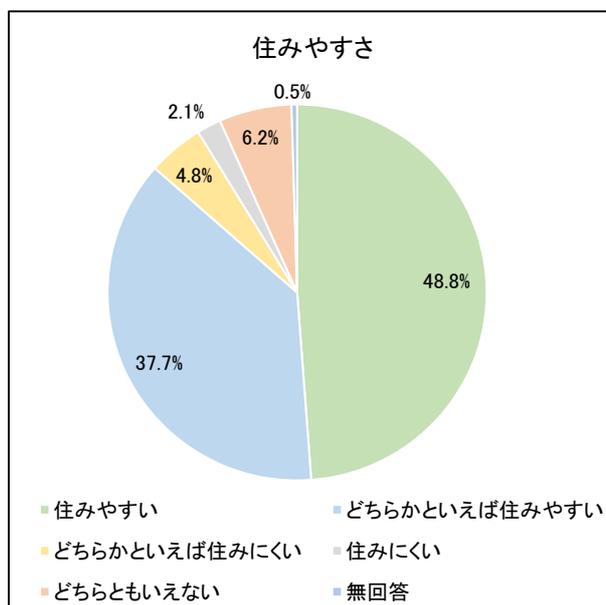
### (9)家族構成

回答	票	割合
自分だけ	68	10.8%
夫婦だけ（一世代）	152	24.2%
親と子（二世代）	332	52.8%
親と子と孫（三世代）	63	10.0%
その他	10	1.6%
無回答	4	0.6%
計	629	100.0%



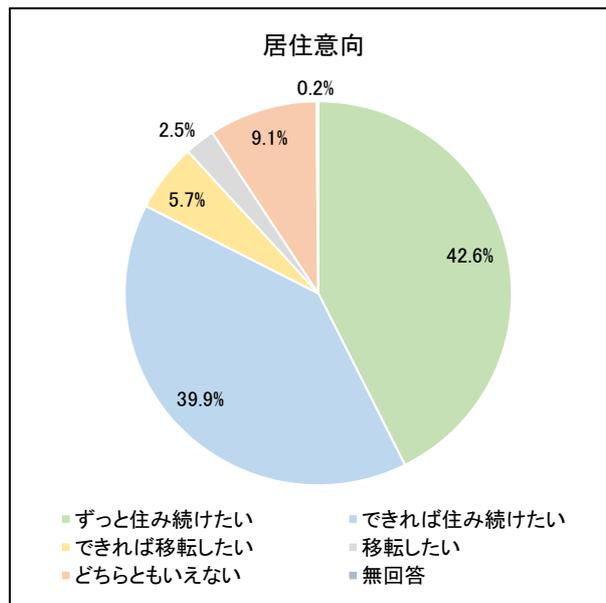
### (10)住みやすさ

回答	票	割合
住みやすい	307	48.8%
どちらかといえば住みやすい	237	37.7%
どちらかといえば住みにくい	30	4.8%
住みにくい	13	2.1%
どちらともいえない	39	6.2%
無回答	3	0.5%
計	629	100.0%



### (11) 居住意向

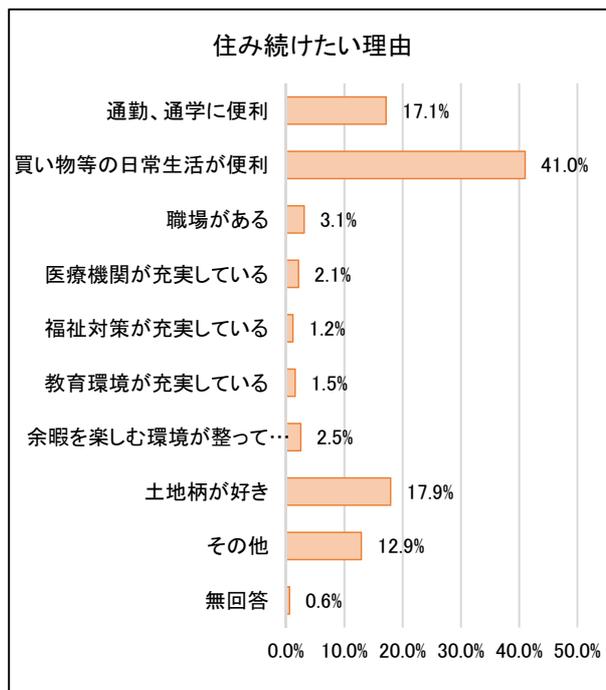
回答	票	割合
ずっと住みたい	268	42.6%
できれば住みたい	251	39.9%
できれば移転したい	36	5.7%
移転したい	16	2.5%
どちらともいえない	57	9.1%
無回答	1	0.2%
計	629	100.0%



### (12) 住みたい理由

※(11)で「ずっと住みたい」「できれば住みたい」と回答した方のみ回答

回答	票	割合
通勤、通学に便利	89	17.1%
買い物等の日常生活が便利	213	41.0%
職場がある	16	3.1%
医療機関が充実している	11	2.1%
福祉対策が充実している	6	1.2%
教育環境が充実している	8	1.5%
余暇を楽しむ環境が整っている	13	2.5%
土地柄が好き	93	17.9%
その他	67	12.9%
無回答	3	0.6%
計	519	82.5%



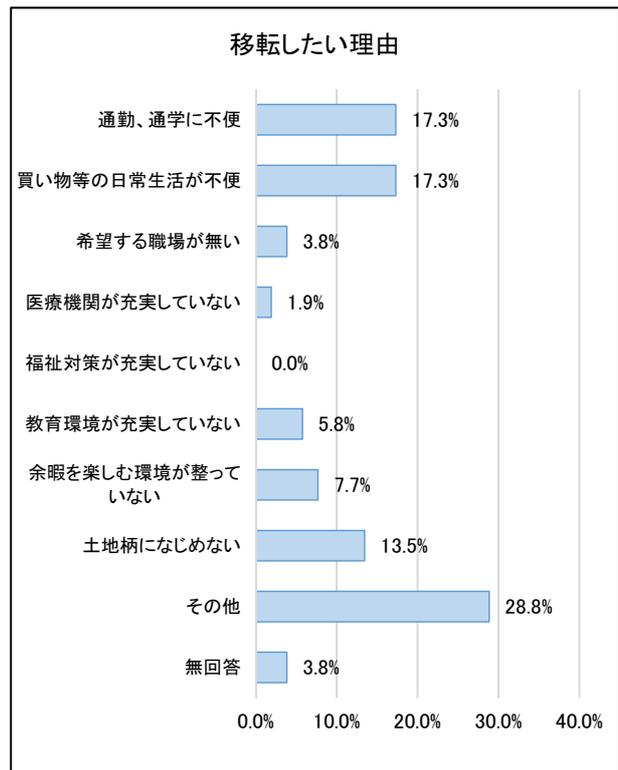
#### 【その他】※主な意見

- ・住み慣れている、生まれ育った町だから。
- ・交通アクセスの面で便利だから。
- ・環境が良いから。
- ・海や山があるから。
- ・親、兄弟、親戚、友人がいるから。

(13) 移転したい理由

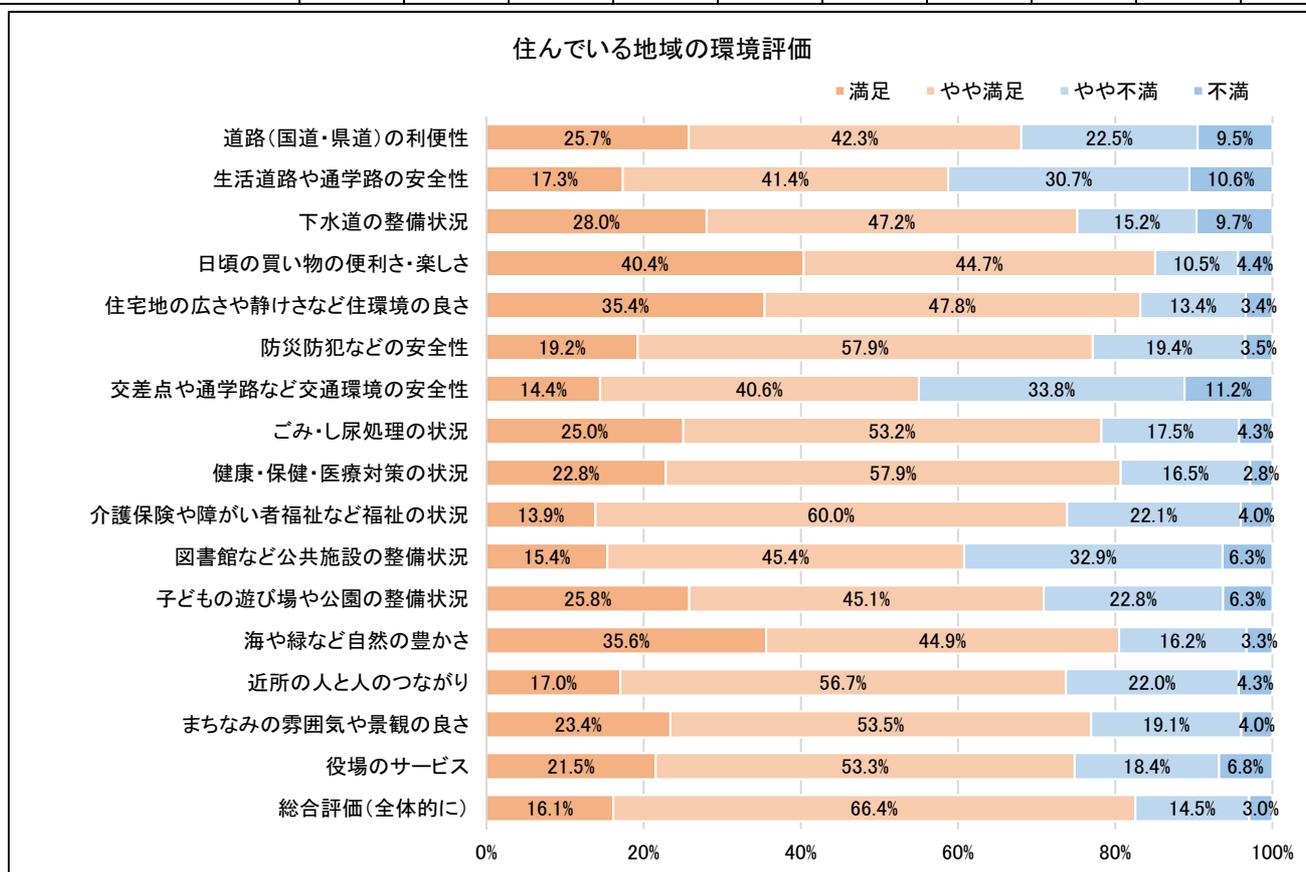
※(11)で「移転したい」「できれば移転したい」と回答した方のみ回答

回答	票	割合
通勤、通学に不便	9	17.3%
買い物等の日常生活が不便	9	17.3%
希望する職場が無い	2	3.8%
医療機関が充実していない	1	1.9%
福祉対策が充実していない	0	0.0%
教育環境が充実していない	3	5.8%
余暇を楽しむ環境が整っていない	4	7.7%
土地柄になじめない	7	13.5%
その他	15	28.8%
無回答	2	3.8%
計	52	8.3%



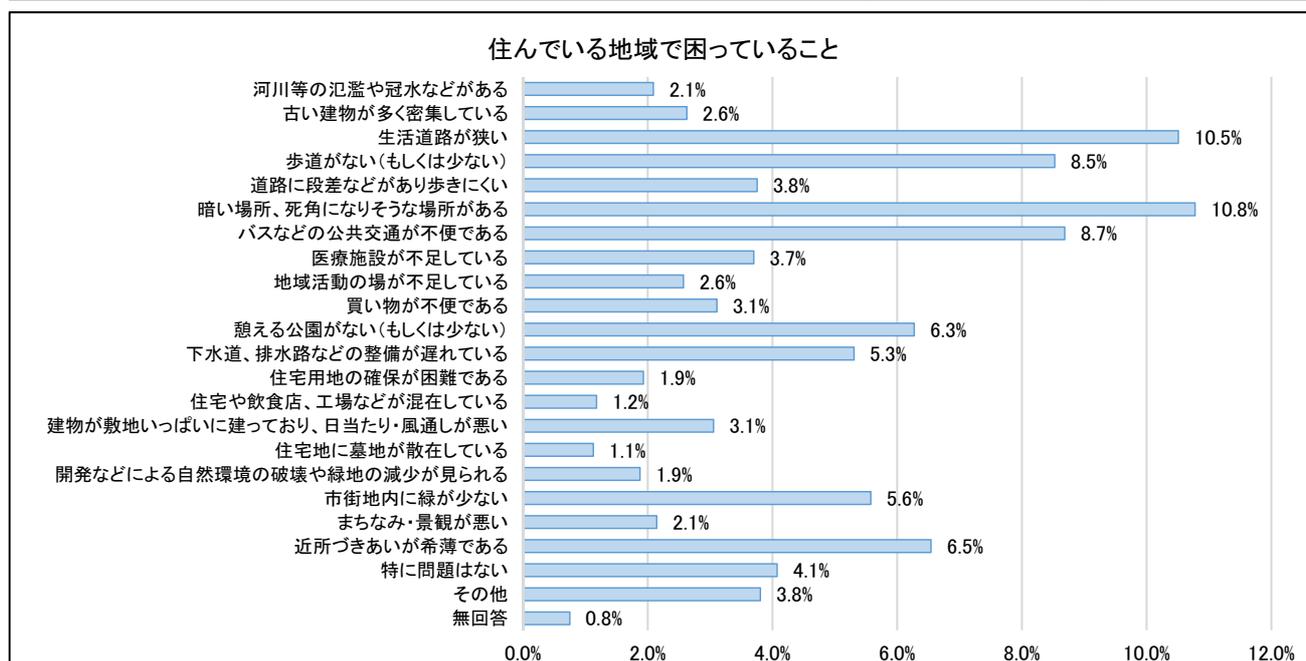
(14)住んでいる地域の環境評価

回答	票					割合				
	満足	やや満足	やや不満	不満	計	満足	やや満足	やや不満	不満	計
道路(国道・県道)の利便性	157	258	137	58	610	25.7%	42.3%	22.5%	9.5%	100.0%
生活道路や通学路の安全性	105	251	186	64	606	17.3%	41.4%	30.7%	10.6%	100.0%
下水道の整備状況	168	283	91	58	600	28.0%	47.2%	15.2%	9.7%	100.0%
日頃の買い物の便利さ・楽しさ	249	276	65	27	617	40.4%	44.7%	10.5%	4.4%	100.0%
住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ	219	296	83	21	619	35.4%	47.8%	13.4%	3.4%	100.0%
防災防犯などの安全性	117	352	118	21	608	19.2%	57.9%	19.4%	3.5%	100.0%
交差点や通学路など交通環境の安全性	88	247	206	68	609	14.4%	40.6%	33.8%	11.2%	100.0%
ごみ・し尿処理の状況	153	325	107	26	611	25.0%	53.2%	17.5%	4.3%	100.0%
健康・保健・医療対策の状況	137	348	99	17	601	22.8%	57.9%	16.5%	2.8%	100.0%
介護保険や障がい者福祉など福祉の状況	79	342	126	23	570	13.9%	60.0%	22.1%	4.0%	100.0%
図書館など公共施設の整備状況	92	272	197	38	599	15.4%	45.4%	32.9%	6.3%	100.0%
子どもの遊び場や公園の整備状況	156	273	138	38	605	25.8%	45.1%	22.8%	6.3%	100.0%
海や緑など自然の豊かさ	217	274	99	20	610	35.6%	44.9%	16.2%	3.3%	100.0%
近所の人と人のつながり	103	343	133	26	605	17.0%	56.7%	22.0%	4.3%	100.0%
まちなみの雰囲気や景観の良さ	142	325	116	24	607	23.4%	53.5%	19.1%	4.0%	100.0%
役場のサービス	130	322	111	41	604	21.5%	53.3%	18.4%	6.8%	100.0%
総合評価(全体的に)	98	404	88	18	608	16.1%	66.4%	14.5%	3.0%	100.0%



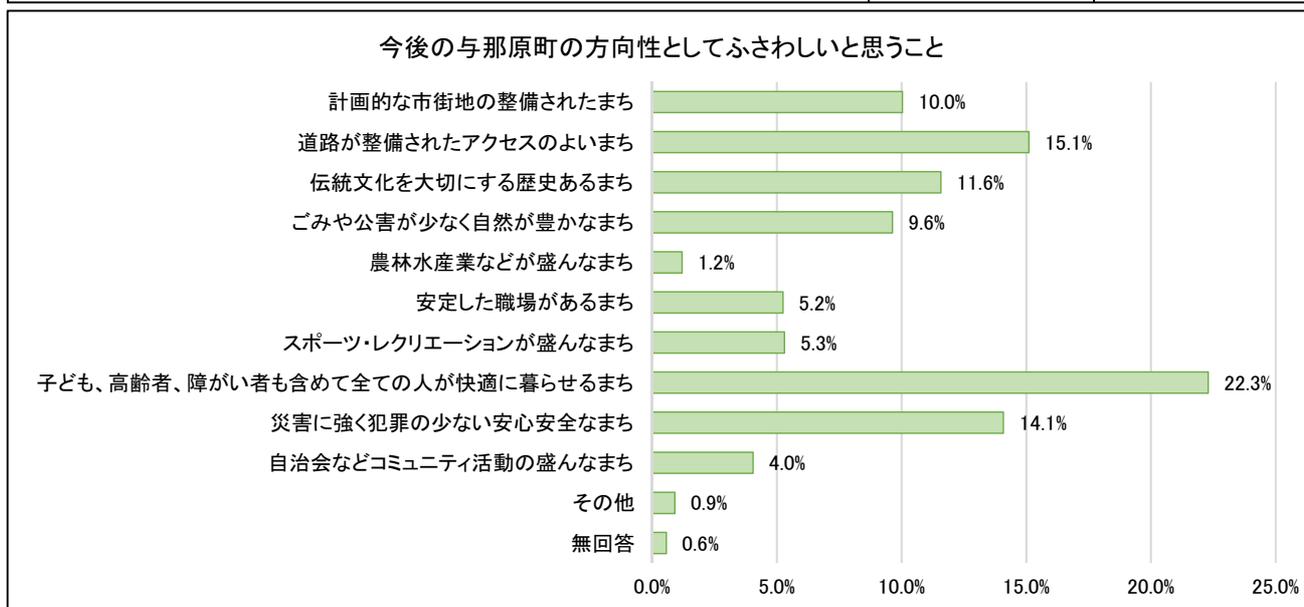
(15)住んでいる地域で困っていること(複数回答)

回答	票	割合
河川等の氾濫や冠水などがある	39	2.1%
古い建物が多く密集している	49	2.6%
生活道路が狭い	196	10.5%
歩道がない(もしくは少ない)	159	8.5%
道路に段差などがあり歩きにくい	70	3.8%
暗い場所、死角になりそうな場所がある	201	10.8%
バスなどの公共交通が不便である	162	8.7%
医療施設が不足している	69	3.7%
地域活動の場が不足している	48	2.6%
買い物に不便である	58	3.1%
憩える公園がない(もしくは少ない)	117	6.3%
下水道、排水路などの整備が遅れている	99	5.3%
住宅用地の確保が困難である	36	1.9%
住宅や飲食店、工場などが混在している	22	1.2%
建物が敷地いっぱいに建っており、日当たり・風通しが悪い	57	3.1%
住宅地に墓地が散在している	21	1.1%
開発などによる自然環境の破壊や緑地の減少が見られる	35	1.9%
市街地内に緑が少ない	104	5.6%
まちなみ・景観が悪い	40	2.1%
近所づきあいが希薄である	122	6.5%
特に問題はない	76	4.1%
その他	71	3.8%
無回答	14	0.8%
計	1,865	100.0%



(16) 今後の与那原町の方向性としてふさわしいと思うこと(複数回答)

回答	票	割合
計画的な市街地の整備されたまち	176	10.0%
道路が整備されたアクセスのよいまち	265	15.1%
伝統文化を大切にする歴史あるまち	203	11.6%
ごみや公害が少なく自然が豊かなまち	169	9.6%
農林水産業などが盛んなまち	21	1.2%
安定した職場があるまち	92	5.2%
スポーツ・レクリエーションが盛んなまち	93	5.3%
子ども、高齢者、障がい者も含めて全ての人が快適に暮らせるまち	391	22.3%
災害に強く犯罪の少ない安心安全なまち	247	14.1%
自治会などコミュニティ活動の盛んなまち	71	4.0%
その他	16	0.9%
無回答	10	0.6%
計	1,754	100.0%

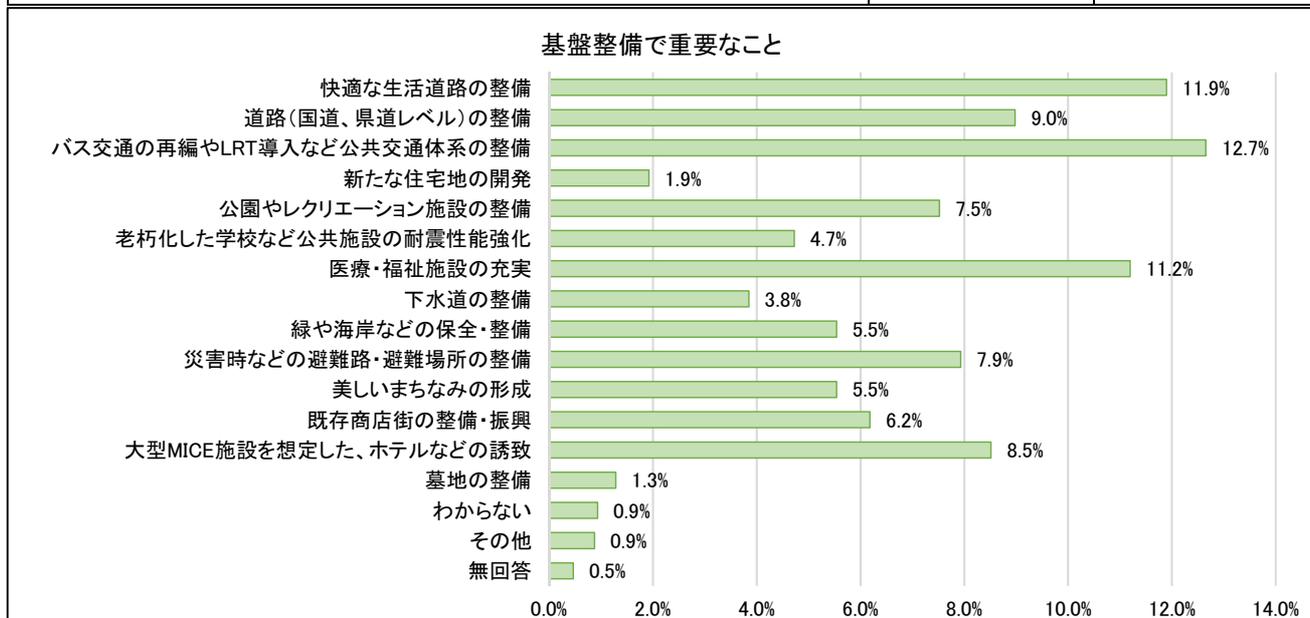


【その他】※主な意見

- ・ 10年、20年先の未来を見据えた人材育成と政策を推進できるまち。
- ・ 緑・花があふれ気持ちの良いまち。
- ・ 町民が仲良く助け合い、協力し合えるゆいまーるのまち。
- ・ 子育てしやすいまち。
- ・ 騒音の無いまち。
- ・ 海など自然を守っていくまち。

(17) 基盤整備で重要なこと(複数回答)

回答	票	割合
快適な生活道路の整備	204	11.9%
道路(国道、県道レベル)の整備	154	9.0%
バス交通の再編やLRT導入など公共交通体系の整備	217	12.7%
新たな住宅地の開発	33	1.9%
公園やレクリエーション施設の整備	129	7.5%
老朽化した学校など公共施設の耐震性能強化	81	4.7%
医療・福祉施設の充実	192	11.2%
下水道の整備	66	3.8%
緑や海岸などの保全・整備	95	5.5%
災害時などの避難路・避難場所の整備	136	7.9%
美しいまちなみの形成	95	5.5%
既存商店街の整備・振興	106	6.2%
大型MICE施設を想定した、ホテルなどの誘致	146	8.5%
墓地の整備	22	1.3%
わからない	16	0.9%
その他	15	0.9%
無回答	8	0.5%
計	1,715	100.0%

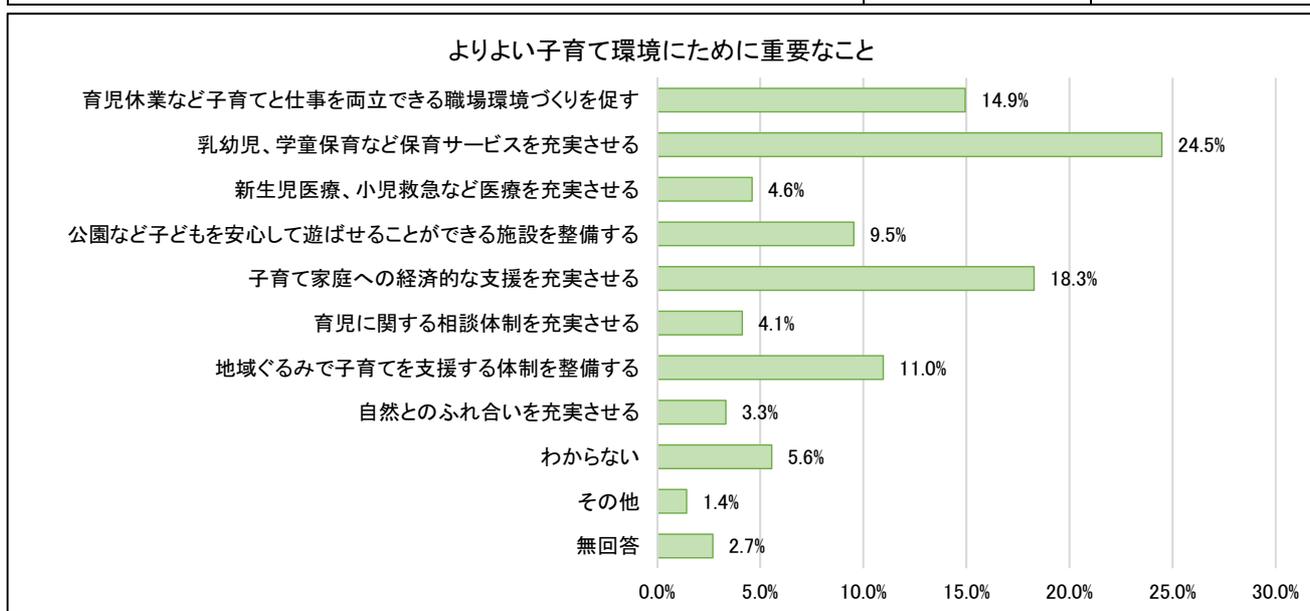


【その他】※主な意見

- ・ビーチ等、海沿いの利点を生かした方向性をもった商業施設の誘致。
- ・自治会活動拠点の整備。
- ・東浜にも公共交通機関を通す。

(18)よりよい子育て環境のために重要なこと

回答	票	割合
育児休業など子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを促す	94	14.9%
乳幼児、学童保育など保育サービスを充実させる	154	24.5%
新生児医療、小児救急など医療を充実させる	29	4.6%
公園など子どもを安心して遊ばせることができる施設を整備する	60	9.5%
子育て家庭への経済的な支援を充実させる	115	18.3%
育児に関する相談体制を充実させる	26	4.1%
地域ぐるみで子育てを支援する体制を整備する	69	11.0%
自然とのふれ合いを充実させる	21	3.3%
わからない	35	5.6%
その他	9	1.4%
無回答	17	2.7%
計	629	100.0%

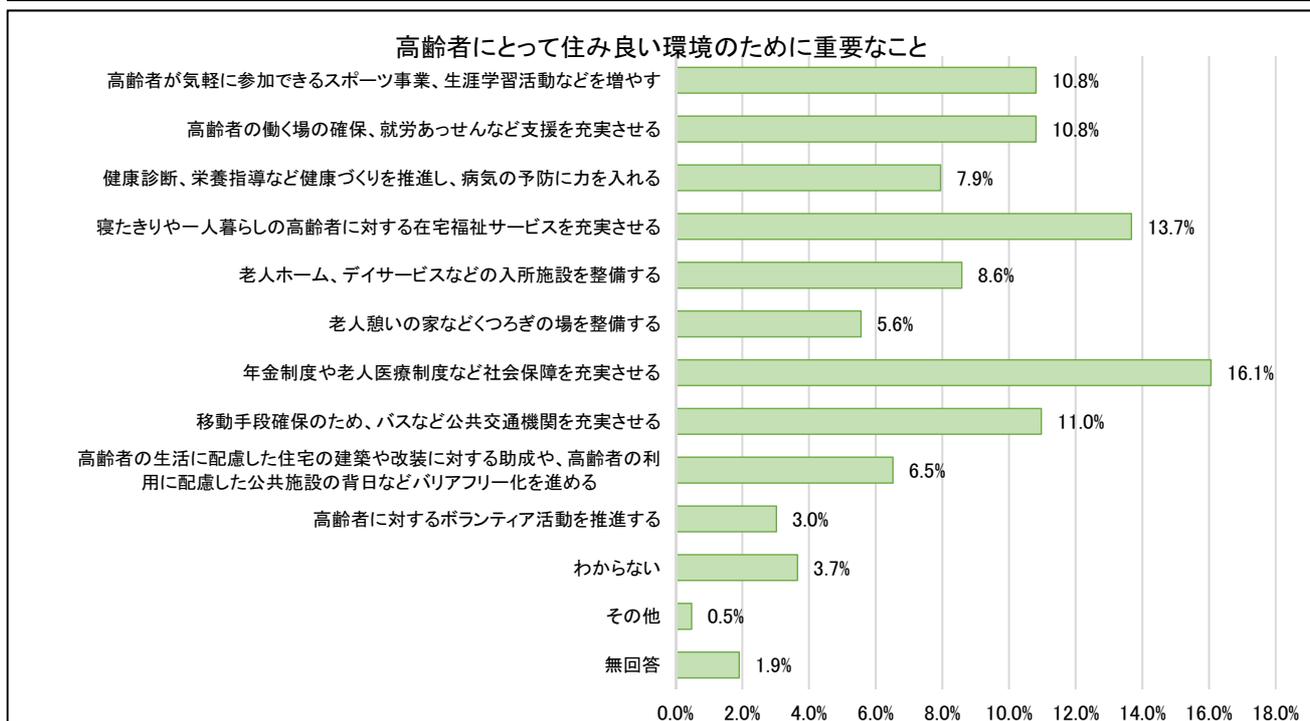


【その他】※主な意見

- ・給食費の無料化。
- ・1人親に対する関わり。
- ・いじめ対策。
- ・図書館など、勉強できる場所をつくる。
- ・町民の被雇用を増加させる企業の創出・誘致。
- ・子ども医療費の窓口負担をなくす。
- ・学校環境を整える。

(19) 高齢者にとって住み良い環境のために重要なこと

回答	票	割合
高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業、生涯学習活動などを増やす	68	10.8%
高齢者の働く場の確保、就労あっせんなど支援を充実させる	68	10.8%
健康診断、栄養指導など健康づくりを推進し、病気の予防に力を入れる	50	7.9%
寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する在宅福祉サービスを充実させる	86	13.7%
老人ホーム、デイサービスなどの入所施設を整備する	54	8.6%
老人憩いの家などくつろぎの場を整備する	35	5.6%
年金制度や老人医療制度など社会保障を充実させる	101	16.1%
移動手段確保のため、バスなど公共交通機関を充実させる	69	11.0%
高齢者の生活に配慮した住宅の建築や改装に対する助成や、高齢者の利用に配慮した公共施設の背日などバリアフリー化を進める	41	6.5%
高齢者に対するボランティア活動を推進する	19	3.0%
わからない	23	3.7%
その他	3	0.5%
無回答	12	1.9%
計	629	100.0%

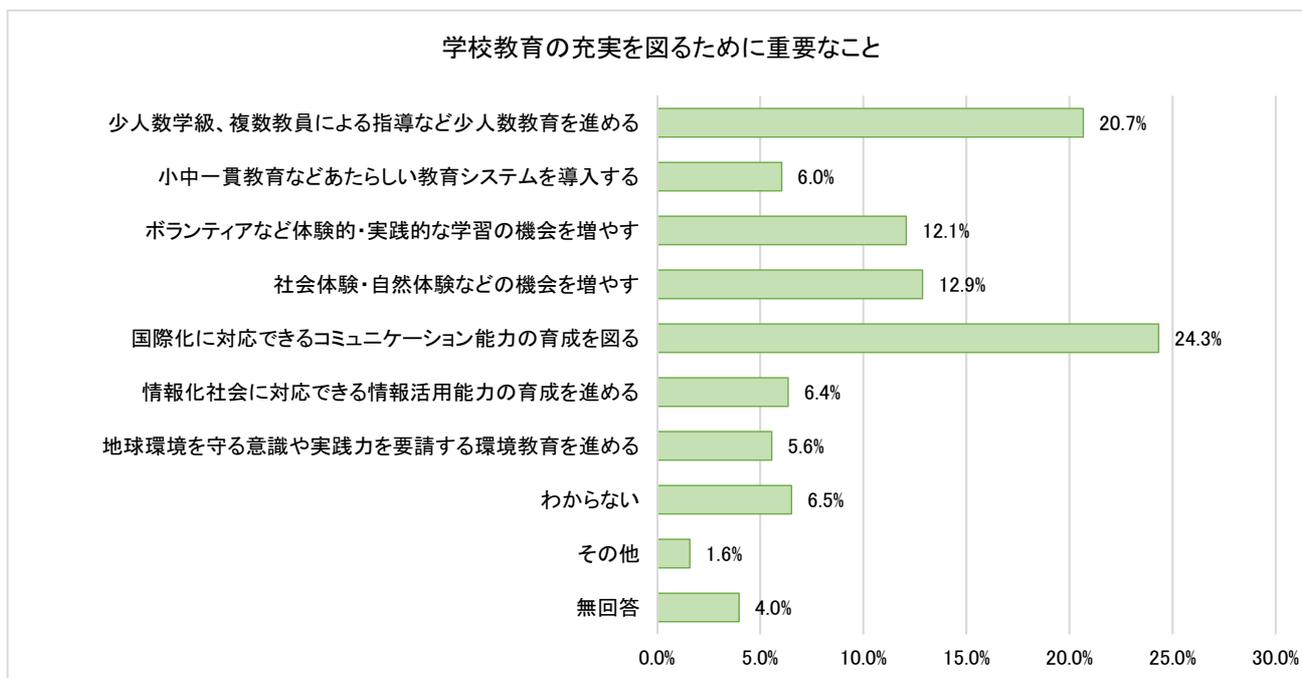


【その他】※主な意見

- ・年齢ではなく、元気がそうでないかのくくりで対応（支援）を変える。
- ・在宅介護、往診してくれる病院が必要。
- ・コミュニティバスなどで買い物支援。
- ・プール等健康増進施設の建設。

(20) 学校教育の充実を図るために重要なこと

回答	票	割合
少人数学級、複数教員による指導など少人数教育を進める	130	20.7%
小中一貫教育などあたらしい教育システムを導入する	38	6.0%
ボランティアなど体験的・実践的な学習の機会を増やす	76	12.1%
社会体験・自然体験などの機会を増やす	81	12.9%
国際化に対応できるコミュニケーション能力の育成を図る	153	24.3%
情報化社会に対応できる情報活用能力の育成を進める	40	6.4%
地球環境を守る意識や実践力を要請する環境教育を進める	35	5.6%
わからない	41	6.5%
その他	10	1.6%
無回答	25	4.0%
計	629	100.0%

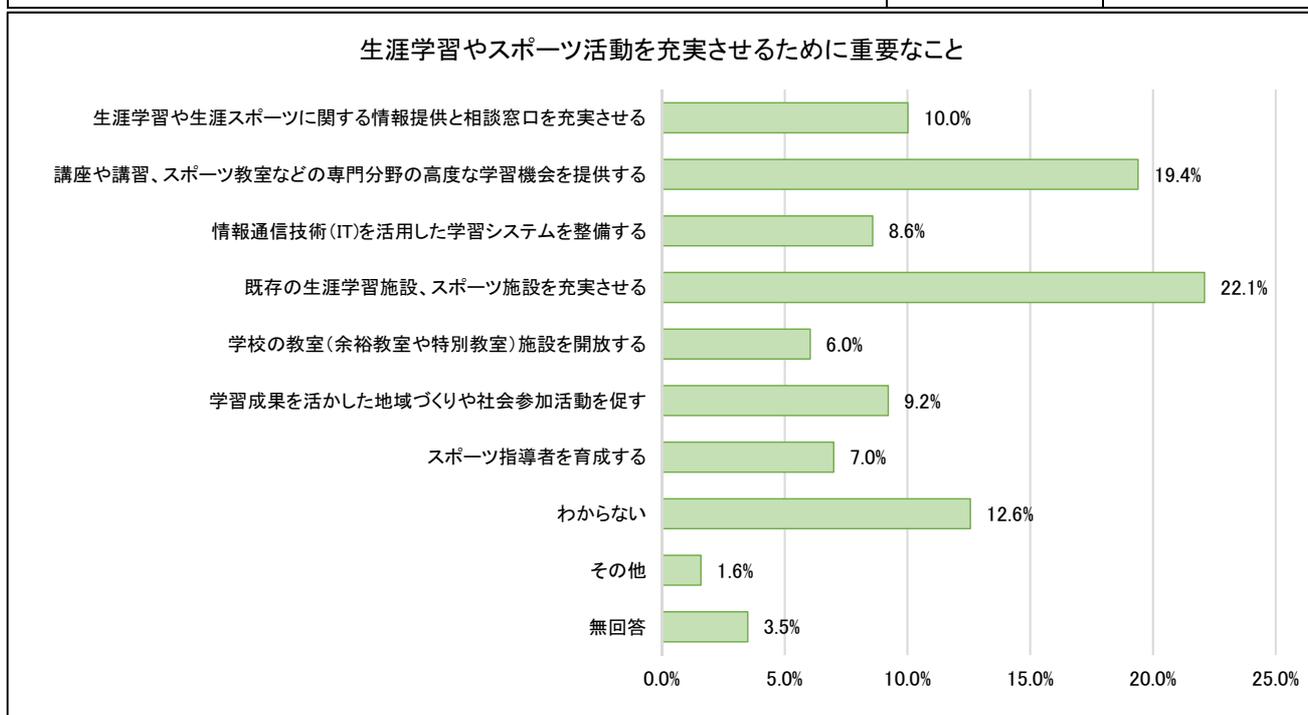


【その他】※主な意見

- ・基礎学力の向上。(底上げ。)
- ・外部の人材を活用し、既存の教育価値観から違う視点を入れる。
- ・教員の質の向上。
- ・英会話教育を幼稚園から高校にかけて一貫教育できる学校の設定。
- ・芸術に触れる機会を増やす。
- ・学校だけではついていけない生徒に、地域住民による学習のアシストを行う。
- ・進学などに対する経済的支援。

(21)生涯学習やスポーツ活動を充実させるために重要なこと

回答	票	割合
生涯学習や生涯スポーツに関する情報提供と相談窓口を充実させる	63	10.0%
講座や講習、スポーツ教室などの専門分野の高度な学習機会を提供する	122	19.4%
情報通信技術（IT）を活用した学習システムを整備する	54	8.6%
既存の生涯学習施設、スポーツ施設を充実させる	139	22.1%
学校の教室（余裕教室や特別教室）施設を開放する	38	6.0%
学習成果を活かした地域づくりや社会参加活動を促す	58	9.2%
スポーツ指導者を育成する	44	7.0%
わからない	79	12.6%
その他	10	1.6%
無回答	22	3.5%
計	629	100.0%

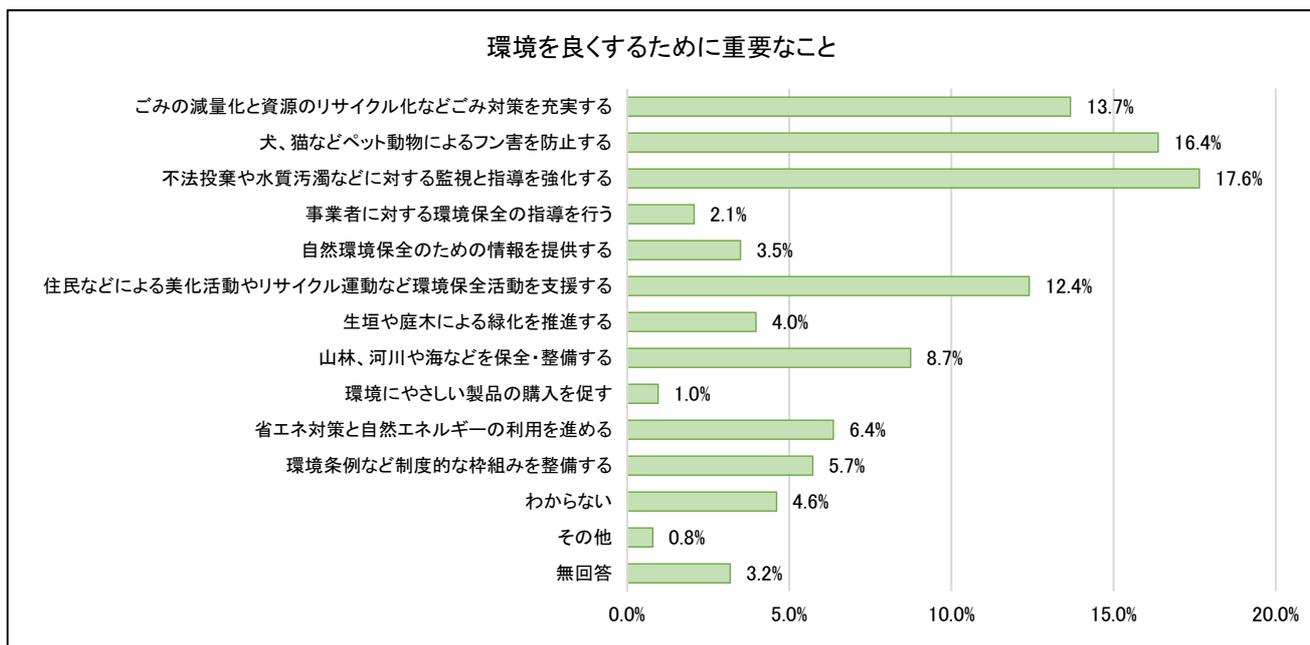


【その他】※主な意見

- ・ 講座や講習をもっと増やしてほしい。
- ・ 働く人も参加できる時間帯でのスポーツ教育やイベントを開催。
- ・ スポーツ教育高校の設立。
- ・ 子どもの成長を害う怪我、故障、障害の頻発への対策。（予防スポーツ。）
- ・ 高齢者大学などの学習機会の充実。

(22)環境を良くするために重要なこと

回答	票	割合
ごみの減量化と資源のリサイクル化などごみ対策を充実する	86	13.7%
犬、猫などペット動物によるフン害を防止する	103	16.4%
不法投棄や水質汚濁などに対する監視と指導を強化する	111	17.6%
事業者に対する環境保全の指導を行う	13	2.1%
自然環境保全のための情報を提供する	22	3.5%
住民などによる美化活動やリサイクル運動など環境保全活動を支援する	78	12.4%
生垣や庭木による緑化を推進する	25	4.0%
山林、河川や海などを保全・整備する	55	8.7%
環境にやさしい製品の購入を促す	6	1.0%
省エネ対策と自然エネルギーの利用を進める	40	6.4%
環境条例など制度的な枠組みを整備する	36	5.7%
わからない	29	4.6%
その他	5	0.8%
無回答	20	3.2%
計	629	100.0%

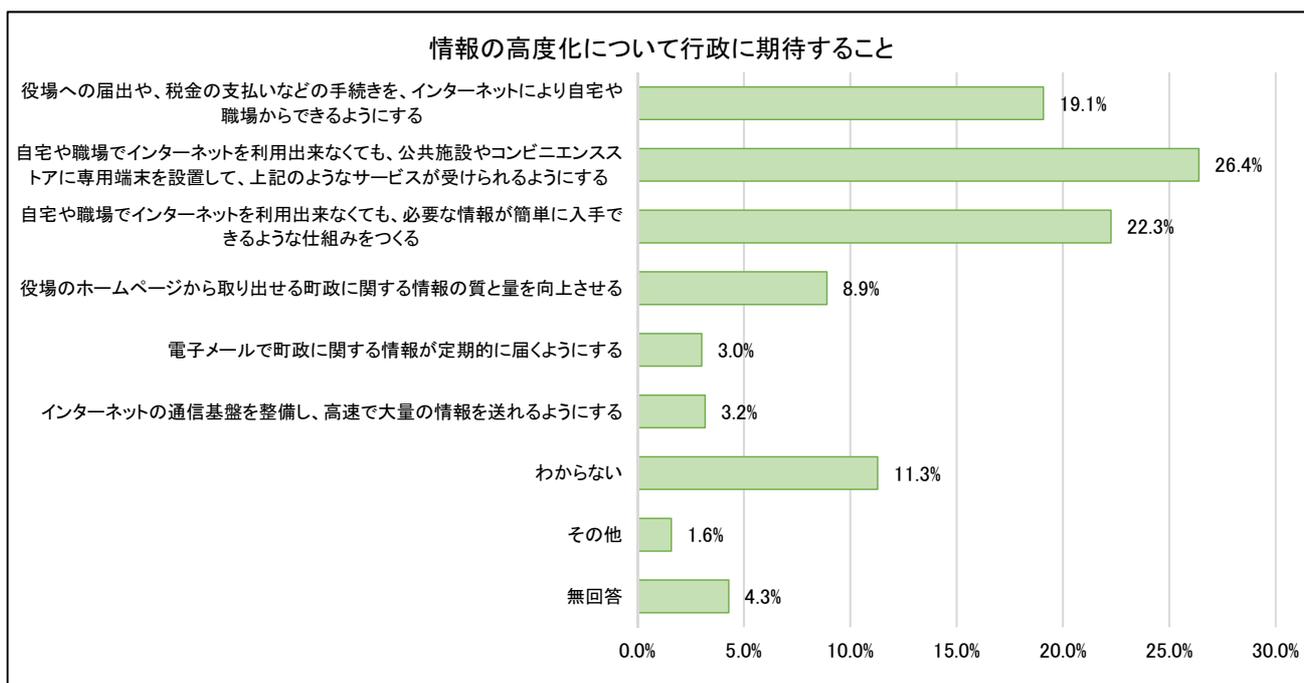


【その他】※主な意見

- ・ポイ捨てに対し罰金。
- ・定期的な、海の清掃。
- ・独自のペット条例をつくり、ペット推進派と反対派双方が住みやすいまちにする。
- ・野良猫を増やさないために避妊手術費を助成。

### (23)情報の高度化について行政に期待すること

回答	票	割合
役場への届出や、税金の支払いなどの手続きを、インターネットにより自宅や職場からできるようにする	120	19.1%
自宅や職場でインターネットを利用出来なくても、公共施設やコンビニエンスストアに専用端末を設置して、上記のようなサービスが受けられるようにする	166	26.4%
自宅や職場でインターネットを利用出来なくても、必要な情報が簡単に入手できるような仕組みをつくる	140	22.3%
役場のホームページから取り出せる町政に関する情報の質と量を向上させる	56	8.9%
電子メールで町政に関する情報が定期的に届くようにする	19	3.0%
インターネットの通信基盤を整備し、高速で大量の情報を送れるようにする	20	3.2%
わからない	71	11.3%
その他	10	1.6%
無回答	27	4.3%
計	629	100.0%

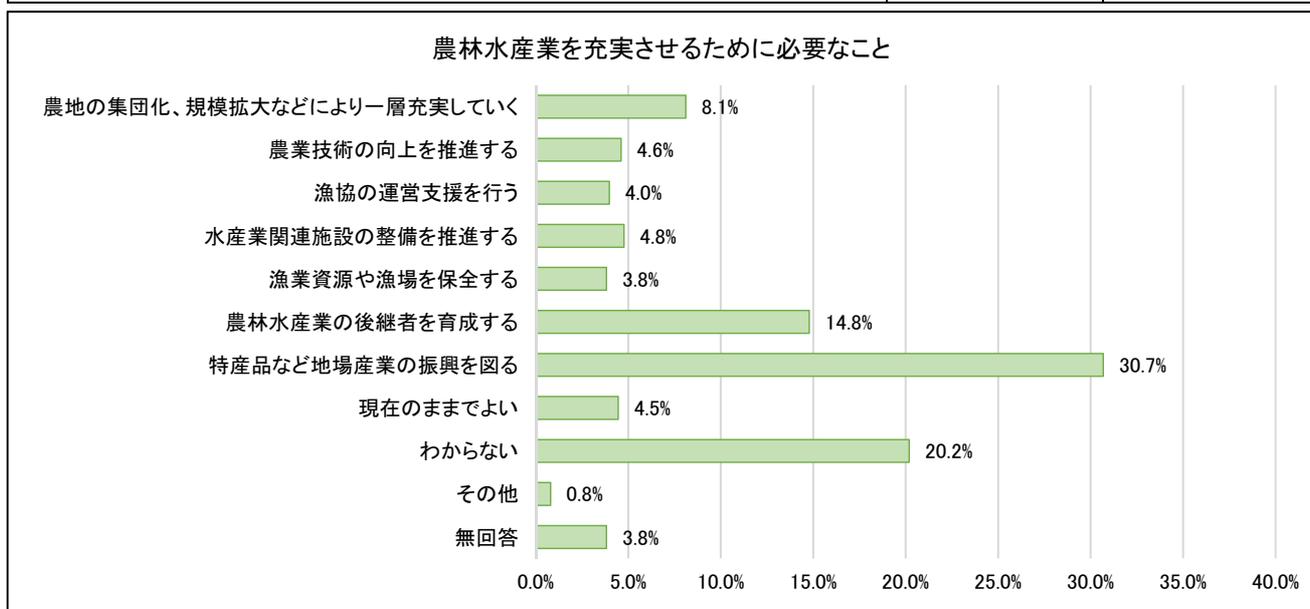


#### 【その他】※主な意見

- ・紙やFAXへの依存からなくすこと。
- ・インターネットを利用したくても出来ない低所得・老人世帯のことも考えてほしい。
- ・個人の情報が漏れないようにする。
- ・スマホアプリによる情報の提供や相談に対して職員がすぐ対応出来るような仕組み。
- ・住民票等コンビニで取得できるようにしてほしい。
- ・与那原町のLINE公式アカウントをつくり、地域のニュースや行政の情報発信を行う。
- ・与那原ナビを住民全体で拡大して情報を多く発信する。
- ・災害時、緊急連絡などの充実。

(24) 農林水産業を充実させるために必要なこと

回答	票	割合
農地の集団化、規模拡大などにより一層充実していく	51	8.1%
農業技術の向上を推進する	29	4.6%
漁協の運営支援を行う	25	4.0%
水産業関連施設の整備を推進する	30	4.8%
漁業資源や漁場を保全する	24	3.8%
農林水産業の後継者を育成する	93	14.8%
特産品など地場産業の振興を図る	193	30.7%
現在のままでよい	28	4.5%
わからない	127	20.2%
その他	5	0.8%
無回答	24	3.8%
計	629	100.0%

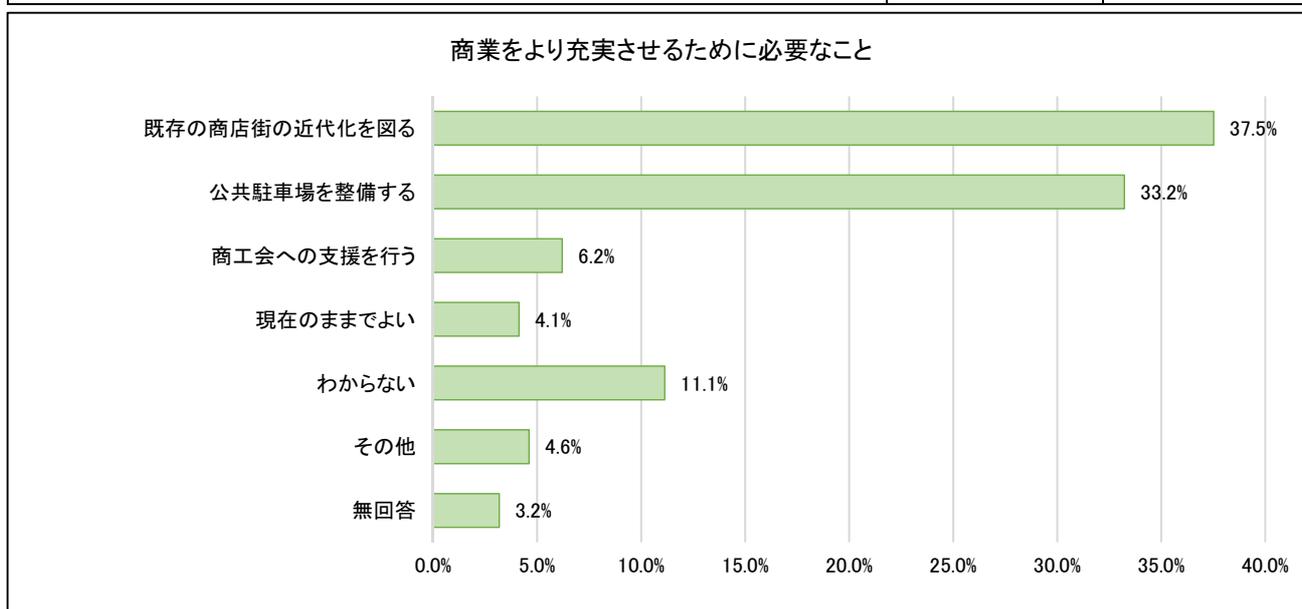


【その他】※主な意見

- ・ 漁協の自立を促進する。
- ・ 農家への補助金を支出する。
- ・ 農林水産業の方と触れ合えるイベントの開催。
- ・ 資源になる周域の水質保全のため、塵や投棄物の防止の必要性。
- ・ 起農業する人への支援拡充。

(25) 商業をより充実させるために必要なこと

回答	票	割合
既存の商店街の近代化を図る	236	37.5%
公共駐車場を整備する	209	33.2%
商工会への支援を行う	39	6.2%
現在のままでよい	26	4.1%
わからない	70	11.1%
その他	29	4.6%
無回答	20	3.2%
計	629	100.0%

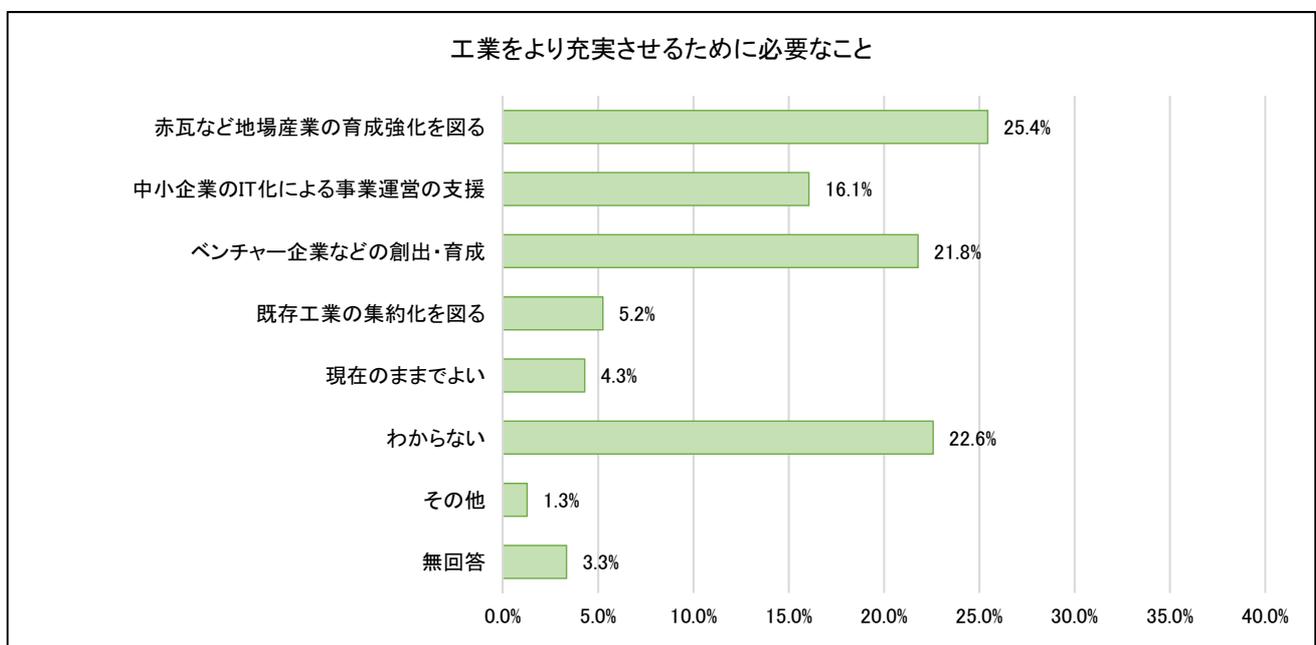


【その他】※主な意見

- ・個性を出した商店街をつくる。
- ・事業税等の軽減。
- ・商店街の外観の統一化、アート化等、既存建物を有効利用し、町外から注目を集める。
- ・住民が利用しやすい店舗づくり。
- ・大型店の進出を認めない。
- ・シャッター店舗の一扫、駐車場の整備で新しい商店街の店舗構想、飲食店の集約。
- ・MICE、観光を発展させるため、現場で対応する「人」を育てる。（人材育成。）
- ・広告不足と思われるので、与那原物産展などやってほしい。
- ・外国人観光客に向けた娯楽・公共・ホテルサービスの設立。
- ・多様な業種の連携による協働。
- ・金銭支援ではなく、効率的に商いをを行いやすい施設や事業計画を支援する。
- ・コミュニティバスなどで買い物支援。
- ・水路の歩道を金、土曜日は屋台村に。
- ・えびす通り東側の残地の活用。

(26)工業をより充実させるために必要なこと

回答	票	割合
赤瓦など地場産業の育成強化を図る	160	25.4%
中小企業のIT化による事業運営の支援	101	16.1%
ベンチャー企業などの創出・育成	137	21.8%
既存工業の集約化を図る	33	5.2%
現在のままでよい	27	4.3%
わからない	142	22.6%
その他	8	1.3%
無回答	21	3.3%
計	629	100.0%

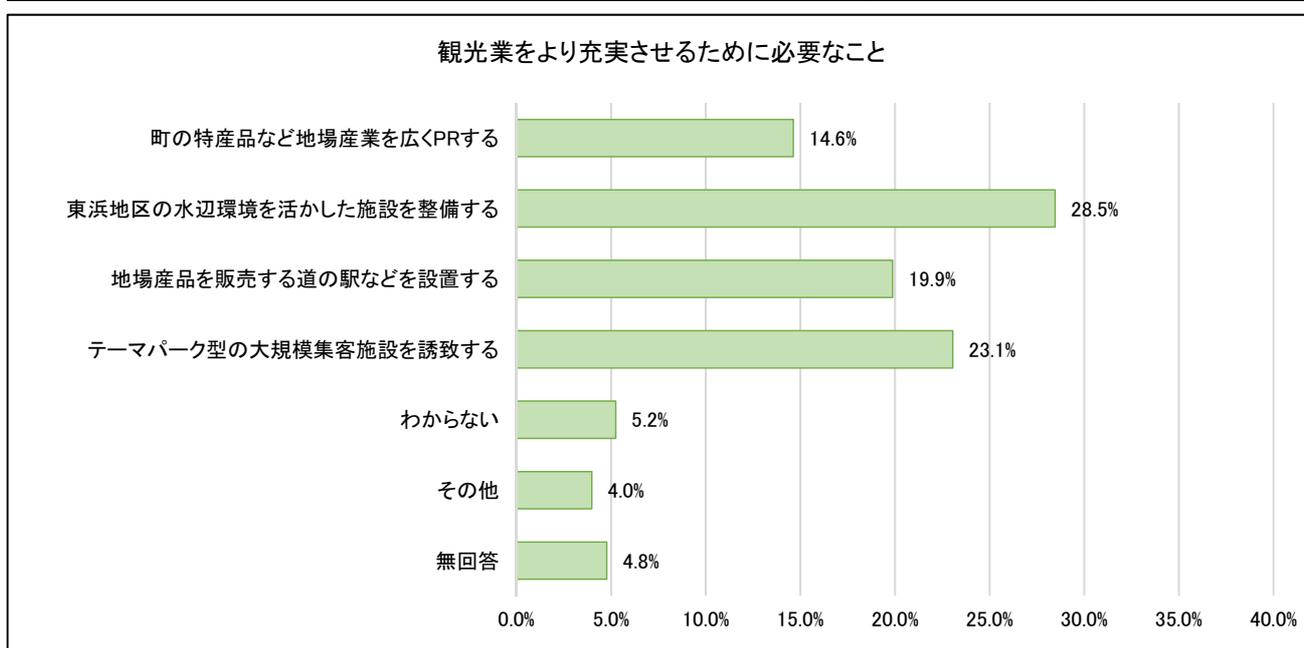


【その他】※主な意見

- ・古い赤瓦だけではなく、セメント、鉄、木材など強化集中へのテコ入れ。
- ・工業を進展させる敷地等の確保。
- ・どのような工業が存在するのか、今後伸びそうな工業が町にあるのか、明確にする。
- ・既存産業をどうイノベーションさせるか。あるものを活かし、発展させていく視点。
- ・伝統産業の観光産業化。

(27) 観光業をより充実させるために必要なこと

回答	票	割合
町の特産品など地場産業を広く PR する	92	14.6%
東浜地区の水辺環境を活かした施設を整備する	179	28.5%
地場産品を販売する道の駅などを設置する	125	19.9%
テーマパーク型の大規模集客施設を誘致する	145	23.1%
わからない	33	5.2%
その他	25	4.0%
無回答	30	4.8%
計	629	100.0%



【その他】※主な意見

- ・近代アート、カラフルなアイデアを受け入れ、町の景観から変えていく。
- ・毎月定時に噴水ショーなどの目玉になり、且つお金のかからないイベントを開催する。
- ・緑化をすすめる。
- ・世界に対応できる人づくり。
- ・水路の水質浄化と両岸での賑わいの創出。
- ・観光協会の設立。
- ・まちの景観を良くし、広く PR せずとも口こみで人が集まるような町にする。
- ・浦添港川地区のような、飲食店や雑貨店、栄町のような飲み歩きできる地区をつくる等、特色を持たせる。
- ・MICE を意識した商業店舗や飲食店を設置、誘致。
- ・交通アクセスが充実しないと利益も出ず、出店もしないと思う。
- ・安くて手軽に利用できる民泊施設や宿泊施設を奨励、支援で大幅に増やす。
- ・体験型参加型の観光を推進する。
- ・観光ガイドの教育、育成支援。
- ・伝統文化、歴史をしっかりとめ、ネット、パンフレットなどを使い発信する。
- ・ゆるキャラを使用して特産品をアピール。

## (28) 与那原町で、今後とも大切にしたい、残したい場所・モノ・行事

### 【与那原町大綱曳】

- ・もっと多くの人に見てもらえるよう、広い場所での開催が良い。
- ・多様な年齢の人と交流できるので残して行ってほしいです。
- ・綱づくりを観光に組み込んでみてはどうか。
- ・若い世代が受け入れられて、自ら参加したくなるような空気をつくった方が良い。
- ・開催時期を変更したらよいと思う。(猛暑のため。)
- ・PR 不足のような気がするので、もっと宣伝してほしい。
- ・屋台などの出店のほかに与那原町の特産品の出店も多く取り入れる。
- ・町民の熱意を感じるので、今後も残していきたい。
- ・与那原大綱曳のドキュメンタリーの動画を本格的に製作したらどうか。
- ・一万発の花火は迫力があってよかった。

### 【自然】

- ・山と海。山を守れないと海も守れない。
- ・昔のように、きれいな海をもう一度見たい。
- ・東浜から海への一周観覧船を出したりして海辺を活かした産業を展開してほしい。
- ・今ある自然をなるべくそのまま残して行ってほしい。
- ・植林、植樹で自然を増やしてほしいです。
- ・海辺の町だった与那原が人工的な海になったので、せめて森だけでも残してほしい。
- ・海浜、運河の水際の自然生態系が回復、保全されること。
- ・山原船の寄港場として栄えた歴史を通して再現するようなイベントの開催。
- ・当添漁港を含めたグリーンツーリズムなどを検討してはどうか。
- ・川の浄化に力を入れてほしい。

### 【東浜水路】

- ・手造りイカダ競争、手漕ぎボート競走等で活用してはどうか。
- ・水質改善し、釣りやボート遊びもできる憩いの地域にする。
- ・東浜水路通りと昔のチンクシージー(材木置場)を再開発し町の活性化を図る。
- ・東浜の水路沿いに桜をもっと植えてほしい。

### 【公園】

- ・与那古浜公園、シーサー公園、イルカ公園、東浜きょうりゅう公園、与那原公園、港公園、ゆうゆう公園
- ・上の森公園は明るく、アスレチックなどもっと子どもが集まりやすくできないか。
- ・年末の与那古浜公園のイルミネーションをこのまま続けてほしい。
- ・運動場を活用して移動販売で軽食や地場産品の販売をする。
- ・きょうりゅう公園のように、シーサー公園にも駐車場を。

### 【森】

- ・運玉森に遊歩道を整備し、気軽にハイキングできるようにする。
- ・運玉森に登山道を整備し、町民の日常的な体力増進、観光振興にあてる。
- ・運玉森は、運玉義留とアンダケーボージャーの伝説の地として色々工夫して売り出す。
- ・雨乞森に展望台をつくる。
- ・乱開発だけはやめてほしい。

### 【赤瓦】

- ・新製品の開発に力を入れた方が良い。
- ・新しくつくる家は瓦を使ってほしい。
- ・瓦の製造工場街はテーマパーク化すべき。
- ・瓦を使った塀があったら与那原らしい散歩道になる。
- ・公共施設、ウガンジュ、一般住宅に補助金を出すなど、積極的に使っていく。

#### 【通り・商店街】

- ・オリオン通り、えびす通りは長年の積み重ねられた味わいがある。改装もいいが、閉じないでほしい。
- ・他の地域からも買い物客が来るようなまちづくりを望む。
- ・地域活性のためのイベントを月1でやる。

#### 【文化財】

- ・前の井（メヌカー）、もう少し手を加えて大切にしたいと思う。
- ・歴史のある場所などをマップにして気軽に訪れることができるように活用したい。
- ・親川、御殿山、阿知利世主、三津武嶽、久葉堂、前の井、上之殿、東名大主、久茂久岩を歴史散策コースとする。
- ・親川。聖水の湧水として歴史があるので、水路や噴水などをつくり、四季折々の草花で年中色どり豊かにしていきたい。

#### 【軽便与那原駅舎・線路】

- ・線路にシートが被せられているだけ。歴史のある駅なので、もっと大切にほしい。
- ・路面電車をひき、“昔も今も利便の良い町”をアピールできるようにする。

#### 【御嶽・拝所】

- ・御嶽の整備・各所の案内。
- ・浜の御殿の整備。（今後の観光資源になる）

#### 【当添ハーリー】

- ・町行事として対応すれば与那原をPRできると思う。
- ・区を中心にやっているが、規模的に小さいため、町全体の行事にしたらどうか。

#### 【ひじき】

- ・ひじきチップスを作る。
- ・採れたら何日間かスーパー等で安く販売、試食など。

#### 【住環境】

- ・那覇都市圏にありながら、戸建て中心の簡素な住環境。
- ・観光地化されていない事。

#### 【図書館】

- ・もっと広いスペースと児童書の充実、一般書の文庫スペースと増本を希望。
- ・パソコンなどのIT機器を設置し、子ども達が無料で使えるようにする。

#### 【クララ教会】

- ・世界的な神父会議や法皇を招く。

#### 【橋】

- ・東浜橋、くじら橋。

#### 【綱曳資料館】

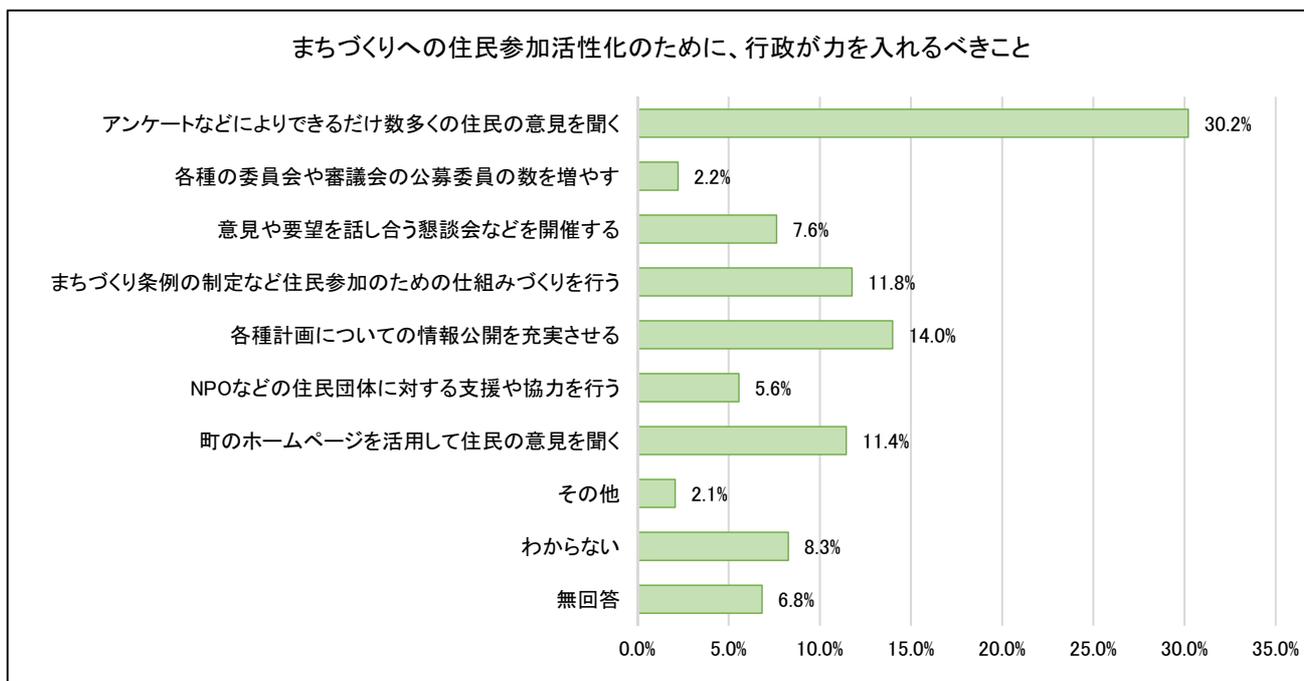
- ・与那原町の歴史のために残したい。

#### 【その他】

- ・石獅子
- ・エイサー
- ・与那原町観光交流施設
- ・コミュニティセンター
- ・ファーマーズあがりはま
- ・よなばるマルシェ
- ・綱がる軽便市
- ・小倉シュー
- ・与那原そば
- ・海風児童館、あかぎ児童館
- ・久葉堂赤木

(29)まちづくりへの住民参加活性化のために、行政が力を入れるべきこと

回答	票	割合
アンケートなどによりできるだけ数多くの住民の意見を聞く	190	30.2%
各種の委員会や審議会の公募委員の数を増やす	14	2.2%
意見や要望を話し合う懇談会などを開催する	48	7.6%
まちづくり条例の制定など住民参加のための仕組みづくりを行う	74	11.8%
各種計画についての情報公開を充実させる	88	14.0%
NPOなどの住民団体に対する支援や協力を行う	35	5.6%
町のホームページを活用して住民の意見を聞く	72	11.4%
その他	13	2.1%
わからない	52	8.3%
無回答	43	6.8%
計	629	100.0%

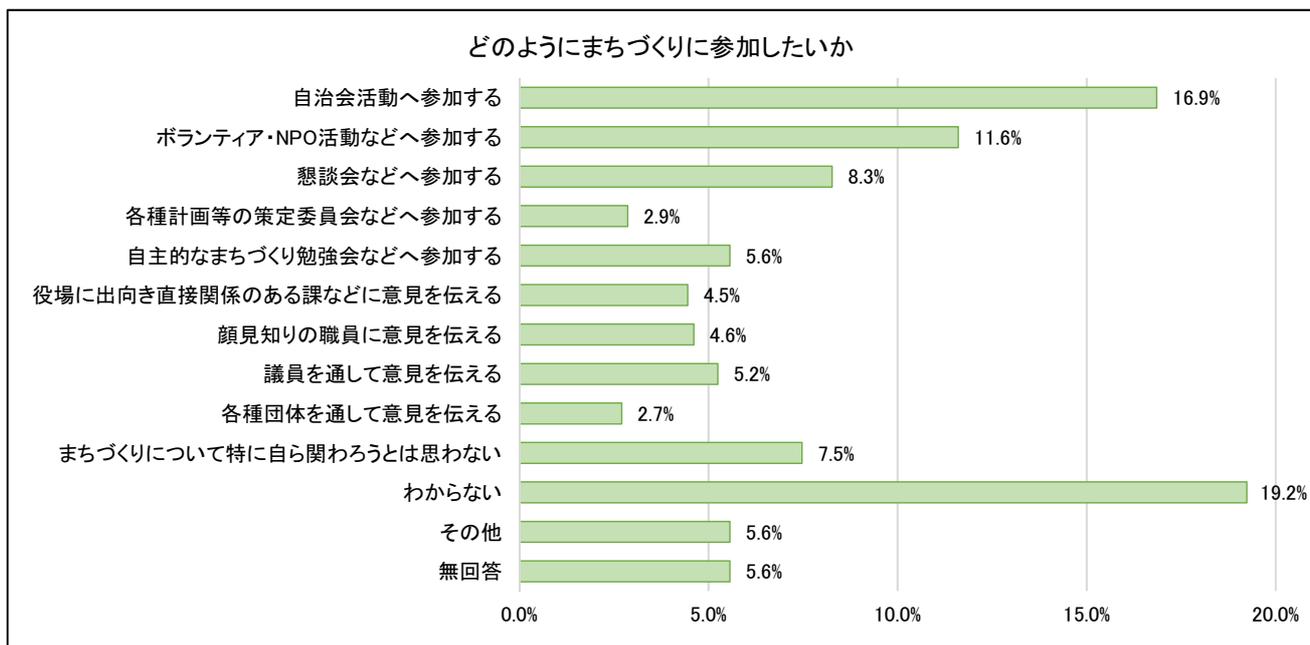


【その他】※主な意見

- ・役場に行きやすい環境づくりをしてほしい。
- ・「住民の声を聞く課」のような課を各区につくる。
- ・町企画課や町議員等の研究・充実。
- ・興味を持てるようなHPや広報資料にする。
- ・他自治体（県外も含む）の成功例を研究する。
- ・LINE、Twitterの活用、連携。地域の活動に参加するとポイントが貯まるなど。
- ・学校、学生、会社、店舗へ情報を共有。

(30)どのようにまちづくりに参加したいか

回答	票	割合
自治会活動へ参加する	106	16.9%
ボランティア・NPO活動などへ参加する	73	11.6%
懇談会などへ参加する	52	8.3%
各種計画等の策定委員会などへ参加する	18	2.9%
自主的なまちづくり勉強会などへ参加する	35	5.6%
役場に出向き直接関係のある課などに意見を伝える	28	4.5%
顔見知りの職員に意見を伝える	29	4.6%
議員を通して意見を伝える	33	5.2%
各種団体を通して意見を伝える	17	2.7%
まちづくりについて特に自ら関わろうとは思わない	47	7.5%
わからない	121	19.2%
その他	35	5.6%
無回答	35	5.6%
計	629	100.0%



【その他】※主な意見

- ・アンケートへの回答。
- ・インターネットで意見を伝える。
- ・議員への陳情。
- ・与那原町で作られたものを購入したり、使ったりする。
- ・医療、福祉の資格を活かした地域への貢献。
- ・伝統文化、歴史、現在を知り、活動に参加し与那原の事を勉強する。



---

---

## 第 5 次与那原町総合計画

### 基本構想・前期基本計画

発行年月 2019（平成 31）年 4 月

発行者 与那原町 企画政策課

与那原町字上与那原 16 番地

TEL (098) 945-8881

---

---



